

# **那霸市情報公開および那霸市個人情報保護制度**

## **運用状況報告書**

**令和2年度（2020年度）**

**那霸市総務部法制契約課  
市政情報センター**



# 目 次

## I 情報公開制度

1	情報公開制度の目的	1
2	情報公開制度の運用状況	2
	(表1) 情報公開請求の処理状況内訳	
	(表2) 非公開、部分公開の理由内訳	
	(表3) 実施機関別処理状況	3
(1)	情報公開請求の内容	
①	市政情報センター受付分	4
②	保健所受付分	44
③	上下水道局受付分	46
④	市立病院受付分	48
(2)	那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会、 審査会の開催状況	49
(3)	那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿	
(4)	那覇市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿	50

## II 個人情報保護制度

1	個人情報保護制度の目的	51
2	個人情報保護制度の運用状況	52
	(表1) 個人情報開示等請求の処理状況内訳	
	(表2) 開示請求に対する一部承諾、拒否の理由内訳	
	(表3) 実施機関別処理状況	53
(1)	個人情報開示等請求の内容	
①	市政情報センター受付分	54
②	保健所受付分	61
③	上下水道局受付分	62
④	市立病院受付分	63
(2)	個人情報の目的外利用・外部提供の状況	
①	市政情報センターフル	65
②	保健所フル	81
③	上下水道局フル	86
④	市立病院フル	88

(3) 通信回線による結合処理状況	
① 農地情報公開システム整備事業	
農地情報公開システム本格稼働加速化事業	91
② コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付業務	92
③ 住民基本台帳ネットワークシステム	95
④ 避難行動要支援者対策事業	97

### III 審議会の答申

1 特定個人情報保護評価書の第三者点検について	98
-------------------------	----

### IV 審査会の答申

1 医療機関のレセプトに係る保有個人情報開示処分に対する審査請求について	174
--------------------------------------	-----

### V 会議公開制度

1 会議公開制度の目的	177
(1) 会議の開催状況	178

# I 情報公開制度

## 1 情報公開制度の目的

那覇市は、民主的な開かれた市政を実現するためには、行政の持つ情報を広く市民に公開する必要があると考えています。市民の「知る権利」を憲法で保障される基本的人権に内在する具体的な権利として位置づけ保障し、行政に対しては「原則公開」を義務付けるのが情報公開制度です。

次の3点を制度の柱として、ガラス張りの市民参加の市政をめざします。

- (1) 市の行政機関等のもっている情報は、原則としてすべて公開します。
- (2) 市民のプライバシーは最大限に保護します。
- (3) 非公開とする情報は、プライバシー保護や公的保護を図るための必要最小限とします。

### 情報公開制度の主な内容

#### (1) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防局長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（市立病院）をいう。

#### (2) 対象となる公文書

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものです。

#### (3) 公文書の公開を請求できる者

住所、国籍、年齢、個人、法人の区別なく、どなたでも実施機関のもっている公文書の公開を請求できます。

#### (4) 非公開とすることができる公文書

実施機関のもっている公文書は公開が原則ですが、次のような情報が記録されている公文書は非公開とすることができます。

- ①法令等により、明らかに守秘義務が課されている情報
- ②個人に関する情報
- ③公にすると会社などの法人等に著しい不利益を与える情報
- ④公にすると行政の適正な執行に支障を及ぼす情報

#### (5) 公開の請求方法

公開請求は、請求書を窓口の市政情報センター（生活衛生課（那覇市保健所内）、上下水道局及び市立病院はそれぞれの窓口）に提出して行います。

#### (6) 決定に対する審査請求

実施機関の決定に対して不服があるときは、審査請求をることができます。

審査請求を受けた実施機関は那覇市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する決定又は裁決を行います。

#### (7) 費用の負担

閲覧、視聴、聴取は無料ですが、写しの交付を受ける場合は請求者がその費用（写しの作成に要する費用又は手数料、写しの送付に要する費用）を負担します。

## 2 情報公開制度の運用状況

- (1) この運用状況は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年分です。
- (2) 公開請求件数は545件で、内訳は下記の表のとおりとなっています。(表1参照)
- (3) 受付窓口別にみると、市政情報センター455件（うち教育委員会107件、選挙管理委員会4件、監査委員0件、農業委員会0件、公平委員会0件、固定資産評価委員会0件、消防局長38件、議会0件）、那覇市保健所（生活衛生課）47件、上下水道事業管理者43件、市立病院0件となっています。
- (4) 月平均の請求件数は、約45件となります。
- (5) 非公開、部分公開の理由内訳は下記の表のとおりです。(表2参照)
- (6) 処分に対する審査請求は0件でした。(表1参照)

(表1) 情報公開請求の処理状況内訳

年 度	請求件数	公 開	部分公開	非公開	取り下げ	審査請求
令和元年度	462	248	143	56 (52)	15	0
令和2年度	545	331	155	37 (32)	22	0

※ 非公開欄のかっこ書きは文書不存在の件数です。

(表2) 非公開、部分公開の理由内訳

	非公開	部分公開	計
法 令 秘 情 報	0	0	0
個 人 情 報	1	75	76
法 人 情 報	1	61	62
行 政 執 行 情 報	3	14	17
(時 限 秘)	(2)	(2)	(4)
文 書 不 存 在	32	5	37
そ の 他	0	0	0
合 計	37	155	192

※ 複数の理由に該当する場合もあるので、各合計が必ずしも請求件数と一致するわけではありません。

(表3) 実施機関別処理状況

実施機関		公開請求内訳					審査請求
		請求件数	公開	部分公開	非公開	取り下げ	
市長	総務部	13	5	3	3	2	0
	企画財務部	3	2	0	0	1	0
	経済観光部	19	13	4	0	2	0
	環境部	17	8	7	2	0	0
	市民文化部	10	6	2	1	1	0
	福祉部	2	0	1	0	1	0
	健康部	48	15	31	2	0	0
	こどもみらい部	2	0	1	1	0	0
	都市みらい部	108	83	22	1	2	0
	まちなみ共創部	131	87	31	9	4	0
出納室		0	0	0	0	0	0
小計		353	219	102	19	13	0
教育委員会		107	83	14	4	6	0
選挙管理委員会		4	0	1	3	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0	0
公平委員会		0	0	0	0	0	0
固定資産評価委員会		0	0	0	0	0	0
消防局長		38	11	16	10	1	0
上下水道事業管理者		43	18	22	1	2	0
議会		0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人 (市立病院)		0	0	0	0	0	0
合計		545	331	155	37	22	0

## (1)情報公開請求の内容

### ①市政情報センター受付分

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
1	1	R2.4.2	平成31年度(平成30年保管状況分)ボリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等の届出に係る事業場別集計表	公開	R2.4.8			環境部 廃棄物対策課
2	2	R2.4.2	首里城南ヒルズ建築協定(協定書一式)	部分公開	R2.4.8	印影部分	第7条第1項第2号	まちなみ共創部 建築指導課
3	3	R2.4.3	二項道路の図面(那覇市道路種別マップ45L-NO2)	公開	R2.4.6			まちなみ共創部 建築指導課
4	4	R2.4.3	30 首里石嶺4丁目分譲 地建築協定	公開	R2.4.8			まちなみ共創部 建築指導課
5	5	R2.4.6	道路台帳 令和2年度分(那覇市○○○一〇ー〇を中心とする)	公開	R2.4.13			都市みらい部 道路管理課
6	6	R2.4.6	リサイクル届け出受付簿(令和2年3月1日～令和2年4月6日 工事場所について)	部分公開	R2.4.8	個人のプライバシー保護のため	第7条第1項第2号	まちなみ共創部 建築指導課
7	7	R2.4.6	①事業系一般廃棄物処理手数料改定 ②事業系資源化物の排出区分及び処理方法の適正化について ①②の会議録	部分公開	R2.4.9	環境審議会委員の氏名は個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため	第7条第1項第2号	環境部 環境政策課
8	8	R2.4.7	那覇市道路種別マップ NO3 26-L	公開	R2.4.8			まちなみ共創部 建築指導課
9	9	R2.4.8	道路台帳平面図(測定基図) 久米〇丁目〇ー〇	公開	R2.4.9			まちなみ共創部 建築指導課
10	10	R2.4.13	平成31年度及び令和元年度 発注工事 工事名:城西小学校外6校及び中学校4校冷房設備設置工事 工事名:開南小学校外8校及び中学校2校冷房設備設置工事 上記工事に係る「工事費内訳書、項目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書、代価表、共通費・諸経費計算書」の公開	公開	R2.4.27			生涯学習部 施設課
	11	R2.4.13	平成31年度及び令和元年度 発注工事 工事名:安岡中学校屋内運動場改築工事(機械) 工事名:安岡中学校防音機能復旧工事(空調) 上記工事に係る「工事費内訳書、種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書、代価表、共通費・諸経費計算書」の公開					
11	12	R2.4.13	平成31年度及び令和元年度 発注工事 工事名:石嶺市営住宅第6期建替工事(機械・1工区) 工事名:石嶺市営住宅第6期建替工事(機械・2工区) 上記工事に係る「工事費内訳書、種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書、代価表、共通費・諸経費計算書」の公開	公開	R2.4.23			まちなみ共創部 建築工事課
12	13	R2.4.13	首里城火災の調査報告書の一切	非公開	R2.4.24	文書不存在	第12条第2項	消防局 予防係
13	14	R2.4.15	指定避難所である小中学校(以下5校)の体育館に使用している板ガラスの種類と面積が分かる書類(最新のもの) ※図面や建具表など 小学校(3校):泊小、松島小、さつき小 中学校(2校):石田中、金城中	公開	R2.4.27			生涯学習部 施設課
14	15	R2.4.17	漫湖公園(古波蔵側)ジョギングコース 照明灯改修工事	部分公開	R2.4.28	単価表	第7条第1項第4号	都市みらい部 公園管理課
15			(仮称)ともかぜ振興会館建設工事(移動観覧席)	公開	R2.4.27			まちなみ共創部 建築工事課
16			開南小学校屋内運動場及びプール改修工事(受変電設備) 城西小学校外6校及び中学校4校冷房設備設置工事 神原小学校屋内運動場等改修工事(電気)	公開	R2.4.28			生涯学習部 施設課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
17	16	R2.4.17	天妃小学校屋内運動場及びこども園改築工事(電気) 神原小学校屋内運動場等改築工事(昇降機) 開南小学校消火ポンプ室新築工事 神原小学校屋内運動場等改築工事(機械) 安岡中学校屋内運動場等改築工事(機械) 安岡中学校屋内運動場等改築工事(電気) 上間小学校屋内運動場改築工事(設備) 天妃小学校屋内運動場及びこども園改築工事(機械)	公開	R2.4.28			生涯学習部 施設課
	17	R2.4.17	安岡中学校防音機能復旧工事(空調) 開南小学校外8校及び中学校2校冷房設備設置工事 泊小学校、金城小学校ボイラー煙突取替工事					
18	18	R2.4.20	宇栄原市営住宅第5工期建替工事(造成) ・金入設計書	部分公開	R2.4.28	工事設計書内の決裁者の押印 刊行物から採用した単価の根拠	第7条第1項第4号	まちなみ共創部 建築工事課
19	19	R2.4.21	新旧対照表方式による条例・規則の一部改正に關し、その手法について定め、又は検討した文書、導入の経緯等が分かる文書その他これらに關連して作成し、又は取得した文書	取下げ				総務部 法制契約課
20	20	R2.4.23	立候補予定者に対する通知した文章の内容(事前運動として公職選挙法違反に対しての通知)	非公開	R2.5.8	令和2年6月7日執行の沖縄県議会議員一般選挙は沖縄県が実施する選挙であり、沖縄県内全選挙区の立候補予定者に係るものは沖縄県選挙管理委員会が通知することになっているため。	第12条第2項	那覇市選挙管理委員会
21	21	R2.4.27	那覇市具志宮城区土地地区画整理事業出来形確認測量(平成6年9月) ・画地出来形図61街区 ○○丁目○番地 ・画地点成果表	公開	R2.5.7			まちなみ共創部 まちなみ整備課
22	22	R2.4.27	那覇市パレット市民劇場が指定管理された平成24年度ごろ以後の選定にかかる資料および契約にかかる資料	部分公開	R2.5.21	当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため	第7条第1項第3号	市民文化部 文化振興課
23	23	R2.4.27	那覇市ぶんかんぶす館の平成30年度の選定にかかる資料および契約にかかる資料	公開	R2.5.13			経済観光部 商工農水課
24	24	R2.4.28	消防局から沖縄県防災危機管理課に送付したバワハラの件(4月分)	部分公開	R2.5.11	個人情報	第7条第1項第2号	消防局 総務課
25	25	R2.4.30	土地地区画整理法による換地図(平成17年1月22日) 対象地:那覇市○○○丁目○番○(292.90m <sup>2</sup> 旧地番:○番○)1部 ○番○(706.17m <sup>2</sup> 旧地番:○番○)1部	公開	R2.5.7			まちなみ共創部 まちなみ整備課
26	26	R2.5.7	①農連市場最後の工事と称する街路整備工事は金秀建設の指揮のもとに進められているが、その設計図も示されていないが、その正確な設計図を提示せよ。 ②整備事業組合と金秀建設の契約文書を提示せよ。 ③まちなみ整備課がこの工事を管理し、費用を持つということだが、まちなみ整備課と整備事業組合(あるいは金秀建設)との契約文書を提示せよ。有無を明示すること。	公開	R2.5.21			まちなみ共創部 まちなみ整備課
27				部分公開	R2.5.21	法人等の代表者印の印影	第7条第1項第3号	まちなみ共創部 まちなみ整備課
28	27	R2.5.7	現在、街路整備工事は請求者○○が住んでいた水上店舗の最南端の堅固な建物の上を道路にしているが、その水上店舗の古い公図を提示せよ。現在の水上店舗跡地の公図を提示せよ。平成26年5月30日の県の認可時の水上店舗の公図を提示せよ。有無を明示せよ。	非公開	R2.5.21	文書不存在	第12条第2項	まちなみ共創部 まちなみ整備課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
29	28	R2.5.7	①街路整備工事は認可権者の沖縄県の指揮管理すべきだが、那覇市(まちなみ整備課)が指揮管理することになった経緯を示す文書を開示せよ。 ②平成26年5月30日知事が整備事業を認可した時点で、那覇市は参加組合員となったが費用は一切支払っておらず、平成28年1月12日まで農連市場地区に那覇市有地はほとんど存在しなかつたが、平成28年1月12日の登記によって新しい地番が付けられて以後、那覇市の土地(所有地)がどつと増えた。その理由を文書で説明せよ。文書が無ければ「ない」と表示せよ。	非公開	R2.5.21	文書不存在	第12条第2項	まちなみ共創部 まちなみ整備課
30	29	R2.5.8	令和元年度の「石嶺市営住宅第6期建替工事(機械・2工区)」について作成されました、内訳明細書及び諸経費(一般管理費、現場管理費、共通仮設費)及び諸経費計算書の文書	公開	R2.5.21			まちなみ共創部 建築工事課
30	30	R2.5.8	令和元年度の「石嶺市営住宅第6期建替工事(機械・1工区)」について作成されました、内訳明細書及び諸経費(一般管理費、現場管理費、共通仮設費)及び諸経費計算書の文書					
31	31	R2.5.8	令和元年度の「安岡中学校防音機能復旧工事(空調)」について作成されました、内訳明細書及び諸経費(一般管理費、現場管理費、共通仮設費)及び諸経費計算書の文書	公開	R2.5.13			生涯学習部 施設課
32	32	R2.5.8	令和元年度の「安岡中学校屋内運動場等改築工事(機械)」について作成されました、内訳明細書及び諸経費(一般管理費、現場管理費、共通仮設費)及び諸経費計算書の文書	公開	R2.5.13			生涯学習部 施設課
33	33	R2.5.8	令和元年度の「開南小学校外8校及び中学校2校冷房設備設置工事」について作成されました、内訳明細書及び諸経費(一般管理費、現場管理費、共通仮設費)及び諸経費計算書の文書	公開	R2.5.13			生涯学習部 施設課
34	34	R2.5.8	令和元年度の「城西小学校外6校及び中学校4校冷房設備設置工事」について作成されました、内訳明細書及び諸経費(一般管理費、現場管理費、共通仮設費)及び諸経費計算書の文書	公開	R2.5.13			生涯学習部 施設課
35	35	R2.5.8	平成31年度発注工事の工事設計書及び仕分書、内訳書 別紙参照	公開	R2.5.20			まちなみ共創部 建築工事課
36				部分公開	R2.5.20	公にすることにより、刊行物を発刊する法人に著しく不利益を与えることが明らかであるため。	第7条第1項第3号	まちなみ共創部 建築工事課
37				公開	R2.5.18			まちなみ共創部 市営住宅課
38				部分公開	R2.5.20	刊行物に係る部分	第7条第1項第3号	生涯学習部 施設課
39				公開	R2.5.18			都市みらい部 道路建設課
40				公開	R2.5.15			都市みらい部 花とみどり課
41				部分公開	R2.5.19	刊行物に係る部分	第7条第1項第3号	都市みらい部 公園管理課
42				公開	R2.5.20			都市みらい部 道路管理課
43	36	R2.5.8	那覇市道路台帳(那覇3)測定基図 那覇3 07-21のページの真嘉比松川線及び大道側の道路周囲が確認できる範囲	公開	R2.5.13			都市みらい部 道路管理課
44	37	R2.5.11	令和元年10月31日、那覇市消防局が撮影した首里城火災の動画映像	公開	R2.5.14			消防局
45	38	R2.5.14	令和元年度 件名:赤ちゃん用おしりふきについて、指名業者名、落札金額(すべての入札業者、入札金額)、落札業者名等をすべて開示せよ	部分公開	R2.5.27	予定価格 適用理由:市が行う入札業務の性質上、予定価格を公開することにより、当該入札の適切な執行に著しい支障を及ぼす恐れがあるため。	第7条第1項第4号	こどもみらい部 子育て応援課
46	39	R2.5.22	那覇市首里〇〇町〇-〇-〇 道路台帳図面 No.8-19	公開	R2.5.14			都市みらい部 道路管理課
47	40	R2.5.26	令和2年度 街路樹維持管理業務委託(那覇西地区・那覇東地区)	部分公開	R2.5.28	単価表 表紙決算欄の押印部分	第7条第1項第4号	都市みらい部 道路管理課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
48	41	R2.5.27	道路断面標準図 図面番号31-16 CAB管理移管図面作成業務 天久安里線(平面図)5-4 図面番号 31-5	公開	R2.5.28			都市みらい部 道路管理課
49	42	R2.5.27	令和元年度の石嶺市営住宅第6期建替工事(昇降機)に係る工事設計書(鏡)科目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書、諸経費計算書	公開	R2.6.9			まちなみ共創部 建築工事課
50	43	R2.5.27	令和2年度街路樹維持管理業務委託(那覇西地区)の工事費内訳書(単価・金額の記載のあるもの)	部分公開	R2.6.1	単価表 適用理由:単価表は、内訳書に掲載している単価の根拠にもなっており、今後発注予定の類似工事費積算において工事費を類推される等、事業執行に支障を及ぼすため	第7条第1項第4号	都市みらい部 道路管理課
51	44	R2.5.27	令和元年度街路樹美化業務委託の工事費内訳書(単価・金額の記載のあるもの)	公開	R2.6.1			都市みらい部 道路管理課
52	45	R2.5.27	令和2年度街路樹維持管理業務委託(那覇東地区)の工事費内訳書(単価・金額の記載のあるもの)	部分公開	R2.6.1	単価表 適用理由:単価表は、内訳書に掲載している単価の根拠にもなっており、今後発注予定の類似工事費積算において工事費を類推される等、事業執行に支障を及ぼすため	第7条第1項第4号	都市みらい部 道路管理課
53	46	R2.5.27	平成28年度天久安里線バス停上屋設置工事 発注図面一式、金額入り工事費仕分書、金額入り内訳書、代価表、共通費計算書、その他の一式 (2016/10/21 (株)RPM落札 20,300千円 建設管理部道路建設課発注)	公開	R2.5.29			都市みらい部 道路建設課
54	47	R2.6.2	小禄市営住宅6号棟改修工事 小禄市営住宅7.8号棟改修工事 汀良市営住宅2-2号棟外壁補修工事 ・内訳書・仕訳書・諸経費計算書 ・最低制限価格計算書(法制契約課)	公開	R2.6.11			まちなみ共創部 建築工事課
55				公開	R2.6.3			まちなみ共創部 市営住宅課
56				非公開	R2.6.2	最低制限価格は、事業課の作成した工事費内訳書を基に「那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱」第3条の規定により算出しているが、算出時に計算書を作成していないため、文書が存在しない。	第12条第2項	総務部 法制契約課
57	48	R2.6.2	城岳小学校外壁補修工事(1工区) 城岳小学校外壁補修工事(2工区) ・内訳書・仕訳書・諸経費計算書 ・最低制限価格計算書(法制契約課)	公開	R2.6.8			生涯学習部 施設課
58				非公開	R2.6.2	最低制限価格は、事業課の作成した工事費内訳書を基に「那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱」第3条の規定により算出しているが、算出時に計算書を作成していないため、文書が存在しない。	第12条第2項	総務部 法制契約課
59	49	R2.6.2	那覇市道路種別マップ 49-R(NO3)	公開	R2.6.3			まちなみ共創部 建築指導課
60	50	R2.6.2	○3・5・20号 一銀線 事業地を表示する図面 平面図 ○3・4・那88号 真和志線 事業地を表示する図面 平面図 ○3・4・那89号 城東城北線 事業地を表示する図面 平面図 ○3・5・那22号 古波蔵上線 事業地を表示する図面 平面図	公開	R2.6.4			都市みらい部 道路建築課
61	51	R2.6.2	(仮称) 日赤沖縄総合センター建設工事 平成21年12月17日 第ERI09034387 号申請における 法48条許可申請書の写しの交付	部分公開	R2.6.16	法人代表者印の印影部分、特定の個人が識別される情報、及び通常公表されていない情報で法人の不利益になるかどうか、不明確な部分。	第7条第1項第3号	まちなみ共創部 建築指導課
62	52	R2.6.4	那覇市法定外公共物 N1-09	公開	R2.6.5			都市みらい部 道路管理課
63	53	R2.6.5	令和1年度 天妃小学校屋内運動場及びこども園 改築工事(機械) ・工事費仕訳書・内訳書	公開	R2.6.8			生涯学習部 施設課
64	54	R2.6.5	令和1年度 石嶺市営住宅第6期工事(機械・1工区) ・工事費仕訳書・内訳書	公開	R2.6.18			まちなみ共創部 建築工事課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
65	55	R2.6.8	那覇市道路種別マップ66-R(No.2)	公開	R2.6.10			まちなみ共創部 建築指導課
66			○第一牧志公設市場環境改善工事 ○第一牧志公設市場解体工事(平成31年度発注) ○第一牧志公設市場建設工事(建築)(令和2年度発注) •金額入り工事費仕分書 •金額入り内訳書 •共通費計算書	取下げ				経済観光部 なはまち振興課
67			○石嶺小学校校舎改築工事(建築)(電気)(空調)(衛生)(昇降機) ○神原中学校校舎改修工事 ○神原中学校校舎解体工事 ○神原中学校校舎改築工事(建築)(電気)(機械) ○垣花小学校校舎改修工事 ○金城小学校空調機更新工事 ○上間小学校校舎及び屋内運動場解体工事 ○那覇市真和志南地区活性化人材育成支援施設(仮称)建設工事(建築・外構)(電気)(機械)(昇降機) 上記は平成30年度発注 •金額入り工事費仕分書 •金額入り内訳書 •共通費計算書	取下げ				
67			○宇栄原小学校屋内運動場等改築工事(建築)(設備) ○宇栄原小学校屋内運動場解体工事 ○開南小学校屋内運動場及びプール改築工事(受変電設備) ○開南小学校屋内運動場及びプール解体工事 ○開南小学校消火ポンプ室新築工事 ○神原小学校屋内運動場等改築工事(建築)(電気)(機械)(昇降機) ○神原小学校屋内運動場等解体工事 ○天妃小学校屋内運動場及びこども園改築工事(建築)(電気)(機械) ○天妃小学校屋内運動場解体工事 ○安岡中学校屋内運動場等改築工事(建築)(電気)(機械) ○安岡中学校屋内運動場及びプール解体工事 ○安岡中学校防音機能復旧工事(空調) ○安岡中学校校舎改修工事 ○上間小学校屋内運動場改築工事(建築)(設備) ○城西小学校外6校及び中学校4校冷房設備設置工事 ○開南小学校外8校及び中学校2校冷房設備設置工事 ○真和志給食センター貯水槽解体撤去工事 ○鏡原中学校屋内運動場及びプール解体工事 ○高良小学校校舎及び屋内運動場解体工事(1工区)(2工区)	取下げ				生涯学習部 施設課
56	56	R2.6.8	○与儀小学校改修工事 上記は平成31年度発注 •金額入り工事費仕分書 •金額入り内訳書 •共通費計算書					
			○壺屋小学校屋内運動場照明整備工事(電気) ○壺屋小学校外2校及び中学校1校環境整備工事(トイレ改修) ○石嶺小学校設備配管切り回し工事 ○石嶺小学校設備配管切り回し工事(その2) ○与儀小学校改修工事 上記は令和2年度発注 •金額入り工事費仕分書 •金額入り内訳書 •共通費計算書					

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
68			○(仮称)ナハメカルパーキング建設工事(建築)(設備) ○(仮称)ともかぜ振興会館建設工事(解体)(建築)(電気)(衛生設備)(空調設備)(舞台音響)(舞台照明)(昇降機)(磁気探査) ○那覇市文化テンプス館施設機能強化工事(空調設備) 上記は平成30年度発注 ・金額入り工事費仕分書 ・金額入り内訳書 ・共通費計算書  ○宇栄原市営住宅第5期建替工事(解体・2工区)(解体・ポンプ室) ○石嶺市営住宅第6期建替工事(建築)(電気・1工区)(電気・2工区)(機械・1工区)(機械・2工区) 上記は平成31年度発注 ・金額入り工事費仕分書 ・金額入り内訳書 ・共通費計算書  ○大名市営住宅第3期建替工事(E棟・外構)(解体・ポンプ室) ○宇栄原市営住宅第5期建替工事業務委託(造成磁気探査) 上記は令和2年度発注 ・金額入り工事費仕分書 ・金額入り内訳書 ・共通費計算書	取下げ				まちなみ共創部建築工事課
69			○平成30年度旭丘公園便所整備工事(建築)(設備) 上記は平成30年度発注 ・金額入り工事費仕分書 ・金額入り内訳書 ・共通費計算書  ○漫湖公園(古波蔵側)ジョギングコース照明等改修工事 上記は平成31年度発注 ・金額入り工事費仕分書 ・金額入り内訳書 ・共通費計算書	公開	R2.6.16			都市みらい部公園管理課
70			○平成30年度石嶺駅前線照明灯工事(第5工区) 上記は平成30年度発注 ・金額入り工事費仕分書 ・金額入り内訳書 ・共通費計算書  ○令和元年度小禄赤嶺線街路整備工事(第11工区) 上記は令和元年度発注 ・金額入り工事費仕訳書 ・金額入り内訳書 ・共通費計算書	公開	R2.6.12			都市みらい部道路建設課
71			○那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事(建築)(電気)(機械・1工区)(機械・2工区)(昇降機)(舞台照明)(舞台音響)(舞台機構)	取下げ				市民文化部文化振興課
72	57	R2.6.8	那覇市○○○○ 現場 ○○組社長 建築指導課 環境保全課が市役所で話した指導内容がわかる文書 令和〇年〇月〇日	取下げ				まちなみ共創部建築指導課
73	58	R2.6.10	以下の学校に係る直近の都市ガス契約関連書類(選択約款契約書含む)一式 ・高良小学校 ・上間小学校 ・真和志中学校 ・安岡中学校	公開				生涯学習部施設課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
74	59	R2.6.15	1、平成28年度真和志線実施設計業務委託設計図面における平面図(2)、縦断図(2)、横断図(10) 2、3、4那88号真和志線事業地を表示する図面平面図設計の概要を表示する図面 標準断面図(1)標準断面図(2)	公開	R2.6.17			都市みらい部 道路建設課
75	60	R2.6.16	令和元年度識名公園磁気探査業務委託 上記業務委託の当初入札に係る全ての金入り設計書	公開	R2.6.17			都市みらい部 花とみどり課
76	61	R2.6.17	2020年度5月26日(火)の20面、5月24日(日)24面、5月31日(日)1面、6月3日(水)23面琉球新報社に掲載された「街頭演説」に写っている政党候補者の分かる公文書 添付資料あり	非公開	R2.6.29	公文書不存在 適用理由:選挙の執行において、新聞等に掲載された街頭演説者を特定する必要はないので、公文書は存在しません。	第12条第2項	選挙管理委員会
77	62	R2.6.17	石嶺小学校校舎改築工事(電気) 神原中学校校舎改築工事(電気) 那覇市真和志南地区活き活き人材育成支援施設(仮称)建設工事(電気) 開南小学校屋内運動場及びプール改築工事(受変電設備) 神原小学校屋内運動場等改築工事(電気) 天妃小学校屋内運動場及びこども園改築工事(電気) 安岡中学校屋内運動場等改築工事(電気) 壺屋小学校屋内運動場照明整備工事(電気)  上記に係る ・金額入り工事費仕訳書 ・金額入り内訳書 ・共通費計算書	公開	R2.6.26			生涯学習部 施設課
78			(仮称)ともかぜ振興会館建設工事(電気) (仮称)ともかぜ振興会館建設工事(舞台音響) (仮称)ともかぜ振興会館建設工事(舞台照明)  上記に係る ・金額入り工事費仕訳書 ・金額入り内訳書 ・共通費計算書	公開	R2.6.26			まちなみ共創部 建築工事課
79	63	R2.6.17	那覇市体育施設について作成された文書 ①那覇市体育施設 平成30年度 事業報告書・収支報告書 ②那覇市体育施設 令和元年度 事業報告書・収支報告書	公開	R2.6.30			生涯学習部 施設課
80			那覇市公告第246号平成29年8月16日 工事名;高良小学校校舎改築工事(建築) 数量と単価のわかる文書	公開	R2.6.24			生涯学習部 施設課
81	64	R2.6.17	那覇市公告第504号令和元年12月3日 工事名;石嶺市営住宅第6期建替工事(建築) 数量と単価のわかる文書	部分公開	R2.6.25	刊行物から採用した単価の根拠 理由:刊行物の発刊から1年が経過していないことから、刊行物等の販売への影響が見込まれ、利益を侵害するおそれがあるため	第7条第1項第3号	まちなみ共創部 建築工事課
82	65	R2.6.18	那覇市農連市場地区防災街区整備事業組合(那覇市桶川2丁目6番の1)の登記簿の写し。法務局では「見当たりません」とのことに注意。	非公開	R2.7.2	公文書不存在:文書を那覇市は保有していないため。	第12条第2項	まちなみ共創部 まちなみ整備課
83	66	R2.6.22	大名市営団地用地測量の図面と座標地番43、101の隣接	公開	R2.6.26			まちなみ共創部 市営住宅課
84	67	R2.6.22	2019年9月1日から2019年12月31までに付定のあった住居表示実施地区の日付、新築物の住居番号、町名地番が明記されている資料と当該の住居表示台帳(見本添付) ※CD:スキヤナしたもの電磁的記録で開示願います。	公開	R2.6.26			まちなみ共創部 技術総務課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
85	68	R2.6.24	平成28年度 真和志線実施設計業務委託 設計図面(・平面図(1)・縦断図(1)・横断図(3))	公開	R2.6.25			都市みらい部 道路建設課
86	69	R2.6.24	安岡中学校屋内運動場及びプール等磁気探査業務委託 上記業務委託の当初入札に係る全ての金入り設計書	部分公開	R2.7.6	一般社団法人 日本建設機械施工協会により発刊された刊行物に係る内容	第7条第1項第3号	生涯学習部 施設課
	70	R2.6.24	神原中学校屋内運動場等磁気探査業務委託 上記業務委託の当初入札に係る全ての金入り設計書					
	71	R2.6.24	天妃小学校屋内運動場及びこども園磁気探査業務委託 上記業務委託の当初入札に係る全ての金入り設計書					
	72	R2.6.24	宇栄原小学校屋内運動場等改築工事 磁気探査業務委託 上記業務委託の当初入札に係る全ての金入り設計書					
87	73	R2.6.24	令和元年度識名公園磁気探査業務委託(その2) 上記業務委託の当初入札に係る全ての金入り設計書	公開	R2.6.25			都市みらい部 花とみどり課
88	74	R2.6.24	令和元年度 久茂地7号(甲辰橋)橋梁整備に伴う磁気探査業務委託 上記業務委託の当初入札に係る全ての金入り設計書	公開	R2.7.2			都市みらい部 花とみどり課
89	75	R2.6.24	石嶺市営住宅第6期建替事業業務委託(建築磁気探査) 上記業務委託の当初入札に係る全ての金入り設計書	部分公開	R2.6.29	刊行物から採用した単価の根拠 理由:公にすることにより、刊行物を発刊する法人に著しく不利益を与えることが明らかであるため。	第7条第1項第3号	まちなみ共創部 建築工事課
90	76	R2.6.24	石嶺市営住宅第6期建替事業業務委託(造成その2磁気探査) 上記業務委託の当初入札に係る全ての金入り設計書	公開	R2.6.29			まちなみ共創部 建築工事課
91	77	R2.6.25	壱川市営住宅1号棟改修工事 2018/9/7公告分	公開	R2.6.26			まちなみ共創部 市営住宅課
92	78	R2.6.26	小禄市営住宅7・8号棟外壁改修工事 小禄市営住宅6号棟改修工事 汀良市営住宅2-2号棟外壁改修工事 壱川市営住宅1号棟改修工事(その2)	公開	R2.7.6			まちなみ共創部 建築工事課
93				公開	R2.6.29			まちなみ共創部 市営住宅課
94	79	R2.7.1	農連市場地区の市営住宅(2-564-5)の土地と建物について。①平成28年1月12日前期土地は突然登記が変わり、県有地から市有地となった。なぜか、その理由を示す文書。②前期土地の取得に那覇市が支払った金額。誰に支払われたのか③その後、13階のマンションが市営住宅として建てられたが、那覇市は、誰に、いくら支払ったのか。④市営住宅の前身は眞豊マンションだったが、そこの居住者約100名は整備事業組合によって強制的に退去させられた。現マンションには子供がいなければ入れないということだが、それを決めたのは誰か。市長か組合か。文書で責任を明白にせよ。	部分公開	R2.7.14	支出命令書に記載されている組合の口座番号 理由:当該法人に著しく不利益を与えることが明らかであるため	第7条第1項第3号	まちなみ共創部 市営住宅課
95				非公開	R2.7.14	公文書不存在のため	第12条第2項	まちなみ共創部 市営住宅課
96			①平成31年度 番号169 宇栄原市営住宅第5期建て替え工事(造成) 表紙、内訳書、単価表、共通仮設費内訳書、現場管理費、一般管理費、間接費一覧の全て(当初)設計書の文書	公開	R2.7.8			まちなみ共創部 建築工事課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
97	80	R2.7.3	②平成31年度 番号180 松城中学校東側線道路改良工事 ③平成31年度 番号181 小禄赤嶺線道路改良工事(第1工区) 表紙、内訳書、単価表、共通仮設費内訳書、現場管理費、一般管理費、間接費一覧の全て(当初)設計書の文書	部分公開	R2.7.17	刊行物から採用した単価の根拠 理由:刊行物を発刊する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第1項第3号	都市みらい部 道路建設課
98			④平成30年度 番号81 真和志中学校屋外環境整備工事	部分公開	R2.7.7	刊行物から採用した単価の根拠 理由:公にすることにより、刊行物を発刊する法人に著しい不利益を与えることが明らかであるため。	第7条第1項第3号	生涯学習部 施設課
99	81	R2.7.3	⑤平成31年度 番号8 歴史散歩道整備工事(上間地内) ⑦平成31年度 番号101 石嶺線(2)街路工事(第33工区)	公開	R2.7.17			都市みらい部 道路建設課
100			⑥平成31年度 番号22 羽佐間公園整備工事(土木)	公開	R2.7.10			都市みらい部 花とみどり課
97	82	R2.7.3	⑨平成31年度 番号138 識名公園整備工事(土木2)  ⑧平成31年度 番号137 石嶺線(2)街路工事(第36工区) ⑩平成31年度 番号178 石嶺線(2)街路工事(第37工区)	部分公開	R2.7.17	刊行物から採用した単価の根拠 理由:刊行物を発刊する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第1項第3号	都市みらい部 道路建設課
101	83	R2.7.3	以下の施設に係る直近の都市ガス契約関連書類(選択約款契約書含む)一式 ・高良学校給食センター ・鏡原学校給食センター	公開	R2.7.16			学校教育部 学校給食課
102	84	R2.7.6	最新のPCB保管届出書の閲覧	公開	R2.7.14			環境部 廃棄物対策課
103	85	R2.7.8	那覇市道路種別マップ NO3 25-R	公開	R2.7.10			まちなみ共創部 建築指導課
104	86	R2.7.8	2019年度 城岳小学校外壁補修工事(2工区) 工事設計書一式(工事内訳書等 金額が入っているもの)	公開	R2.7.9			生涯学習部 施設課
105	87	R2.7.8	2019年度 小禄市営住宅7・8号棟外壁改修工事 工事設計書一式(工事内訳書等 金額が入っているもの)	公開	R2.7.17			まちなみ共創部 建築工事課
106	88	R2.7.9	令和2年度 低濃度PCB廃棄物保管事業者一覧	公開	R2.7.14			環境部 廃棄物対策課
107	89	R2.7.9	令和2年度 多量排出事業者(産廃/特管)一覧、廃棄物処理計画	公開	R2.7.14			環境部 廃棄物対策課
108	90	R2.7.10	安岡中学校屋内運動場等改築工事(建築) 金入り設計書  上間小学校屋内運動場改築工事(建築) 金入り設計書	公開	R2.7.15			生涯学習部 施設課
109	91	R2.7.13	那覇市教育委員会生涯学習部施設課(2019・2020年度 磁気探査調査業務) ・天妃小学校屋内運動場及びこども園磁気探査業務委託 ・宇栄原小学校屋内運動場等改築工事磁気探査業務委託 ・神原小学校屋内運動場等磁気探査業務委託 ・安岡中学校屋内運動場及びプール等磁気探査業務委託 に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施行パッケージ、単価表一覧、単価表	部分公開	R2.7.15	一般社団法人 日本建設機械施工協会により発行された刊行物に係る内容 理由:刊行物販売への影響が見込まれ、利益を侵害する恐れがあるため。	第7条第1項第3号	生涯学習部 施設課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
110	92	R2.7.13	まちなみ共創部建築工事課 (2019・2020年度 磁気探査調査業務) ・石嶺市営住宅第6期建替事業業務委託(建築磁気探査) ・石嶺市営住宅第6期建替事業業務委託(造成その2磁気探査) ・宇栄原市営住宅第5期建替工事業務委託(造成磁気探査) に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施行パッケージ、単価表一覧、単価表	部分公開	R2.7.15	①工事設計書内の決裁者の押印 ②刊行物から採用した単価の根拠 理由:①決裁者の押印が知られると事業執行に支障を及ぼすため。 ②公にすることにより、刊行物を発刊する法人に著しい不利益を与えることが明らかであるため。	第7条第1項第4号	まちなみ共創部 建築工事課
111	93	R2.7.13	都市みらい部花とみどり課 (2019・2020年度 磁気探査調査業務) ・令和元年度識名公園磁気探査調査業務委託 ・令和元年度識名公園磁気探査調査業務委託(その2) に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施行パッケージ、単価表一覧、単価表	公開	R2.7.17			都市みらい部 花とみどり課
112	94	R2.7.13	都市みらい部道路建設課 (2019・2020年度 磁気探査調査業務) ・令和元年度久茂地7号(甲辰橋)橋梁整備に伴う磁気探査業務委託 に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施行パッケージ、単価表一覧、単価表	部分公開	R2.7.15	刊行物から採用した単価根拠及び民間施工業者からの見積金額及び法人名 理由:刊行物を発刊する法人及び見積を提出した法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第1項第3号	都市みらい部 道路建設課
113	95	R2.7.17	道路台帳写し No.12-06 松川保育所周辺道路の幅員	公開	R2.7.20			都市みらい部 道路管理課
114	96	R2.7.20	与儀公園(SL)D51222 貸与陳情(めも含む)及び貸与申請書 とその回答(承認)書、車両貸借契約書、D51222の履歴を書いたもの	公開	R2.8.3			生涯学習部 総務課
115				非公開	R2.8.3	公文書不存在	第12条第2項	生涯学習部 総務課
116	97	R2.7.21	那覇市○○○○工事現場において道路管理課が○○○に行った指導の内容が分かる文書	部分公開	R2.8.3	個人の氏名、連絡先	第7条第1項第2号	都市みらい部 道路管理課
117	98	R2.7.27	3・4・那88号 真和志線事業地を表示する図面と平面図 s=1/1000-NoSeale 平成28年度真和志線 実施設計業務委託 平面図(1)と横断図(8)	公開	R2.7.29			都市みらい部 道路建設課
118	99	R2.7.27	習近平氏が福建省福州市の党委員会書記を務めていた時期(1991~1996)に、那覇市と福州市の姉妹都市交流において、習氏が関連する交流イベントに参加したり、那覇市からの訪問団に面会したりした記録などです。それらの概要や応答要領などがわかる文書の公開	公開	R2.7.31			総務部 秘書広報課
119	100	R2.7.27	事業地を表示する図面 平面図s=1/100 那覇市広域都市計画道路 3・4・那89号 城東城北線	公開	R2.7.29			都市みらい部 道路建設課
120	101	R2.7.28	令和2年7月21日午前10時開札の石嶺小学校屋内運動場等改築工事(建築)のくじ結果(応札者全社の入札時間)	公開	R2.7.29			総務部 法制契約課
121	102	R2.7.28	住所那覇市○○○○ ○○○○の死亡届の写しを請求した者が誰か分かる文書 H30年12月14日から1年間	部分公開	R2.8.3	当該保有個人情報(開示・訂正・利用停止)請求書に記載されている、個人に関する情報 適用理由:個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の参考記述等により特定の個人を識別することができるものに該当するため。	第7条第1項第2号	総務部 法制契約課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
122	103	R2.7.29	平成30年度発注の 「那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事(電気)」 「那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事(舞台照明)」 「那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事(舞台音響)」 以上、3件に係る資料 (・金額入り工事費仕訳書・金額入り内訳書・共通費計算書)	公開	R2.8.7			市民文化部 文化振興課
123			令和2年度 若狭小学校校舎及びプール等改築工事(建築) 石嶺小学校屋内運動場等改築工事(建築) 垣花小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築)	非公開	R2.8.12	契約締結がなされていないため、公にすることにより契約事務等に著しい支障を及ぼす恐れがあるため	第7条第1項第4号	生涯学習部 施設課
124	104	R2.7.29	令和2年度 壱屋小学校外2校及び中学校1校環境整備工事(トイレ改修) 令和元年度 安岡中学校屋内運動場等改築工事(建築) 上間小学校屋内運動場改築工事(建築) 神原小学校屋内運動場等改築工事(建築) 宇栄原小学校屋内運動場等改築工事(建築) 天妃小学校屋内運動場及びこども園改築工事(建築)	部分公開	R2.8.12	(一財)経済調査会及び(一財)建設物価調査会より発行された刊行物に係る内容	第7条第1項第3号	生涯学習部 施設課
125			平成30年度 神原中学校校舎改築工事(建築) 小禄小学校及び幼稚園耐震改修工事 石嶺小学校校舎改築工事(建築) 上間小学校校舎及び屋内運動場解体工事 那覇中学校プール改築工事(建築) 松島小学校屋内運動場耐震改修工事 那覇市真和志南地区活性化人材育成支援施設(仮称)建設工事(建築・外構)  上記16件にかかる工事費積算内訳書	公開	R2.8.12			生涯学習部 施設課
126	105	R2.7.30	道路管理課 令和2年5月発注 令和2年度 街路樹美化業務委託 令和2年度 道路除草業務委託  上記業務の①工事設計書(鑑)、②本工事内訳書、③単価表、④間接費の内訳書を金額入りでの開示請求をします。	部分公開	R2.8.3	物価資料等の金額 適用理由:発行機関より、一定の期間は非公開とする要望があるため。	第7条第1項第4号	都市みらい部 道路管理課
127	106	R2.7.31	那覇市農連市場地区整備事業組合は登記されてないにもかかわらず那覇市は既に100億を超える大金を事業組合に支払っている。登記なしの組合に市が大金を支払う法的根拠を文書で示せ	公開	R2.8.14			まちなみ共創部 まちなみ整備課
128	107	R2.7.31	若狭小学校校舎及びプール等改築工事(建築) 垣花小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築) 石嶺小学校屋内運動場等改築工事(建築) 内容:金入り設計書、諸経費、仕分書、内訳書 別紙明細書	取下げ				生涯学習部 施設課
129	108	R2.8.3	那覇市〇〇〇丁目〇-〇 〇〇 上記の防火対象物使用開始届 消防署立会指導書	部分公開	R2.8.11	個人情報に関するこ 適用の理由:個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、年齢の記述により特定の個人を識別することができるため。	第7条第1項第2号	消防局 中央消防署

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
130	109	R2.8.3	那覇市全域における防火対象物【消防法施行令別表第一の(一)～(二十)】の最新データで下記の項目を含む一覧表  1. 対象物名称 2. 棟名称 3. 所在地番 4. 主用途(項分類) 5. 棟用途 6. 地上階数・地下階数 7. 建物高さ 8. 建築面積 9. 延べ面積 10. 建築年月日 11. 消防同意年月日 12. 工事完了予定年月日 13. 使用開始年月日	部分公開	R2.8.17	防火対象物情報で記載されている氏名等の個人情報	第7条第1項第2号	消防局 予防課
131	110	R2.8.4	令和元年度 平成31年度石嶺線(2)街路工事(第33工区)  (工事設計書積算内訳書・諸経費計算含む)	公開	R2.8.5			都市みらい部 道路建設課
132	111	R2.8.4	平成26年度 平成26年度松山公園整備工事(建築)  (工事設計書積算内訳書・諸経費計算含む)	公開	R2.8.11			都市みらい部 花とみどり課
133	112	R2.8.4	平成30年度 那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事(建築)	公開	R2.8.12	一式		市民文化部 文化振興課
134	113	R2.8.4	平成29年度 大名市営住宅第3期建替工事(A棟・建築) 大名市営住宅第3期建替工事(E棟・建築)  平成30年度 (仮称)ともかぜ振興会館建設工事(建築)  令和元年度 (仮称)ナハメカルパーキング建設工事(建築)  令和2年度 石嶺市営住宅第6期建替工事(建築)  (工事設計書積算内訳書・諸経費計算含む)	公開	R2.8.14			まちなみ共創部 建築工事課
135	114	R2.8.4	平成30年度 若狭市営住宅6号棟耐震改修工事  令和元年度 若狭市営住宅4号棟耐震改修工事  (工事設計書積算内訳書・諸経費計算含む)	公開	R2.8.12			まちなみ共創部 市営住宅課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
			<p>平成22年度            (仮称)新都心第2小学校新築工事            (屋内運動場・建築)            (仮称)新都心第2幼稚園及び保育所新築工事(建築)            (仮称)新都心第2小学校新築工事(校舎・建築)            (仮称)牧志・安里公民館図書館設置工事(建築)</p> <p>平成23年度            安謝小学校運動場改築工事(建築)            小禄中学校校舎改築工事(建築1工区)            小禄中学校校舎改築工事(建築2工区)            小禄中学校仮設校舎設置工事(2工区)            小禄中学校仮設校舎設置工事(1工区)</p> <p>平成24年度            真嘉比幼稚園園舎改築工事(建築)            泊小学校屋内運動場・水泳プール及び幼稚園改築工事(建築)            真嘉比小学校屋内運動場増改築工事(建築)</p> <p>平成25年度            真和志中学校屋内運動場改築工事(建築)            大名小学校校舎改築工事(建築)            寄宮中学校校舎改築工事(建築)            (仮称)前島・久茂地統合小学校校舎・プール・地域連携・児童クラブ建設工事(建築)            与儀幼稚園園舎改築工事(建築)            大名小学校仮設校舎設置工事(1工区)</p>					
136	115	R2.8.4	<p>平成26年度            真嘉比小学校校舎増築工事(建築)            天久小学校校舎増築工事(建築)            安岡中学校校舎増築工事(建築)</p> <p>平成27年度            真和志小学校屋内運動場及び幼稚園園舎改築工事(建築)            鏡原中学校校舎改築工事(建築2工区)            鏡原中学校校舎改築工事(建築1工区)            開南小学校耐震改修工事            鏡原中学校仮設校舎設置工事(2工区)            開南幼稚園園舎改築工事(建築)</p>	公開	R2.8.18			生涯学習部 施設課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
			平成28年度 城北中学校屋内運動場及びプール改築工事(建築) 真和志中学校校舎改築工事(建築) 城西小学校屋内運動場及び幼稚園園舎改築工事(建築) 真和志中学校仮設校舎設置工事(1工区) 真和志中学校仮設校舎設置工事(2工区) 上間小学校及び幼稚園改修工事(建築) 大名小学校屋内運動場改築工事(建築) 城南小学校プール及び幼稚園園舎改築工事(建築)  平成29年度 鏡原中学校屋内運動場及びプール改築工事(建築) 高良小学校校舎改築工事(建築) 旧久茂地小学校校舎等解体工事  (工事設計書積算内訳書・諸経費計算含む)					
137	116	R2.8.4	令和2年度 第一牧志降雪市場建設工事(建築)  (工事設計書積算内訳書・諸経費計算含む)	公開	R2.8.17			経済観光部 なはまち振興課
138	117	R2.8.5	2019年度 城岳小学校外壁補修工事(1工区) 城岳小学校外壁補修工事(2工区) 2020年度 神原中学校外壁補修工事	公開	R2.8.12			生涯学習部 施設課
139	118	R2.8.5	2020年度 壱川市営住宅2号棟改修工事	非公開	R2.8.18	2020年度 壱川市営住宅2号棟改修工事 内訳書 適用理由:「壱川市営住宅2号棟改修工事」について、契約に 係る事務を行っているため、非 公開情報にあたる。	第7条第1項第4号	まちなみ共創部 市営住宅課
140	119	R2.8.6	工事名:平成24年度石嶺福祉センター 線街路工事第30工区 竣工図 図面番号:22-1、22-3、22-12	公開	R2.8.12			都市みらい部 道路管理課
141	120	R2.8.11	(2019・2020年度 磁気探査調査業務) ・第一牧志公設市場磁気探査業務 に係る表紙、積算内訳表、総括表、代 価表・施工パッケージ、単価表一覧、 単価表	公開	R2.8.17			経済観光部 なはまち振興課
142	121	R2.8.11	(2020年度 磁気探査調査業務) ・石嶺小学校配管切り回し磁気探査業 務委託 に係る表紙、積算内訳表、総括表、代 価表・施工パッケージ、単価表一覧、 単価表	公開	R2.8.19			生涯学習部 施設課
143	122	R2.8.14	令和2年度壱川市営住宅2号棟改修工 事 令和2年若狭市営住宅昇降機棟耐震 改修工事(1・2号棟間) 令和2年度若狭市営住宅3号棟耐震改 修工事 上記工事の当初入札に係るすべての 金入り設計書	部分公開	R2.8.25	契約に係る事務を行っているた め	第7条第1項第4号	まちなみ共創部 市営住宅課
144	123	R2.8.14	令和2年度神原中学校外壁補修工事 令和2年度鏡原中学校屋外環境整備 工事  上記工事の当初入札に係るすべての 金入り設計書	公開	R2.8.27			生涯学習部 施設課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
145	124	R2.8.14	令和2年度漫湖公園ジョギングコース 照明灯改修工事(その2) 令和2年度平成31年度福州園再整備工事(土木) 上記工事の当初入札に係るすべての金入り設計書	部分公開	R2.9.7	(一財)経済調査会及び(一財)建設物価調査会より発行された刊行物に係る内容	第7条第1項第3号	都市みらい部 公園管理課
146	125	R2.8.14	令和2年度(仮称)大嶺コミュニティセンター建設工事(解体) 上記工事の当初入札に係るすべての金入り設計書	部分公開	R2.8.24	刊行物から採用した単価の根拠 適用の理由:公にすることにより、刊行物を発刊する法人に著しく不利益を与えることが明らかであるため。	第7条第1項第3号	まちなみ共創部 建築工事課
147	126	R2.8.14	令和2年度森口公園整備工事(土木2) 令和2年度新都心公園整備工事(建築) 上記工事の当初入札に係るすべての金入り設計書	公開	R2.8.20			都市みらい部 花とみどり課
148	127	R2.8.14	令和2年度那覇市字具志地先船だまり整備工事(ブロック制作工事その1) 上記工事の当初入札に係るすべての金入り設計書	部分公開	R2.8.26	刊行物から採用した単価根拠 適用理由:刊行物を発刊する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第1項第3号	経済観光部部 商工農水課
149	128	R2.8.14	令和2年度松山10号道路改良工事 令和2年度久茂地沿線道路改良工事 上記工事の当初入札に係るすべての金入り設計書	部分公開	R2.8.20	刊行物から採用した単価根拠	第7条第1項第3号	都市みらい部 道路建設課
150	129	R2.8.17	①那まま67号(8月14日)に依って「補助金交付要綱」が開示されたが不明な点があるのでその開示をお願いする。 第1号の「宅集法第2条第5号の規定する「施行者」とは何を示すのか。第2条の国の要綱等の定める(1)(2)(3)の要綱を具体的に示せ。②請求者は「登記なしの組合に市が大金を支払う法的根拠を文書で示せ」という請求には答えていない。そこで「市は整備事業組合が登記していないことを確認しているか。組合の役員、組合員を確認しているか」明示されたし。	非公開	R2.8.31	公文書不存在 適用理由: ①法律及び国の要綱等は、書籍又は公共図書館等を利用すること等により、一般にその情報を入手できるため。 ②事業組合の登記及び組合員については、確認した公文書を保有していない。	第12条第2項	まちなみ共創部 まちなみ整備課
151				公開	R2.8.31			まちなみ共創部 まちなみ整備課
152	130	R2.8.17	1 2019年10月31日の首里城火災に関して「火災の原因及び損害調査に関する一切の書類」 2 那覇市首里城正殿に関する以下、火災以前で直近の書類一式 消防同意審査書、仮審査書、消防用設備等特例適用申請書、工場整備対象設備等着工届出書、消防用設備、(特殊消防設備等)設備届出書及び上記に伴う指導経過書類一式	非公開	R2.8.27	公文書不存在	第12条第2項	消防局 予防課
			平成22年度 (仮称)新都心第2小学校新築工事(屋内運動場・建築) (仮称)新都心第2幼稚園及び保育所新築工事(建築) (仮称)新都心第2小学校新築工事(校舎・建築) (仮称)牧志・安里公民館図書館設置工事(建築)  平成23年度 安謝小学校運動場改築工事(建築) 小禄中学校校舎改築工事(建築1工区) 小禄中学校校舎改築工事(建築2工区) 小禄中学校仮設校舎設置工事(2工区) 小禄中学校仮設校舎設置工事(1工区)  平成24年度 真嘉比幼稚園園舎改築工事(建築) 泊小学校屋内運動場・水泳プール及び幼稚園改築工事(建築) 真嘉比小学校屋内運動場増改築工事(建築)					

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
153	131	R2.8.19	平成25年度 真和志中学校屋内運動場改築工事(建築) 大名小学校校舎改築工事(建築) 寄宮中学校校舎改築工事(建築) (仮称)前島・久茂地統合小学校校舎・ プール・地域連携・児童クラブ建設工事(建築) 与儀幼稚園園舎改築工事(建築) 大名小学校仮設校舎設置工事(1工区)  平成26年度 真嘉比小学校校舎増築工事(建築) 天久小学校校舎増築工事(建築) 安岡中学校校舎増築工事(建築)  平成27年度 真和志小学校屋内運動場及び幼稚園園舎改築工事(建築) 鏡原中学校校舎改築工事(建築2工区) 鏡原中学校校舎改築工事(建築1工区) 開南小学校耐震改修工事 鏡原中学校仮設校舎設置工事(2工区) 開南幼稚園園舎改築工事(建築)  平成28年度 城北中学校屋内運動場及びプール改築工事(建築) 真和志中学校校舎改築工事(建築) 城西小学校屋内運動場及び幼稚園園舎改築工事(建築) 真和志中学校仮設校舎設置工事(1工区) 真和志中学校仮設校舎設置工事(2工区) 上間小学校及び幼稚園改修工事(建築) 大名小学校屋内運動場改築工事(建築) 城南小学校プール及び幼稚園園舎改築工事(建築)  平成29年度 鏡原中学校屋内運動場及びプール改築工事(建築) 高良小学校校舎改築工事(建築) 旧久茂地小学校校舎等解体工事  (工事設計書積算内訳書・諸経費計算含む)	取下げ				生涯学習部 施設課
154	132	R2.8.21	那覇市教育委員会生涯学習部施設課 (2020年度 磁気探査調査業務) ・鏡原中学校磁気探査業務委託 ・高良小学校法面磁気探査業務委託 に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施工パッケージ、単価表一覧、 単価表	公開	R2.8.31			生涯学習部 施設課
155	133	R2.8.24	2019年度の登記異動修正済の、地籍図・家屋図shapeデータ。 ※地番の他、字界・字名の情報も付加可能であればお願ひします。 ※最新版に更新される毎年の時期についてと、測地成果(JGD2000、JGD2011等)についてご回答をお願いします。 ※コード表記等による読み替えを行っている場合は、それを読み替えるための資料もお願ひします。	公開	R2.9.4			企画財務部 資産税課
156	134	R2.8.25	古波蔵上線①国道330側 ②国道507側	公開	R2.8.31			都市みらい部 道路建設課
157	135	R2.8.28	○○○○1/2 ○○○○1/8他兄妹 1/8所有持ち分の○○○～○○内2筆 那覇市○○○丁目○番○の現 仮換地決定通知書 換地図 平成10 年3月17日～平成15年6月23所有	部分公開	R2.9.10	公開決定文書以外の平成10年 3月17日～平成15年6月23日所有、○○○○の仮換地決定通知書 適用の理由:公開請求のあった 公文書が不存在	第12条第 2項	まちなみ共創部 まちなみ整備課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
158	136	R2.9.3	令和3年度使用中学校教科用図書採択に関する資料 ・採択協議会規約 ・採択協議会委員・調査員名簿 ・採択結果及び調査報告書 ・採択協議会議事録 ・学校・一般意見 ・採択業務日程	部分公開	R2.10.9	調査員名簿	第7条第1項第2号	学校教育部 学校教育課
159	137	R2.9.7	竣工図 H18年度 金城西線街路工事(第81区) 6号柱列式擁壁詳細図 〃配筋図(11) 〃(12) 構造計算書 3-292	公開	R2.9.8			都市みらい部 道路建設課
160	138	R2.9.7	佐藤惣之助詩歌碑移設に関する下記について ① 首里城公園の入口の移設場所に設置する申請書を県へ提出した文書の写し 設置場所の図面を含む ② ①についての県の決定文書の写し	非公開	R2.9.14		第12条第2項	市民文化部 文化財課
161	139	R2.9.8	別紙記載の21施設の以下の公文書 (1)最新の防火防災管理者選任(解任)届出書	部分公開	R2.9.14	個人氏名、住所、資格関係情報	第7条第1項第2号	消防局 中央消防署 第二警備
162				部分公開	R2.9.14	個人氏名、住所、資格関係情報	第7条第1項第2号	消防局 西消防署
163	140	R2.9.8	令和2年1月1日から令和2年12月31日までに締結した損害保険契約の保険証券写し。 ・件名: 土地区画整理事業に係る損害賠償保険  まちなみ共創部 まちなみ整備課	公開	R2.9.10			まちなみ共創部 まちなみ整備課
164	141	R2.9.8	令和2年7月2日入札 那覇市字具志地先船だまり整備工事 (ブロック政策公示その1) 工事設計書	部分公開	R2.9.11	刊行物から採用した単価根拠	第7条第1項第3号	経済観光部 商工農水課
165	142	R2.9.8	令和2年6月10日入札 令和2年度 石嶺線(2)街路工事(第38工区) 工事設計書	部分公開	R2.9.14	刊行物から採用した単価根拠及び廃棄物等処分場の名称	第7条第1項第3号	都市みらい部 道路建設課
166	143	R2.9.9	1 2019年10月31日首里城火災に関する那覇市消防局の小隊活動報告書  3 消防法第17条の3の3に基づき提出された首里城正殿の消防用設備等点検結果報告書(最新のもの) 4 消防法第8条に基づき提出された首里城に関する消防計画書(最新のもの)	公開	R2.9.15	消防用設備点検結果報告書及び消防計画変更届出書内で記載されている氏名等の個人情報 適用の理由:個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、その他の記述により特定の個人を識別することができるものであるため。		消防局 警防課
167			2 首里城に関する以下の公文書 黄金御殿の工事整備対象設備等着工届出書及び消防用設備(特殊設備等)設置届出書	部分公開	R2.9.15	文書保存年数を経過しているため、廃棄により文書不存在	第7条第1項第2号	消防局 予防課
168				非公開	R2.9.15			消防局 予防課
169	144	R2.9.9	米軍那覇港湾施設移設に関する文書全て。 ①「那覇港湾施設移設に関する協議会」の文書すべて(会議録や資料) ③「県都那覇市の振興に関する協議会」の文書すべて(会議録や資料) ④移設後の施設の位置や形状がわかる文書のすべて ⑤その他	部分公開	R2.9.28	「那覇港湾施設移設に関する協議会」の文書中、各参加者の発言部分及び不存在の部分。 適用理由:市の機関と国、他地方公共団体の機関との間における審議、検討、調査等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。「県都那覇市の振興に関する協議会」の文書中、不存在の部分。 適用理由:「那覇港湾施設移設に関する協議会」第1回及び第2回に書係る文書、第14回の配布資料、「県都那覇市の振興に関する協議会」第1回に係る文書を保有していないため。	第12条第2項	総務部 平和交流・男女参画課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
170			②「那覇港湾施設移設受け入れに関する協議会」の文書すべて(会議録や資料)	非公開	R2.9.28	那覇市は、「那覇港湾施設移設受け入れに関する協議会」の構成員ではないため。	第12条第2項	総務部 平和交流・男女参画課
171	145	R2.9.9	工事竣工図 ・久茂地前島線 ・泉崎牧志線 ・久茂地7号線	公開	R2.9.10			都市みらい部 道路管理課
172	146	R2.9.9	那覇市〇〇〇-〇-〇で7月21日に起こった火災の検証結果の資料	部分公開	R2.9.17	個人情報に関すること	第7条第1項第2号	消防局 予防係
173	147	R2.9.11	令和3年中学校教科書採択 ①那覇浦添採択協議会議事録 ②那覇浦添採択協議会規約	公開	R2.10.9			学校教育部 学校教育課
174	148	R2.9.15	令和3年度用中学校教科書採択について ・採択協議会議事録(全) ・採択スケジュール(日程) ・調査資料(口語・書写・地理・歴史・公民・数学・理科・音楽(一般)・器楽・道徳・英語 全て) ・採択協議会委員名簿 ・調査委員会調査員名簿(口・書・地・歴・公・数・理・道・英)	部分公開	R2.10.23	調査委員会 調査員名簿(国、書、地、歴、公、数、理、道、英) 適用理由:公正な調査や調査員の公務等に支障が出る恐れがあるため。	第7条第1項第3号	学校教育部 学校教育課
175	149	R2.9.15	R2年4月15日に那覇市〇〇〇-〇にて発生した火災についての下記の文書の閲覧及び写しの交付をお願いします。 ・火災原因判定書 ・火災調査報告書	部分公開	R2.9.28	個人情報に関すること。	第7条第1項第2号	消防局 予防課
176	150	R2.9.15	2020年度 壱川市営住宅2号棟改修工事 上記工事の工事設計書一式(工事内訳書等 金額が記入しているもの) CDRへ写し希望	非公開	R2.9.16	契約に係る事務を行っているため	第7条第1項第4号	まらなみ共創部 市営住宅課
177	151	R2.9.15	2020年度 神原中学校外壁補修工事 上記工事の工事設計書一式(工事内訳書等 金額が記入しているもの) CDRへ写し希望	公開	R2.9.24			生涯学習部 施設課
178	152	R2.9.15	令和3年度用教科用図書採択に係る ・採択スケジュール ・調査委員名簿(全教科) ・採択協議会委員名簿 ・調査趣意書(国語・書写・美術・道徳・英語) ・採択協議会議事録(国語・書写・美術・道徳・英語)	部分公開	R2.10.23	調査委員名簿(全教科) 適用の理由:公正な調査や調査員の校務等に支障が出る恐れがあるため	第7条第1項第3号	学校教育部 学校教育課
179	153	R2.9.17	金城西線道路詳細設計設計報告書 6号柱列式擁壁設計 3-290~3-343	公開	R2.9.24			都市みらい部 道路建設課
180	154	R2.9.17	2019年10月31日に発生した首里城火災における119番通報の音声データと音声記録	非公開	R2.9.24	2019年10月31日に発生した首里城火災における119番通報の音声データと音声記録 適用理由:当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表されたいわゆる事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることがあるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが含まれていると判断できるため非公開とする。	第7条第1項第2号	消防局 指令情報課
181	155	R2.9.17	平成28年度真和志線実施設計業務委託 ○平面図(1) ○縦断図(1) ○横断図(1)	公開	R2.9.23			都市みらい部 道路建設課
182	156	R2.9.23	2019年10月31日に発生した首里城火災にて、那覇市消防局が現場にて撮影した火災の様子の動画。 (2019年11月8日に琉球新報が情報公開請求を行って提供を受け、公式Twitterに掲載されています)	公開	R2.10.1			消防局

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
183	157	R2.9.23	令和2年7月20日入札 石嶺小学校屋内運動場等改築工事 (建築) 工事設計書	公開	R2.9.30			生涯学習部 施設課
184	158	R2.9.23	令和2年7月16日入札 若狭小学校校舎及びプール等改築工事 (建築) 工事設計書	公開	R2.9.30			生涯学習部 施設課
185	159	R2.9.23	令和2年7月22日入札 垣花小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築) 工事設計書	公開	R2.9.30			生涯学習部 施設課
186	160	R2.9.23	R3年度版中学校教科書採択に関する ・調査研究委員会議の日程 ・調査研究委員会議の名簿(全教科) ・調査研究委員会議の報告書及び議事録(全教科) ・採択協議会の日程 ・採択協議会の名簿(全教科) ・採択協議会の報告書及び議事録(全教科)	部分公開	R2.10.23	調査研究委員会議の日程、名簿(全教科)、議事録(全教科) 適用の理由:公正な調査や調査員の校務等に支障が出る恐れがあるため	第7条第1項第3号	学校教育部 学校教育課
187	161	R2.9.24	昭和50年航空写真(○○丁目○-○)	公開	R2.9.25			まちなみ共創部 建築指導課
188	162	R2.9.24	2019年度 10月31日の「首里城火災」で出動した消防車両の車載カメラ映像 ①西工作01 AM3:09～ ②中央ポンプ01 AM3:00～AM5:10 ③小禄ポンプ01 AM5:37 ④首里ポンプ01 AM5:00～AM9:01 ⑤国場ポンプ01 AM5:50	公開	R2.9.30			消防局
189	163	R2.9.24	字○○○番の建物について 消防法に基づいているのかの総合的な情報がほしいです。	取下げ				消防局
190	164	R2.9.25	令和元年10月31日に発生した首里城 火災について ・火災原因の調査及び更新情報について	公開	R2.9.29			消防局 警防課
191				非公開	R2.9.29	公文書非公開、現在調査中の為	第12条第2項	消防局 予防課
192	165	R2.9.25	那覇市営住宅外壁改修補修工事 2015年～2020年落札業者名	公開	R2.10.21			まちなみ共創部 市営住宅課
193				公開	R2.10.7			まちなみ共創部 建築工事課
194	166	R2.9.25	小学校・中学校の外壁改修・補修工事 2015年～2020年落札業者名	公開	R2.9.29			生涯学習部 施設課
195	167	R2.9.25	道路台帳平面図(測定基図) 6-14	公開	R2.9.30			都市みらい部 道路管理課
196	168	R2.9.28	真嘉比古島第一地区(土地区画整理事業)地権者公証記録一式(古島○-○○地権者)	部分公開	R2.10.7	個人名 適用の理由:個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利害を害するおそれがあるため。	第7条第1項第2号	まちなみ共創部 まちなみ整備課
197	169	R2.9.28	タウンプラザかねひで与儀公園広場 放置バイク(ナンバープレートなし)についての調査経緯の書面請求。	公開	R2.10.1			環境部 クリーン推進課
198	170	R2.9.29	那覇消防局管轄内における、危険物 (第四類:ガソリン、灯油、軽油、重油) 施設一覧表(名称、住所、油種、施設種類、最大貯蔵量) ※少量危険物除く	公開	R2.10.12			消防局 予防課
199	171	R2.9.30	以下の場所の道路拡張図面 1. 一銀通り 2. 首里城東城北線 3. 古波蔵1丁目～2丁目	公開	R2.10.1			都市みらい部 道路建設課
200	172	R2.10.1	・測量ポイント ・座席面積成果表 (○○○丁目○-○)	公開	R2.10.7			まちなみ共創部 まちなみ整備課
201	173	R2.10.5	令和2年度の宇栄原小学校校舎棟昇降機改修工事に係る工事設計書(鏡) 科目別内訳書、細目別内訳書、諸経費計算書	公開	R2.10.8			生涯学習部 施設課
202	174	R2.10.5	先の那覇市市議会議員選挙に立候補した「○○○○」が那覇市選舉管理委員会に届け出た立候補届出関係書類全ての開示を請求する。	非公開	R2.10.8	過去の那覇市市議会議員選挙の立候補者の中に「○○○○」がない。	第12条第2項	選舉管理委員会
203	175	R2.10.5	リサイクル届け出受付簿 令和2年8月1日～現在(久茂地、泉崎)	部分公開	R2.10.7	個人が識別されるもの 適用の理由:個人のプライバシー保護のため	第7条第1項第2号	まちなみ共創部 建築指導課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
204	176	R2.10.5	米軍関係者に対する軽自動車税(原動機付自転車含む)の課税額と一般税率の場合の課税額との差額。以下の情報 平成29年度、30年度、令和元年度の以下の数字。 ○課税台帳 ○課税額 ○一般税率の場合の課税額 ○一般税率の場合の課税額と、課税額の差額。 ただし、行政文書として上記のデータがない場合は、この公文書開示請求は取り下げる代わりに、軽自動車の税を所管する担当部局からデータを情報提供として、メールでご提供願いたい。	取下げ	R2.10.15			企画財務部 市民税課
205	177	R2.10.5	若狭小学校校舎及びプール等改築工事(電気) に関する ○積算価格内訳明細書 ○見積比較表	公開	R2.10.7			生涯学習部 施設課
206	178	R2.10.5	第一牧志公設市場建設工事(電気)に関する ○積算価格内訳明細書 ○見積比較表	公開	R2.10.9			経済観光部 なはまち振興課
207	179	R2.10.5	平成28年度 真和志線実施設計業務委託 平面図(2)、縦断図(2) 横断図(9)・(10)・(11)	公開	R2.10.7			都市みらい部 道路建設課
208	180	R2.10.6	令和2年度 若狭小学校校舎及びプール等改築工事(建築) 石嶺小学校屋内運動場等改築工事(建築) 垣花小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築)  上記に関する工事設計書積算内訳書 (諸経費計算含む)	公開	R2.10.6			生涯学習部 施設課
209	181	R2.10.6	令和3年度用教科書採択に関する資料一式 ・要項・採択員名簿・会議録など	公開	R2.10.20			学校教育部 学校教育課
210	182	R2.10.8	平成30年度市道具志73号線実施設計業務委託 設計図(一式)	公開	R2.10.7			都市みらい部 道路建設課
211	183	R2.10.9	2020年度 壱川市営住宅2号棟改修工事 上記工事の工事設計書一式(工事内訳書等 金額が記入しているもの) CDRへ写し希望	公開	R2.10.19			まちなみ共創部 市営住宅課
212	184	R2.10.9	2019年10月31日 発生の首里城火災に関する那覇市消防局作成の最終報告書及びそれに関する資料一式	非公開	R2.10.7	公文書不存在、現在調査中の為	第12条第2項	消防局 予防課
213	185	R2.10.9	先の沖縄県議会議員選挙に立候補した「〇〇〇〇」が那覇市選挙管理委員会に届け出た立候補届出関係書類全ての開示を請求する。	部分公開	R2.10.21	立候補届け出関係書類のうち 那覇市情報公開条例第7条第1項第2号アに該当する情報以外 適用理由:公にされていない個人に関する情報や付随する情報にあたり特定の個人を識別 することができるため。	第7条第1項第2号	選挙管理委員会
214			第一牧志公設市場建設工事(電気) ○工事内訳書	公開	R2.10.20			経済観光部 なはまち振興課
215			石嶺市営住宅第6期建替工事(電気1工区、2工区) (仮称)ともかぜ振興会館建設工事(電気)	公開	R2.10.21			まちなみ共創部 建築工事課
216	186	R2.10.12	安岡中学校屋内運動場等改築工事(電気) 開南小学校屋内運動場及びプール改築工事(受変電設備) 那覇市真和志南地区活性化人材育成支援施設(仮称)建設工事(電気) 天妃小学校屋内運動場及びこども園改築工事(電気)	公開	R2.10.16			生涯学習部 施設課
217			平成30年度石嶺駅前線照明灯工事(第5工区)	公開	R2.10.19			都市みらい部 道路建設課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
218			那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事(電気)	公開	R2.10.26			市民文化部 文化振興課
215	187	R2.10.12	大名市営住宅第3期建て替え工事(E棟・電機1・2工区) 大名市営住宅第3期建替工事(A棟・電機1・2工区)	公開	R2.10.21			まちなみ共創部 建築工事課
219			石嶺小学校校舎改築工事(電気)	公開	R2.10.16			生涯学習部 施設課
220	188	R2.10.12	1、令和2年度若狭小学校校舎及びプール等改築工事(衛生)の工事設計書(契約番号 工事第128号) 2、令和2年度若狭小学校校舎及びプール等改築工事(空調)の工事設計書(契約番号 工事第129号)	公開	R2.10.22			生涯学習部 施設課
221			3、令和2年度第一牧志公設市場建設工事(機械)の工事設計書(契約番号 工事第116号)	公開	R2.10.22			経済観光部 なはまち振興課
222	189	R2.10.12	令和2年度教科用図書那覇採択地区に係る ・採択協議会規約・協議会委員名簿 ・採択事務日程・調査研究報告書(音一般 楽器のみ)・調査員名簿・調査研究計画(日程) ・採択協議会會議議事録	部分公開	R2.10.23	調査員名簿 調査研究計画(日程) 適用の理由:公正な調査や調査員の校務等に支障が出る恐れがあるため	第7条第1項第3号	学校教育部 学校教育課
223	190	R2.10.13	令和2年度 工事名:神原中学校外壁補修工事 上記工事に係る、表紙、内訳書、単価表、共通仮設費内訳書、現場管理費、一般管理費、間接費一覧の全ての金入りの工事設計書の交付	公開	R2.10.22			生涯学習部 施設課
224	191	R2.10.13	令和2年度 工事名:石嶺第二市営住宅改修工事 上記工事に係る、表紙、内訳書、単価表、共通仮設費内訳書、現場管理費、一般管理費、間接費一覧の全ての金入りの工事設計書の交付	部分公開	R2.10.19	令和2年度 工事名:石嶺第二市営住宅改修工事 上記工事に係る単価表 適用理由:法人に著しい不利益を与えることが明らかであるため	第7条第1項第3号	まちなみ共創部 市営住宅課
225	192	R2.10.13	令和2年度 工事名:壱川市営住宅2号棟改修工事 上記工事に係る、表紙、内訳書、単価表、共通仮設費内訳書、現場管理費、一般管理費、間接費一覧の全ての金入りの工事設計書の交付	部分公開	R2.10.19	令和2年度 工事名:石嶺第二市営住宅改修工事 上記工事に係る単価表 適用理由:法人に著しい不利益を与えることが明らかであるため	第7条第1項第3号	まちなみ共創部 市営住宅課
226	193	R2.10.13	・首里城火災の際に、消防が撮影した映像、画像	公開	R2.10.15			消防局 総務課
227			・首里城火災において、焼失した文化財や、被害を受けた文化財について	非公開	R2.10.14	公文書不存在、現在調査中のため。	第12条第2項	消防局 予防課
228	194	R2.10.15	・銘苅小学校 全体配置図 校舎各階平面図	公開	R2.10.22			生涯学習部 施設課
229	195	R2.10.16	那覇市消防局撮影の首里城火災映像 YouTube動画配信されている映像 配信は時事通信映像センターや新沖縄通信等	公開	R2.10.16			消防局 総務課
230	196	R2.10.16	令和3年度用那覇地区教科用図書採択に係る以下のすべて ・採択協議会議事録、採択日程、協議会規約及び取り扱い運用等細則 ・採択理由書、教科科目別調査データ(調査書)の中学校全教科分 ・採択協議会委員名簿、調査データ作成委員(調査員)名簿 ・教科書に対する学校・一般意見(集約したもので可)	部分公開	R2.10.23	調査データ作成委員(調査員)名簿 適用理由:公正な調査や調査員の校務等に支障が出る恐れがあるため。	第7条第1項第3号	学校教育部 学校教育課
231	197	R2.10.16	若狭小学校校舎及びプール等磁気探査業務委託 に係る表紙、積算内訳書、総括表、代価表、単価表一覧、単価表	公開	R2.10.29			生涯学習部 施設課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
232	198	R2.10.19	若狭小学校校舎及びプール等改築工事(建築) 垣花小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築) 石嶺小学校屋内運動場等改築工事(建築) 高良小学校屋内運動場改築工事(建築) 開南小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築) 内容:金入り設計書、諸経費、仕分書、内訳書 別紙明細書	公開	R2.10.30			生涯学習部 施設課
233	199	R2.10.19	工事名:平成4年度寒川線街路工事 (第10工区) 完成図 3/63 18/63 公園との高低差が分かる資料	公開	R2.10.23			都市みらい部 道路管理課
234	200	R2.10.21	2019年10月31日発生の首里城火災に 関し、出火時に現場勤務していた警備員2名及び監視員1名に対する聴取の 結果資料一式	非公開	R2.10.22	公文書不存在、現在調査中のため。	第12条第2項	消防局 予防課
235	201	R2.10.22	金入数量票と経費計算書の公開をお 願いします。  若狭小学校校舎及びプール等改築工事(衛生) 若狭小学校校舎及びプール等改築工事(空調) 安岡中学校防音復旧工事(空調) 天妃小学校屋内運動場及び子ども園 改築工事(機械) 安岡中学校屋内運動場等改築工事 (機械) 神原小学校屋内運動場等改築工事 (機械) 開南小学校外8校及び中学校2校冷房 設備設置工事 城西小学校外6校及び中学校4校冷房 設備設置 石嶺小学校校舎改築工事(衛生) 金城小学校空調機更新工事 石嶺小学校校舎改築工事(空調) 金城中学校空調機更新工事	公開	R2.10.29			生涯学習部 施設課
236			金入数量票と経費計算書の公開をお 願いします。  石嶺市営住宅第6期建替工事(機械・2 工区) 石嶺市営住宅第6期建替工事(機械・1 工区) (仮称)ともかぜ振興会館建設工事(空 調設備) (仮称)ともかぜ振興会館建設工事(衛 生設備) 那覇市ぶんかテンプス館施設機能強 化工事(空調) 那覇市IT創造館基盤整備工事(空調)	公開	R2.11.4			まちなみ共創部 建築工事課
237			金入数量票と経費計算書の公開をお 願いします。  那覇市新文化芸術発信拠点施設建設 工事(機械・1工区) 那覇市新文化芸術発信拠点施設建設 工事(機械・2工区)	公開	R2.11.4			市民文化部 文化振興課
238			金入数量票と経費計算書の公開をお 願いします。  第一牧志公設市場建設工事(機械)	公開	R2.11.4			経済観光部 なはまち振興課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
239	202	R2.10.22	新型コロナウイルス感染症の患者または無症状病原体保有者(那覇市保健所に対する2020年10月20日までの届け出分)のうち、以下の情報がわかる文書 1)「新型コロナウイルス感染症の市内発生状況」に掲載されている者のうち、発症14日前から陽性判定日までの間にGoToトラベルキャンペーン、GoToイートキャンペーンを利用していた者の数 2)「新型コロナウイルス感染症の市内発生状況」に掲載されている者のうち、GoToトラベル事業、GoToイート事業に参加する事業者で働いていた者の数	非公開	R2.10.29	公文書不存在 適用理由:保健所では行動歴を調査しますが、その方が受けている割引サービス等の情報は調査対象ではないため、請求のある公文書は所有しておりません。	第12条第2項	健康部 保険総務課
240	203	R2.10.23	平成28年度 真和志線実施設計業務委託 平面図(1)(2)・縦断図(1)(2)・横断図(8)(9)	公開	R2.10.27			都市みらい部 道路建設課
241	204	R2.10.23	・工事設計書(工事積算内訳書) 工事名:真和志中学校屋外環境整備工事 2019年 4月18日改札 落札業者:大晋建設(株)	公開	R2.10.27			生涯学習部 施設課
242	205	R2.10.23	・工事設計書(工事積算内訳書) 工事名:高良小学校屋内運動場改築工事(建築) 2020年 9月29日改札 落札業者:(株)照正組	取下げ				生涯学習部 施設課
243	206	R2.10.23	・工事設計書(工事積算内訳書) 工事名:開南小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築) 2020年 10月5日改札 落札業者:(株)善太郎組	取下げ				生涯学習部 施設課
244	207	R2.10.23	・工事設計書(工事積算内訳書) 工事名:令和元年度識名公園整備工事(土木2) 2020年 2月21日改札 落札業者:(株)善太郎組	公開	R2.10.28			都市みらい部 花とみどり課
245	208	R2.10.26	(8・7那10号東門川・仲之川線 ほか14路線) 事業地を表示する図面 平面図 設計の概要を表示する図面 表面断面図	公開	R2.11.2			都市みらい部 道路建設課
246	209	R2.10.26	那覇市道路台帳 測定基図 那覇6 17-11	公開	R2.10.29			都市みらい部 道路管理課
247	210	R2.10.28	那覇市教育委員会生涯学習部施設課(2020年度 磁気探査調査業務) ・若狭小学校校舎及びプール等磁気探査業務委託に係る表紙、積算内訳表、表、総括表、代価表・施工パッケージ、単価表一覧、単価表	公開	R2.10.30			生涯学習部 施設課
248	211	R2.10.28	都市みらい部花とみどり課(2020年度 磁気探査調査業務) ・令和2年度識名公園磁気探査業務委託に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施工パッケージ、単価表一覧、単価表	公開	R2.11.6			都市みらい部 花とみどり課
249	212	R2.10.28	まちなみ共創部建築工事課(2020年度 磁気探査調査業務) ・大道ごとも園増改修工事業務委託(磁気探査)に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施工パッケージ、単価表一覧、単価表	部分公開	R2.11.6	刊行物から採用した単価の根拠 適用理由:公にすることにより、刊行物を発刊する法人に著しい不利益を与えることが明らかであるため	第7条第1項第3号	まちなみ共創部 建築工事課
250	213	R2.10.29	・那覇広域都市計画道路3・3・那17号石嶺線設計の概要を表示する図面 平面図 ・事業計画変更認可申請書 3・3・那17号石嶺線	取下げ				都市みらい部 道路管理課
251	214	R2.11.2	1・軍用地標準値2個所の直近の「不動産鑑定評価書」 2・那覇軍港地主会7百余名の「請願書」。その後の、請願書提出数及び西岸に関する交渉回数(概数で) 3・軍港・空港両地主会連盟による「請願書」	公開	R2.11.16			企画財務部 資産税課
252			1・国道506号線(小禄道路)用地(字○○○・字○○○)に関する、南部国道事務所からの「損失補償協議書」一式	公開	R2.11.12			総務部 管財課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
253	215	R2.11.2	那覇市〇〇〇丁目〇番〇(地番) 那覇市道路台帳 測定基図 那覇6 16-7 小禄65号	公開	R2.11.4			都市みらい部 道路管理課
254	216	R2.11.4	リサイクル届け 受付簿 令和2年10月 1日から現在	部分公開	R2.11.5	個人が識別されるもの	第7条第1項第2号	まちなみ共創部 建築指導課
255	217	R2.11.4	工事名「新都心牧志線新設橋工事(下 部工その1)」 完成図 25/18 25/17 現行時の護岸に関する資料	公開	R2.11.9			都市みらい部 道路管理課
256	218	R2.11.5	令和2年3月19日発送した添付文書に について、その内容に対する記録文書 (調査内容)	公開	R2.11.6			市民文化部 市民生活安全 課
257	219	R2.11.5	平成30年度発注 那覇市新文化芸術発信拠点施設建設 工事(建築) 「当初契約時」および「第4回変更(金 額増額)」の各場合に関する ①積算額内訳明細算出書 ②別紙明 細 ③代価表 ④単価表 ⑤見積比較表	部分公開	R2.11.19	「当初契約時」および「第4回変 更(金額増額)」の各場面に關 する⑤見積比較表の見積提出 業者の名称 適用理由:当該法人等又は個 人に著しい不利益を与えること が明らかであるものに該当する ため。	第7条第1項第3号	市民文化部 文化振興課
258	220	R2.11.5	令和2年度発注 第一牧志公設市場建設工事(建築) 「当初契約時」に関する ①積算額内訳明細算出書 ②別紙明 細 ③代価表 ④単価表 ⑤見積比較表	部分公開	R2.11.9	見積比較表の見積提出業者の 名称	第7条第1項第3号	経済観光部 なはまら振興課
259	221	R2.11.6	令和2年10月5日開札 開南小学校屋内運動場及びプール改 築工事(建築) 工事設計書 諸経費計算書及び仕訳書、内訳書	取下げ				生涯学習部 施設課
260	222	R2.11.6	平成29年12月21日開札 大名市営住宅第3期建替工事(E棟・建 築) 工事設計書 諸経費計算書及び仕訳書、内訳書	公開	R2.11.20			まちなみ共創部 建築工事課
261	223	R2.11.6	平成29年7月14日開札 大名市営住宅第3期建替工事(A棟・建 築) 工事設計書 諸経費計算書及び仕訳書、内訳書	公開	R2.11.20			まちなみ共創部 建築工事課
262	224	R2.11.6	令和2年1月9日開札 石嶺市営住宅第6期建替工事(建築) 工事設計書 諸経費計算書及び仕訳書、内訳書	公開	R2.11.20			まちなみ共創部 建築工事課
263	225	R2.11.6	平成28年7月19日開札 宇栄原市営住宅第4期建替工事(建 築) 工事設計書 諸経費計算書及び仕訳書、内訳書	公開	R2.11.20			まちなみ共創部 建築工事課
264	226	R2.11.12	令和2年度入札 「那覇市GIGAスクール構内情報通信 ネットワーク環境整備委託業務」に係る 落札資料一式	公開	R2.11.26			学校教育部 教育研究所
265	227	R2.11.16	・令和3年度使用中学校教科書採択協 議会の議事録(数学・美術・道徳・社会 科目について) ・教科書巡回展での先生のご意見	公開	R2.11.17			学校教育部 学校教育課
266	228	R2.11.16	・石嶺中学校空調設備更新工事の工 事設計書 (金額入り工事費仕分書、別紙明細含 む、工事共通費計算書)(契約番号 工事第38号)	公開	R2.11.25			生涯学習部 施設課
267	229	R2.11.18	下記工事に係る工事内訳、種目別内 訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目 別内訳、別紙明細、代価表 ①那覇市公告第138号 工事第53号 ・若狭小学校校舎及びプール等改 築工事(建築) ・若狭小学校校舎及びプール等改 築工事(第1回変更契約)	公開	R2.11.24			生涯学習部 施設課
268	230	R2.11.19	昭和55年11月19日に許可された総合 設計制度による図書一式(〇〇)	取下げ				まちなみ共創部 建築指導課
269	231	R2.11.20	真嘉比古島第二地区 那覇市〇〇〇 番 清算金・賦課金が知れる情報の開示	取下げ				まちなみ共創部 まちなみ整備課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
270	232	R2.11.20	公文書の名称: 石嶺市営住宅第6期建替工事(建築) 大名市営住宅第3期建替工事(E棟・建築) 大名市営住宅第3期建替工事(A棟・建築) 宇栄原市営住宅第4期建替工事(建築)  内容:金入り設計書、諸経費、仕訳書、内訳書、別紙明細書	公開	R2.12.4			まちなみ共創部 建築工事課
271	233	R2.11.20	10月19日(木)なはまち振興課と○○○○職員数人が農連プラザに隣接する県有地A-2地区にマチグア案内図を設置するというが、職員の話では○○○○に50万円を支払うことになっていふこと。 県有地(密集法で定められる使途がある)にはまち振興課が密集法でない整備事業と全く関係ないマチグア案内図を設置する根拠を示せ。 この企画の起案書、契約書など全ての情報を提示せよ。	公開	R2.11.24			経済観光部 なはまち振興課
272	234	R2.11.24	那覇市○○○丁目○一〇境界点番号管理図(5街区) 那覇市○○○丁目○一〇座標面積成果表	公開	R2.12.4			まちなみ共創部 まちなみ整備課
273	235	R2.11.25	○○年○○月に那覇市立中学校で起こったわいせつ行為に関する学校からの報告書(事後調査の結果など関連事項含む)	部分公開	R3.1.5	個人の権利利益を害する恐れ、学校が特定されること、個人への問い合わせが想定されること	第7条第1項第2号	学校教育部 学校教育課
274	236	R2.11.27	令和2年度:若狭小学校校舎及びプール等改築工事(昇降機) に關わる種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書、諸経費計算書	公開	R2.12.9			生涯学習部 施設課
275			令和2年度:第一牧志公設市場建設工事(電気) に關わる種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書、諸経費計算書	公開	R2.12.9			経済観光部 なはまち振興課
276	237	R2.12.2	令和2年度 発注工事 工事名:第一牧志公設市場建設工事(機械)  上記工事に係る「工事費内訳書、種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書、代価表、共通費・諸経費計算書」の公開	公開	R2.12.9			経済観光部 なはまち振興課
277	238	R2.12.2	令和2年度 発注工事 工事名:若狭小学校校舎及びプール等改築工事(空調) 工事名:若狭小学校校舎及びプール等改築工事(衛生)  上記工事に係る「工事費内訳書、種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書、代価表、共通費・諸経費計算書」の公開	公開	R2.12.16			生涯学習部 施設課
278	239	R2.12.2	令和2年度 発注工事 工事名:石嶺中学校空調設備更新工事  上記工事に係る「工事費内訳書、種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書、代価表、共通費・諸経費計算書」の公開	公開	R2.12.16			生涯学習部 施設課
279	240	R2.12.2	平成28年度 真和志線実施設計業務委託 平面図(2)・縦断図(2)・横断図(8)(9)	公開	R2.12.3			都市みらい部 道路建設課
280	241	R2.12.2	那覇市壱川一丁目16街区の画地座標	公開	R2.12.4			まちなみ共創部 まちなみ整備課
281	242	R2.12.4	画地測量図 那覇市○○○丁目○○○○	公開	R2.12.7			まちなみ共創部 まちなみ整備課
282	243	R2.12.7	那覇市道路種別マップ 32-L(No.3)	公開	R2.12.8			まちなみ共創部 建築指導課
283	244	R2.12.8	那覇市道路種別マップ 37-R(No.3)	公開	R2.12.8			まちなみ共創部 建築指導課
284	245	R2.12.8	那覇市道路種別マップ 9-R No.1	公開	R2.12.9			まちなみ共創部 建築指導課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
285	246	R2.12.9	入札日:2020/06/26 工事名:石嶺市営住宅第6期建替工事(電気・1工区) 入札日:2020/06/26 工事名:石嶺市営住宅第6期建替工事(電気・2工区) 入札日:2020/08/14 工事名:大道二ども園増改修工事(電気) 上記工事の当初入札に係るすべての金入り設計書	公開	R2.12.22			まちなみ共創部 建築工事課
286	247	R2.12.9	入札日:2020/05/13 工事名:壱屋小学校屋内運動場照明整備工事(電気) 入札日:2020/09/15 工事名:若狭小学校校舎及びプール等改築工事(電気) 上記工事の当初入札に係るすべての金入り設計書	公開	R2.12.22			生涯学習部 施設課
287	248	R2.12.9	入札日:2020/08/21 工事名:第一牧志公設市場建設工事(電気) 上記工事の当初入札に係るすべての金入り設計書	公開	R2.12.22			経済観光部 なはまち振興課
288	249	R2.12.9	入札日:2020/07/27 工事名:漫湖公園ジョギングコース照明灯改修工事(その2) 上記工事の当初入札に係るすべての金入り設計書	部分公開	R2.12.18	(一財)経済調査会および(一財)建設物価調査会より発行された刊行物に係る内容	第7条第1項第3号	都市みらい部 公園管理課
289			入札日:2020/11/6 工事名:令和2年度福州園再整備工事(電気) 上記工事の当初入札に係るすべての金入り設計書					
290	250	R2.12.9	那覇市新文化芸術発信拠点施設建設工事(昇降機)の最低制限価格算出の算定式についての詳細が分かる書類	公開	R2.12.9			市民文化部 文化振興課
291	251	R2.12.9	石嶺市営住宅第4期建替工事(A7号棟・昇降機)の最低制限価格算出の算定式についての詳細が分かる書類	公開	R2.12.15			総務部 法制契約課
292	252	R2.12.9	宇栄原小学校校舎棟昇降機改修工事の最低制限価格の算定式についての詳細が分かる書類	公開	R2.12.23			生涯学習部 施設課
293	253	R2.12.9	若狭小学校校舎及びプール等改築工事(昇降機)の最低制限価格算出の算定式についての詳細が分かる書類	公開	R2.12.23			生涯学習部 施設課
294	254	R2.12.11	平成31年度 ・真和志中学校屋外環境整備工事 ・神原中学校外構工事 ・宇栄原小学校屋内運動場等改築工事(設備) ・開南小学校屋内運動場及びプール改築工事(受変電設備) ・泊小学校・金城小学校ボイラー煙突取換工事 ・城西小学校外6校及び中学校4校冷房設備設置工事 ・開南小学校外8校及び中学校2校冷房設備設置工事 ・神原小学校屋内運動場等改築工事(電気) ・天妃小学校屋内運動場及びこども園改築工事(電気) ・神原小学校屋内運動場等改築工事(昇降機) ・開南小学校消火ポンプ室新築工事 ・神原小学校屋内運動場等改築工事(機械) ・城南小学校擁壁改修工事 ・安岡中学校屋内運動場等改築工事(機械) ・安岡中学校屋内運動場等改築工事(電気) ・上間小学校屋内運動場;改築工事(設備) ・天妃小学校屋内運動場及びこども園改築工事(機械) ・安岡中学校防音機能復旧工事(空調)	公開	R2.12.23			生涯学習部 施設課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
			・令和元年度 松城中学校東側線道路改良工事 令和2年度 ・首里図書館2階機械室空調機器撤去工事 設計書一式					
295	255	R2.12.11	平成31年度 ・久茂地線泊線道路改良工事 ・小禄88号道路改良工事 ・若狭地内交流オアシス整備工事 ・石嶺線(2)街路工事(第36工区) ・小禄88号道路改良工事(その2) ・石嶺線(2)街路工事(第35工区) 設計書一式(細目内訳書及び代価表含む)	部分公開	R2.12.24	「建設廃棄物実態調査報告書」から採用した記載事項の「処理場名」	第7条第1項第4号	都市みらい部 道路建設課
296			平成31年度 ・松山10号道路改良工事 ・歴史散歩道整備工事(上間地内) ・安謝中央線外1路線道路改良工事 ・石嶺線(2)街路工事(第41工区) ・牧志5号道路維持工事 設計書一式(細目内訳書及び代価表含む)	公開				
297	256	R2.12.11	・平成30年度弁ヶ岳公園雨水排水整備工事 ・H31 漫湖公園(古波蔵側)ジョギングコース照明灯改修工事 ・令和2年度福州園再設備工事(電気) 設計書一式(細目内訳書及び代価表含む)	公開	R2.12.25			都市みらい部 公園管理課
298	257	R2.12.11	平成31年度 ・識名公園整備工事(土木) ・羽佐間公園整備工事(土木) ・識名公園整備工事(土木2) 設計書一式(細目内訳書及び代価表含む)	公開	R2.12.15			都市みらい部 花とみどり課
299	258	R2.12.11	平成31年度 ・石嶺市営住宅第6期建替工事(造成その2) ・(仮称)ともかぜ振興会館建設工事(移動観覧席) ・エコマール那覇敷地内道路擁壁補強工事(その2) ・(仮称)ともかぜ振興会館建設工事(外構及び駐車場整備) ・石嶺市営住宅第6期建替工事(機械・1工区) ・石嶺市営住宅第6期建替工事(機械・1工区) ・石嶺市営住宅第6期建替工事(昇降機) ・宇栄原市営住宅第5期建替工事(造成) 設計書一式(細目内訳書及び代価表含む)	公開	R2.12.28			まちなみ共創部 建築工事課
300	259	R2.12.11	都市計画道路図面 ※那覇市○○○丁目○番の土地に関して、道路拡幅による収容対象面積を知りたいので、その面積がわかる図面の開示をお願い致します。	公開	R2.12.16			都市みらい部 道路建設課
301	260	R2.12.14	境界点番号管理図 85街区 金城○丁目 座標面積成果表 金城○丁目○-○	公開	R2.12.21			まちなみ共創部 まちなみ整備課
302	261	R2.12.16	○○○○(沖縄県那覇市○○○丁目○○番○○号)に係る「防火管理者選任(解任)届出書一式と消防計画作成(変更)届出書一式」 ※選任(解任)届出書は保管のすべて希望、※消防計画の届出書(かがみ)は保管のすべてと消防計画は最新のみ希望 ※複合施設などは○○部分のみを希望します	公開	R2.12.23			消防局 中央消防署 予防係

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
303	262	R2.12.17	狭あい道路管理システム印刷物 識名 1丁目1025の付近 縮尺1/250 ①印刷日時2020年12月17日9時40分 15秒 H31航空写真(A4カラー片面) ②印刷日時2020年12月17日9時42分 26秒 S50航空写真(A4カラー片面) ③那覇市現況地籍併合図 識名1丁目1025-4付近拡大コピー(A3カラー片面) 平成11年12月那覇市税務部資産税課 ④建築基準法第42条第2項による道路調書(2項道路調書)簿冊番号(7)頁番号(144)ID(3500056)(A4カラー片面)	公開	R2.12.18			まちなみ共創部 建築指導課
304	263	R2.12.17	防災街区整備事業 街路工事完成図 整備事業組合提出の資料(令和2年6月) そのすべての公開を請求する	公開	R2.12.24			まちなみ共創部 まちなみ整備課
305	264	R2.12.21	令和2年度 街路樹美化管理業務委託 令和2年度 道路除草業務委託 上記の金入り設計書(単価表を含むすべて)	部分公開	R2.12.22	物価資料等の金額	第7条第1項第4号	都市みらい部 道路管理課
306	265	R2.12.21	石嶺市営住宅第6期建替工事(昇降機)の最低制限価格算出の算定式について詳細がわかる書類	公開	R2.12.25			まちなみ共創部 建築工事課
307	266	R2.12.21	第一牧志公設市場建設工事(昇降機)の最低制限価格算出の算定式について詳細がわかる書類	取下げ				総務部 法制契約課
308	267	R2.12.21	令和2年度 (仮称)大嶺コミュニティセンター建設工事(建築) ・工事設計書 積算内訳書(諸経費計算含む)	公開	R3.1.6			まちなみ共創部 建築工事課
309	268	R2.12.21	令和2年度 高良小学校屋内運動場改築工事(建築) 令和2年度 開南小学校屋内運動場改築工事(建築) ・工事設計書 積算内訳書(諸経費計算含む)	公開	R2.12.24			生涯学習部 施設課
310	269	R2.12.22	1. 文書番号【那建都第8812号】 2. 文書番号【土都第592号】※関連する内容一式 3. 文書番号【那建都第9940号】 ※すべて別図など別添含む	公開	R3.1.5			都市みらい部 都市計画課
311	270	R2.12.22	那覇市○○○丁目○番○ ・間地図 ・座標面積計算書 ・画地出来形確認測量原図	公開	R3.1.4			まちなみ共創部 まちなみ整備課
312	271	R2.12.23	・工事設計書(工事積算内訳書)の公開を希望します。  工事名:開南小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築) (那覇市教育委員会 生涯学習部 施設課)  令和2年10月5日開札 落札業者:(株)善太郎組	公開	R2.12.24			生涯学習部 施設課
313	272	R2.12.23	令和2年度の垣花小学校屋内運動場及びプール改築工事(機械)について作成された工事内容	公開	R3.1.5			生涯学習部 施設課
314	273	R2.12.24	令和2年度 ①開南小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築) ②高良小学校屋内運動場改築工事(建築) ③石嶺小学校校舎屋内運動場等改築工事(建築) ④若狭小学校校舎及びプール改築工事(建築)	公開	R3.1.4			生涯学習部 施設課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
315	274	R2.12.24	平成31年度・令和2年度道路維持管理業務委託(那覇東・西地区) 金入り設計書(単価表含む全て)	部分公開	R3.1.5	単価表、諸経費算出欄、処分費摘要欄 適用の理由: 単価表及び諸経費算出欄は、内訳書に記載している単価の根拠にもなっており、今後発注予定の類似工事積算において工事費を類推される等、事業執行に支障を及ぼすため。処分費摘要要覧については、参考としている沖縄県の報告書において、非公開とされているため。	第7条第1項第4号	都市みらい部 道路管理課
316	275	R2.12.25	令和2年度久茂地7号(甲辰橋)橋梁整備工事(その2) 積算資料	部分公開	R3.1.4	刊行物から採用した単価根拠及び廃棄物等処分場の名称	第7条第1項第3号	都市みらい部 道路建設課
317	276	R2.12.28	(仮称)大嶺コミュニティセンター建設工事(建築) 積算資料	部分公開	R3.1.15	見積書の発行元に関する情報	第7条第1項第3号	まちなみ共創部 建築工事課
318	277	R3.1.4	2019年10月31日、那覇市消防局撮影の、「首里城火災」の映像。 BS-テレビ東「にっぽんを守るこだわりカンパニー(仮)」という番組にて、京都府消防局の火災に関しての対策について取り扱うにあたり、【近年、重大な火災も起きたため、より一層火災に気を付けています】というご紹介の際に、首里城が消失する映像を使用したく存じます。	公開	R3.1.5			消防局 総務課
319	278	R3.1.6	真嘉比古島 換地図 出来形確認測量原図 座標面積計算書	公開	R3.1.13			まちなみ共創部 まちなみ整備課
320	279	R3.1.6	令和2年2月6日 受付 第103号 狹あい道路整備事前協議鏡 鏡裏面 ・敷地現況図 ・敷地計画図 ・狭あい道路状況写真(現況写真)5枚	部分公開	R3.1.12	印影部分 適用の理由:個人情報保護のため	第7条第1項第2号	まちなみ共創部 建築指導課
321	280	R3.1.7	那覇市営住宅における網戸設置の方針	公開	R3.1.29			まちなみ共創部 市営住宅課
322	281	R3.1.7	真嘉比古島第二土地区画事業の宅地造成で自立型擁壁を設置した別紙図面(7か所)の従前地宅地の地籍現況重ね図(当該設置宅地を中心(A3カラー))	公開	R3.1.21			まちなみ共創部 まちなみ整備課
323	282	R3.1.12	那覇市〇〇〇丁目 〇〇〇〇 座標法面積計算書	公開	R3.1.19			まちなみ共創部 まちなみ整備課
324	283	R3.1.12	小禄金城地区(所在〇〇〇-〇-〇)座標	公開	R3.1.19			まちなみ共創部 まちなみ整備課
325	284	R3.1.13	〇〇〇〇氏原告の固定資産税等課税免除措置取消請求の住民訴訟(孔子廟訴訟)R元(行ツ)222について、2021年1月20日に最高裁大法廷R元(行ヒ)262事件で開かれる弁論での陳述要旨と、上告趣意書	公開	R3.1.15			都市みらい部 公園管理課
326	285	R3.1.13	孔子廟訴訟の上告審での提出書面	公開	R3.1.15			都市みらい部 公園管理課
327	286	R3.1.13	1月20日に最高裁大法廷で弁論がある、固定資産税等課税免除措置取消請求事件(いわゆる松山公園の孔子廟を巡る政教分離訴訟)(元(行ツ)222外上告人 那覇市長、被上告人 〇〇〇〇)の那覇市側弁論要旨	公開	R3.1.15			都市みらい部 公園管理課
328	287	R3.1.13	1月20日に最高裁大法廷で弁論期日が指定されている固定資産税等課税免除措置取消事件(令和元年(行ツ)第222号、令和元年(行ヒ)第262号)の那覇市側及び相手側の口頭弁論書	部分公開	R3.1.15	相手方の口頭弁論書	第7条第1項第2号	都市みらい部 公園管理課
329	288	R3.1.13	那覇市〇〇〇丁目〇-〇 換地図 座標法面積計算書	公開	R3.1.22			まちなみ共創部 まちなみ整備課
330	289	R3.1.13	高良小学校屋内運動場改築工事磁気探査業務委託 に係る表紙、積算内訳書、総括表、代価表、単価表一覧、単価表	公開	R3.1.18			生涯学習部 施設課
331	290	R3.1.13	令和2年度:垣花小学校屋内運動場及びプール改築工事(昇降機)に関する種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書、諸経費計算書	公開	R3.1.15			生涯学習部 施設課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
332	291	R3.1.13	令和2年度:第一牧志公設市場建設工事(昇降機)に関する種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書、小経費計算書	取下げ				経済観光部 なはまち振興課
333	292	R3.1.13	那覇市が当事者となっている下記訴訟で、最高裁に提出した弁論要旨 ・最高裁判所令和元年(行ツ)第222号、令和元年(行ヒ)第262号固定資産税等課税免除措置取消(住民訴訟)請求事件	公開	R3.1.15			都市みらい部 公園管理課
334	293	R3.1.14	・事業地を表示する図面v平面図no scale 那覇広域都市計画道路3・5 20号一直線 ・事業計画、変更認可申請書	公開	R3.1.15			都市みらい部 道路建設課
335	294	R3.1.14	建築指導課にて行っている「那覇市内のプロック塗調査(安全点検)」に関する一連の資料	公開	R3.1.20			まちなみ共創部 建築指導課
336	295	R3.1.15	真嘉比古島第二地区自立型擁壁6か所の設定について ①当該自立型擁壁の安全性確認申請書 ②上記の申請書に対する安全確認書 ③擁壁の構造安全計画書	部分公開	R3.1.29	①当該自立型擁壁の安全性確認申請書 ②上記①の申請書に対する安全確認書 ③擁壁の構造安全計画書(5箇所) 適用理由:文書不存在	第12条第2項	まちなみ共創部 まちなみ整備課
337	296	R3.1.15	令和2年度(令和2年4月～令和3年3月)における、小禄中学校及び鏡原中学校の1年生～3年生の定期テスト(中間テスト及び期末テスト)のうち、英語、数学、理科、社会、国語の5教科、美術、技術家庭、保健体育、音楽の4教科の問題、答案用紙、模範解答	公開	R3.3.30			学校教育部 学校教育課
338	297	R3.1.19	件名:第一牧志公設市場建設工事(機械) 開札日時:2020年8月21日 ・工事内訳書(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費) ・工事内訳明細書(直接工事費の内訳及び内訳明細書)	公開	R3.1.26			経済観光部 なはまち振興課
339	298	R3.1.19	件名:石嶺市営住宅第6期建替工事(機械・1工区) 開札日時:2020年1月15日 ・工事内訳書(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費) ・工事内訳明細書(直接工事費の内訳及び内訳明細書)	公開	R3.2.2			まちなみ共創部 建築工事課
	299	R3.1.19	件名:石嶺市営住宅第6期建替工事(機械・2工区) 開札日時:2020年3月5日 ・工事内訳書(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費) ・工事内訳明細書(直接工事費の内訳及び内訳明細書)					
340	300	R3.1.19	件名:関南小学校外8校及び中学校2校冷房設備設置工事 開札日時:2019年11月18日 ・工事内訳書(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費) ・工事内訳明細書(直接工事費の内訳及び内訳明細書)	公開	R3.1.22			生涯学習部 施設課
341	301	R3.1.19	件名:城西小学校外6校及び中学校4冷房設備設置工事 開札日時:2019年11月18日 ・工事内訳書(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費) ・工事内訳明細書(直接工事費の内訳及び内訳明細書)	公開	R3.1.22			生涯学習部 施設課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
342	302	R3.1.19	件名:安岡中学校防音機能復旧工事(空調) 開札日時:2020年3月3日 ・工事内訳書(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費) ・工事内訳明細書(直接工事費の内訳及び内訳明細書)	公開	R3.1.22			生涯学習部施設課
343	303	R3.1.19	件名:若狭小学校校舎及びプール等改築工事(衛生) 開札日時:2020年9月29日 ・工事内訳書(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費) ・工事内訳明細書(直接工事費の内訳及び内訳明細書)	公開	R3.1.22			生涯学習部施設課
344	304	R3.1.19	件名:若狭小学校校舎及びプール等改築工事(空調) 開札日時:2020年9月29日 ・工事内訳書(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費) ・工事内訳明細書(直接工事費の内訳及び内訳明細書)	公開	R3.1.22			生涯学習部施設課
345	305	R3.1.19	件名:石嶺中学校空調設備更新工事 開札日時:2020年10月29日 ・工事内訳書(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費) ・工事内訳明細書(直接工事費の内訳及び内訳明細書)	公開	R3.1.22			生涯学習部施設課
346	306	R3.1.19	令和2年度一銀線磁気探査業務委託に係る表紙、積算内訳書、総括表、代価表、単価表一覧、単価表	公開	R3.1.21			都市みらい部道路管理課
347	307	R3.1.19	(仮称)大領コミュニティセンター建設工事業務委託(磁気探査)に係る表紙、積算内訳書、総括表、代価表、単価表一覧、単価表	公開	R3.1.25			まちなみ共創部建築工事課
348	308	R3.1.19	真嘉比古島第二地区土地区画整理事業地区内に6宅地に自立型擁壁が設置されている。 土地区画事業の宅地造成工事で自立型擁壁の安全性を確認する関係法令等の具体的な条文、施行令及び要項等の根拠となる書類一式	非公開	R3.2.2	自立式擁壁に係る技術基準については、那霸市情報公開条例第2条(1)ア 官報、白書、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売されるもの及び実施機関以外のものが無償頒布することを目的として発行するものにあたるため	第12条第2項	まちなみ共創部まちなみ整備課
349	309	R3.1.20	○○年、那霸市立中学校男性教諭からわいせつ行為を受けた同校女子生徒が高校入学時に自殺した問題に関して ①○○年の、教員による女子中学生へ対するわいせつ行為について、作成された調査報告書、文書 ②○年○○月、被害学生の自殺に関して作成された、調査報告書報告書、文書	部分公開	R3.2.1	個人の権利利益を害する。	第7条第1項第2号	学校教育部学校教育課
350				非公開	R3.2.1	文書不存在	第12条第2項	
351	310	R3.1.20	・平成8年度金城東線(7・7那1)街路工事全体平面図 ・平成8年度度金城東線(7・7那1)街路工事横断図 ・平成8年度度金城東線(7・7那1)街路工事 街路工事4・8号擁壁1 図示	公開	R3.1.25			都市みらい部道路管理課
352	311	R3.1.20	リサイクル届出受付簿 R2年12月1日~現在	部分公開	R3.1.25	個人が識別されるもの 適用の理由:個人のプライバシー保護のため	第7条第1項第2号	まちなみ共創部建築指導課
353			宇栄原市営住宅第5工期建替工事(解体・1工区) 宇栄原市営住宅第5工期建替工事(解体・2工区) ・金入り設計書、諸経費、仕分書、内訳書、別紙明細書	公開	R3.1.26			まちなみ共創部建築工事課
354	312	R3.1.21	高良小学校校舎及び屋内運動場解体工事(1工区) 高良小学校校舎及び屋内運動場解体工事(2工区) ・金入り設計書、諸経費、仕分書、内訳書、別紙明細書	公開	R3.1.25			生涯学習部施設課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
355	313	R3.1.22	2019年4月18日開札 宇栄原市営住宅第5期建替事業に伴う既存住棟(A-10、11、14、16棟)の解体工事 工事設計書 諸経費計算書及び仕分書、内訳書	公開	R3.1.26			まちなみ共創部 建築工事課
356	314	R3.1.22	2020年10月5日開札 小禄支所及び小禄南消防出張所建設工事に伴う小禄支所の解体工事 工事設計書 諸経費計算書及び仕分書、内訳書	公開	R3.1.25			まちなみ共創部 建築工事課
357	315	R3.1.25	まちなみ共創部建築工事課 (2020年度 磁気探査調査業務) ・(仮称)大嶺コミュニティセンター建設工事業務委託(磁気探査)に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施工パッケージ、単価表一覧、単価表	公開	R3.1.25			まちなみ共創部 建築工事課
358	316	R3.1.25	都市みらい部道路建設課 (2020年度 磁気探査調査業務) ・令和2年度首里金城地区細街路工事に伴う磁気探査業務委託 ・令和2年度一銀線磁気探査業務委託に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施工パッケージ、単価表一覧、単価表	公開	R3.1.27			都市みらい部 道路建設課
359	317	R3.1.25	那覇市教育委員会生涯学習部施設課 (2020年度 磁気探査調査業務) ・石嶺小学校屋内運動場磁気探査業務委託 ・垣花小学校屋内運動場及びプール磁気探査業務委託 ・高良小学校屋内運動場改築工事磁気探査業務委託 に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施工パッケージ、単価表一覧、単価表	公開	R3.2.2			生涯学習部 施設課
360	318	R3.1.25	那覇市道路種別マップ 39-L(No.1)	公開	R3.1.26			まちなみ共創部 建築指導課
361	319	R3.1.26	土壤汚染対策法の自主的調査に係る土地の履歴調査の実施に伴い、下記地番における以下の公的届出資料  1. 水質汚濁防止法に係る特定施設設置届出の有無 2. 土壤の特定有害物質による汚染状態に関する公的届出資料 3. 特定有害物質又は特定有害物質を含む個体・液体の埋設等に関する公的届出資料 4. 特定有害物質の使用等に関する公的届出資料 5. 自然的原因による土壤汚染に関する公的届出資料  調査対象とする地番：沖縄県那覇市○○丁目○番地	非公開	R3.1.27	請求のあった公文書は、実施機関である市長への届出がなく、当該文書を保有していないため。	第12条第2項	環境部 環境保全課
362			土壤汚染対策法の自主的調査に係る土地の履歴調査の実施に伴い、下記地番における以下の公的届出資料  6. 不法投棄に係る報告資料	非公開	R3.2.1	文書不存在	第12条第2項	環境部 廃棄物対策課
363				部分公開	R3.2.2	個人情報のうち氏名等 適用の理由：個人の特定に関する情報のため公開しない。	第7条第1項第2号	環境部 クリーン推進課
364	320	R3.1.26	土壤汚染対策法の自主的調査に係る土地の履歴調査の実施に伴い、下記地番における以下の公的届出資料  1. 給油設備施設等に伴う設置・廃止等に関する届出 2. 危険物製造所等に伴う設置・廃止等に関する届出  調査対象とする地番：沖縄県那覇市○○丁目○番地	非公開	R3.1.29	文書不存在 適用の理由：調査対象地番における給油施設等・危険物施設等の設置・廃止等に関する届出がないため	第12条第2項	消防局 予防課
365	321	R3.1.26	首里石嶺町4丁目分譲地 建築協定書	公開	R3.1.27			まちなみ共創部 建築指導課
366	322	R3.1.26	那覇広域都市計画道路 3・4・那88号 真和志線 事業地を表示する図面 平面図 NO Scale (A3カラー)	公開	R3.2.1			都市みらい部 道路建設課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
367	323	R3.1.26	令和2年12月7日に発生した、アスファルト舗装版の切断に発生する、有害汚泥の不法投棄における、指導、指示事項。	部分公開	R3.2.1	個人名及び携帯番号 法人代表者の印影	第7条第1項第2号	環境部 廃棄物対策課
368	324	R3.1.26	孔子廟訴訟 ①提訴より経過の分かる文書 ②できれば第一審から最高裁上告までの弁護団より提出された準備書面	公開	R3.2.5			都市みらい部 公園管理課
369	325	R3.1.27	神原中学校外構工事(R元年度) 上間小学校屋内運動場改築工事(R元年度) 上間小学校屋内運動場改築造成工事(H30年度) 上間小学校校舎及び屋内運動場解体工事(H30年度) 上間小学校及び幼稚園外構工事(その2)(H30年度) 上間小学校及び幼稚園外構工事(その1)(H29年度)  金入り設計書、諸経費、仕分書、内訳書、別紙明細書	公開	R3.2.8			生涯学習部 施設課
370	326	R3.1.27	2019年度 工事名:高良小学校校舎及び屋内運動場解体工事(1工区) 工事設計書(積算内訳表、総括表及び代価表、経費内訳表)  2019年度 工事名:高良小学校校舎及び屋内運動場解体工事(2工区) 工事設計書(積算内訳表、総括表及び代価表、経費内訳表)	公開	R3.2.1			生涯学習部 施設課
371	327	R3.1.29	宇栄原市営住宅第5期建替工事(造成) ・入札日(2020/3/27) 工事設計書積算内訳書(諸経費計算含む)	部分公開	R3.2.5	刊行物から採用した単価の根拠	第7条第1項第3号	まちなみ共創部 建築工事課
372	328	R3.1.29	鏡原中学校屋外環境整備工事 ・入札日(2020/7/10) 工事設計書積算内訳書(諸経費計算含む)	公開	R3.2.10			生涯学習部 施設課
373	329	R3.1.29	①令和元年度石嶺線(2)街路工事(第37工区) ・入札日(2020/3/6)	公開	R3.2.1			都市みらい部 道路建設課
374			②令和元年度久茂地7号(甲辰橋)橋梁整備工事 ・入札日(2020/2/14)  工事設計書積算内訳書(諸経費計算含む)	部分公開	R3.2.1	廃棄物等所分場の名称	第7条第1項第3号	
375	330	R3.2.3	道路台帳(○○○-○-○) 北、南、西側西側各道路	公開	R3.2.4			都市みらい部 道路管理課
376	331	R3.2.4	道路台帳 1. 前島○丁目○-○の市道 2. 前島○丁目○-○	公開	R3.2.5			都市みらい部 道路管理課
377	332	R3.2.5	リサイクル法届け出 (R2年12月1日~現在)	部分公開	R3.2.8	個人が識別されるもの 適用の理由:個人のプライバシー保護のため	第7条第1項第2号	まちなみ共創部 建築指導課
378	333	R3.2.12	工事名:那覇市字具志地先船だまり整備工事(ブロック製作工事その1) 請求内容:金額入り工事設計書(一般管理費、現場管理費、共通仮設費)及び諸経費計算書	部分公開	R3.2.17	刊行物から採用した単価根拠	第7条第1項第3号	経済観光部 商工農水課
379	334	R3.2.12	工事名:令和2年度 石嶺線(2)街路工事(第38工区) 請求内容:金額入り工事設計書(一般管理費、現場管理費、共通仮設費)及び諸経費計算書	部分公開	R3.2.19	刊行物から採用した単価根拠及び廃棄物等処分場の名称 適用理由:刊行物を発行する法人及び特定の処分場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため	第7条第1項第3号	都市みらい部 道路建設課
380	335	R3.2.15	・座標面積計算書(那覇市○○○丁目○-○) ・画地出来形確認測量原図 61街区(2/2)	公開	R3.2.19			まちなみ共創部 まちなみ整備課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
381	336	R3.2.16	地籍調査(国土調査)に関連するシステム導入についての情報公開導入メーカー、導入ソフト名、落札年月(導入年月)、落札業者、契約形態(①リース契約又は②買取)、料金(①リース:賃貸借使用料、②買取:年間保守料金[令和2年度]) (担当部局名:まちなみ共創部技術総務課)	非公開	R3.2.17	公文書不存在 適用理由:本市は、地籍調査(国土調査)に関するシステムは導入していないため、公文書不存在。	第12条第2項	まちなみ共創部 技術総務課
382	337	R3.2.17	令和2年度 一銀線街路整備工事(第1工区) 上記の金入り設計書 (本工事内訳書・明細書・代価表・単価表・施工P・間接費の内訳含)	部分公開	R3.3.1	刊行物から採用した単価根拠規定及び廃棄物処理場の名称	第7条第1項第3号	都市みらい部 道路建設課
383	338	R3.2.17	令和2年度 久場川公園整備工事(土木) 上記の金入り設計書 (本工事内訳書・明細書・代価表・単価表・施工P・間接費の内訳含)	公開	R3.2.18			都市みらい部 花とみどり課
384	339	R3.2.17	令和2年度 新都心公園テニスコート人工芝改築工事(土木) 令和2年度 遊具等設置工事 上記の金入り設計書 (本工事内訳書・明細書・代価表・単価表・施工P・間接費の内訳含)	公開	R3.3.1	刊行物から採用した単価根拠及び廃棄物等処分場の名称 適用の理由:刊行物を発刊する法人及び特定の処分場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。	第7条第1項第3号	都市みらい部 公園管理課
385	340	R3.2.17	道路台帳 0244 那覇市○○ 安里中央線4.2m~4.5	公開	R3.2.18			都市みらい部 道路管理課
386	341	R3.2.18	・事業地を表示する図面 平面図 NoScale 8・7・那10号 東門川・仲之川線ほか 14路線  ・設計の概要を表示する図面 標準断面図 NoScale	公開	R3.2.19			都市みらい部 道路建設課
387	342	R3.2.19	・境界点番号管理図 30街区1/500 金城2丁目 ・座標面積成果表 金城○-○	公開	R3.3.2			まちなみ共創部 まちなみ整備課
388	343	R3.2.19	・2019年10月31日発生の首里城火災 調査書類すべて	部分公開	R3.2.25	・個人情報に関すること ・法人等に関する情報 ・行政執行に関する情報	第7条第1項第2号 第7条第1項第3号 第7条第1項第4号	消防局 予防課
389	344	R3.2.19	・那覇市○○○丁目○番○(平成9年9月換地) ①座標面積計算書 ②3級及び4級基準点成果簿	公開	R3.3.2			まちなみ共創部 まちなみ整備課
390	345	R3.2.22	2019年10月31日発生の首里城火災における那覇市消防局の調査報告書	部分公開	R3.3.4	個人情報に関すること 法人等に関する情報 行政執行に関する情報	第7条第1項第2号	消防局 予防課
391	346	R3.2.22	一銀線の都市計画決定図	取下げ				都市みらい部 道路建設課
392	347	R3.2.22	2019年10月31日に発生した首里城火災の火災調査書	部分公開	R3.3.4	個人情報に関すること 法人等に関する情報 行政執行に関する情報	第7条第1項第2号	消防局 予防課
393	348	R3.2.22	那覇市消防局作成の首里城火災調査報告書一切	部分公開	R3.3.4	個人情報に関すること 法人等に関する情報 行政執行に関する情報	第7条第1項第2号	消防局 予防課
394	349	R3.2.24	①那覇広域都市計画道路3・4那88号真和志線事業地を表示する図面 平面図(Noscale) ②設業の概要を表示する図面 標準断面図(1)s=1/50 ③標準断面図(2)s=1/50	公開	R3.2.24			都市みらい部 道路建設課
395	350	R3.2.24	「29年度～令和2年度 自動車騒音常時監視業務」 入札公告、仕様書、入札結果(落札業者だけでなく入札参加業者の金額及び業務の予算がわかるもの。仕様書のつきましては令和2年度のみで良いです。)	公開	R3.3.3			環境部 環境保全課
396	351	R3.2.24	「29年度～令和2年度 那覇市公共用水域及び地下水の水質測定業務」 入札公告、仕様書、入札結果(落札業者だけでなく入札参加業者の金額及び業務の予算がわかるもの。仕様書のつきましては令和2年度のみで良いです。)	公開	R3.3.3			環境部 環境保全課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
397	352	R3.2.25	平成24年3月 道路台帳(ナハ4) 11-18、11-19、11-24	公開	R3.2.26			都市みらい部 道路管理課
398	353	R3.2.25	那覇市道路台帳 測定基図 那覇2 道路台帳平面図(測定基図) 11-12	公開	R3.2.26			都市みらい部 道路管理課
399	354	R3.2.26	鏡原中学校屋外環境整備工事 2020 年度 真和志中学校屋外環境整備工事 2018年度 大名小学校屋外環境整備工事 2016 年度 上記3件 金入り設計書、本工事内訳 書	公開	R3.3.9			生涯学習部 施設課
400	355	R3.2.26	平成27年度に提出した新規指定時の 書類一式	部分公開	R3.3.12	・住所、電話番号等の個人情報 が記載されている部分及び資 格証の書類	第7条第1 項第2号	福祉部 障がい福祉課
401	356	R3.3.1	令和〇〇年〇月〇日に、宗教法人〇 〇より提出された、納骨堂経営許可申 請、及び平成〇〇年〇月から令和〇 〇年〇月まで宗教法人〇〇とで行わ れた事前協議に関する文書一式	部分公開	R3.3.16	個人情報、個人の意見を含め た宗教法人と個人のやりとり 宗教法人の経営状況が分かる 文書、宗教法人が所持している 文書	第7条第1 項第2号 第7条第1 項第3号	環境部 環境保全課
402	357	R3.3.1	工事名:小禄支所等建設工事(造成) 請求内容:金額入り工事設計書(一般 管理費、現場管理費、共通仮設費)及 び諸経費計算書	公開	R3.3.4			まちなみ共創部 建築工事課
403	358	R3.3.2	令和2年度 発注工事 工事名:宇栄原市営住宅第5期建替工 事(機械1工区) 工事名:宇栄原市営住宅第5期建替工 事(機械2工区) 上記工事に係る「工事費内訳書、種目 別内訳書、科目別内訳書、細目別内 訳書、代価表、共通費・諸経費計算 書」の公開	公開	R3.3.12			まちなみ共創部 建築工事課
404	359	R3.3.2	リサイクル届出受付簿 R2年2月3日～現在分	部分公開	R3.3.3	個人が識別されるもの 適用の理由:個人のプライバ シー保護のため	第7条第1 項第2号	まちなみ共創部 建築指導課
405	360	R3.3.2	令和2年度 発注工事 工事名:(仮称)大嶺コミュニティセン ター建設工事(機械) 上記工事に係る「工事費内訳書、種目 別内訳書、科目別内訳書、細目別内 訳書、代価表、共通費・諸経費計算 書」の公開	公開	R3.3.12			まちなみ共創部 建築工事課
406	361	R3.3.2	令和2年度 発注工事 工事名:開南小学校屋内運動場及び プール改築工事(機械) 上記工事に係る「工事費内訳書、種目 別内訳書、科目別内訳書、細目別内 訳書、代価表、共通費・諸経費計算 書」の公開	公開	R3.3.3			生涯学習部 施設課
407	362	R3.3.2	令和2年4月から令和3年2月(令和2年 度)の公立中学校の定期試験問題(英 語・数学・国語・理科・社会・音楽・美 術・体育・家庭科・技術)及び中学校3 年生の総合テスト、実力テストの試験問 題(英語・数学・国語・理科・社会・音 楽・美術・体育・家庭科・技術)	公開	R3.3.30			学校教育部 学校教育課
408	363	R3.3.2	首里〇〇町〇丁目〇番地の接道する 道の種類と幅員、等高線のある道路台 帳図面	公開	R3.3.4			都市みらい部 道路管理課
409	364	R3.3.3	道路台帳 16-14 〇〇町〇〇番〇 測定基図 山下12号 那覇6	公開	R3.3.4			都市みらい部 道路管理課
410	365	R3.3.3	那覇広域都市計画道路3・4那89号城 東城北線事業地を表示する図面 平 面図1/1000 設業の概要を表示する図面 平面図 NO Scale 標準断面図	公開	R3.3.4			都市みらい部 道路建設課
411	366	R3.3.3	都市みらい部道路建設課 (2020年度 磁気探査調査業務) ・令和2年度 石嶺線(3)磁気探査業 務委託に係る表紙、積算内訳表、総括 表、代価表・施工パッケージ、単価表 一覧、単価表	部分公開	R3.3.11	刊行物から採用した単価根拠 理由:刊行物を発刊する法人の 権利、競争上の地位その他の 正当な利益を害するおそれが あるため	第7条第1 項第3号	都市みらい部 道路建設課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
412	367	R3.3.3	まちなみ共創部建築工事課 (2020年度 磁気探査調査業務) ・小禄支所等建設工事事業委託(造成磁気探査)に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施工パッケージ、単価表一覧、単価表	部分公開	R3.3.9	施工パッケージ、単価一覧表、単価表	第12条第2項	まちなみ共創部 建築工事課
413	368	R3.3.3	那覇市教育委員会生涯学習部施設課 (2020年度 磁気探査調査業務) ・開南小学校屋内運動場及びプール改築工事業務委託に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施工パッケージ、単価表一覧、単価表	公開	R3.3.9			生涯学習部 施設課
414	369	R3.3.4	平成31年度石嶺線(2)街路工事(第33工区) 竣工図 配置平面図S=1/150 平成26年度城東城北線実施設計業務委託(A3白黒) 城東城北線 横断図 S=1/100	公開	R3.3.4			都市みらい部 道路建設課
415	370	R3.3.5	2019年10月31日の「首里城火災」の「火災調査書」	部分公開	R3.3.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報に関すること 理由:個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため</li> <li>・法人に関する情報 理由:法人等に関する情報であり、公開することにより、当該法人等に不利益を与えるため。</li> <li>・行政執行に関する情報 理由:調査等に関する情報であり、公開にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れがあるため。</li> </ul>	第7条第1項第2号 第7条第1項第3号 第7条第1項第4号	消防局 予防課
416	371	R3.3.5	2019年10月31日に発生した首里城火災の調査資料すべて	部分公開	R3.3.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報に関すること 理由:個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため</li> <li>・法人に関する情報 理由:法人等に関する情報であり、公開することにより、当該法人等に不利益を与えるため。</li> <li>・行政執行に関する情報 理由:調査等に関する情報であり、公開にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れがあるため。</li> </ul>	第7条第1項第2号 第7条第1項第3号 第7条第1項第4号	消防局 予防課
417	372	R3.3.5	2019年10月31日に発生の首里城火災に關し出火原因及び損害額等についてまとめた調査の報告書一式	部分公開	R3.3.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報に関すること 理由:個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため</li> <li>・法人に関する情報 理由:法人等に関する情報であり、公開することにより、当該法人等に不利益を与えるため。</li> <li>・行政執行に関する情報 理由:調査等に関する情報であり、公開にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れがあるため。</li> </ul>	第7条第1項第2号 第7条第1項第3号 第7条第1項第4号	消防局 予防課
418	373	R3.3.5	令和2年度発注工事「垣花小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築)」全ての金入りの工事設計書	公開	R3.3.9			生涯学習部 施設課
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報に関すること 理由:個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため</li> </ul>	第7条第1項第2号	

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
419	374	R3.3.9	1 2019年10月31日発生の首里城火災に関する那覇市消防局の調査報告書	部分公開	R3.3.11	・法人に関する情報 理由:法人等に関する情報であり、公開することにより、当該法人等に不利益を与えるため。	第7条第1項第3号	消防局 予防課
						・行政執行に関する情報 理由:調査等に関する情報であり、公開にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れがあるため。	第7条第1項第4号	
420	375	R3.3.10	首里金城地区細街路 大アカギ東線の図面 ・平面図、横断図、縦断図	公開	R3.3.9			都市みらい部 道路建設課
421	376	R3.3.10	龍柱の下請業者(三次請負)○○○○との契約書は必要であることが、この那覇市立工事関係書類一覧表に書かれています。下請、再下請契約書とありますから、市は○○○○との契約書の写しを取得していかなければなりません。これは市役所としての責務ですから、国民に出してください。(取得してきてください。契約書を。)	非公開	R3.3.24	公文書不存在	第12条第2項	都市みらい部 花とみどり課
422	377	R3.3.11	那覇広域都市計画道路3・4那88号真和志線事業地を表示する図面 平面図1/1000 設業の概要を表示する図面 平面図 NOScale 標準断面図(1)S=1/50	公開	R3.3.15			都市みらい部 道路建設課
423	378	R3.3.15	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第42条第1項の規定による報告書 報告日 令和3年2月26日 報告書 ○○○	部分公開	R3.4.2	個人が識別されるもの 適用理由:個人のプライバシー保護のため	第7条第1項第2号	まちなみ共創部 建築指導課
424	379	R3.3.15	リサイクル届け出受付簿 令和3年3月3日～令和3年3月15日 (工事場所)	部分公開	R3.3.23	個人が識別されるもの	第7条第1項第2号	まちなみ共創部 建築指導課
425	380	R3.3.15	土地区画整理図(真嘉比・古島土地区画事業) 55街区	公開	R3.3.18			まちなみ共創部 まちなみ整備課
426	381	R3.3.15	○○○丁目○○番の土地に係る道路位置指定について①位置指定申請者より御府に提出された関係法令に定める道路位置指定申請書その他の図書一式。②当該申請に対する御府による位置指定の結果が記載された書類。③現在までに位置指定道路の変更又は廃止がなされている場合は、当該申請に係る図書一式。④その他当該土地の位置指定に関する図書	公開	R3.3.29			まちなみ共創部 建築指導課
427			①平成22年度から今までの間に沖縄県内においておいてPFOS・PFOAを含有する消火剤を放出(火災による使用)、事故等による放出、訓練による使用等あらゆる形態を含む)した事例がわかる文書すべて ②平成30年度以降、那覇市内においてPFOS・PFOAを含有する消火剤を保有している事業所の場所がわかる文書すべて。 ⑤令和2年度の作成した那覇市が保有するPFOS・PFOAを含有する消火剤を非PFOS・PFOA剤に交換する予定が分かる文書すべて	非公開	R3.3.26	公文書不存在 適用理由: ①の項目における、那覇市のPFOS・PFOAを含有する消火剤を放出した事例の公文書は不存在。 ②、⑤の質問事項の公文書未作成のため不存在。	第12条第2項	消防局 警防課・予防課
428			③那覇市が保有するPFOS・PFOAを含有する消火剤を保管(廃棄のための保管を含む)している場所がわかる文書全すべて ④令和元年10月31日に発生した首里城火災において、PFOS・PFOAを含有する消火剤をしようしたか否かが分かる文書すべて	公開				
429			⑥令和3年2月26日に那覇基地で発生した消火剤流出事故に関して、那覇市が作成した・取得した文書すべて	部分公開	R3.3.30	那覇市役所来庁説明配布資料の一部 適用の理由:公にすることにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかであるため	第7条第1項第4号	総務部 平和交流・男女参画課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
430	382	R3.3.17		部分公開	R3.3.30	①市民の氏名、住所、電話番号、特定できる文書 適用の理由:①個人に関する情報を保護するため	第7条第1項第2号	環境部 環境保全課
						②法人の名称 適用の理由:②法人その他の団体の情報であって、当該情報を公にすることにより、当該法人等に著しい不利益を与えることが明らかであるため。	第7条第1項第3号	
						③職員が撮影した自衛隊敷地内の写真 適用の理由:③国等の期間が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかなため。	第7条第1項第4号	
431				非公開	R3.3.26	20210226 泡消火剤飛散調査 適用理由:事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるため。	第7条第1項第3号	こどもみらい部 こども教育保育課
				部分公開	R3.4.28	1. 個人名、顔、個人の印影 適用理由:1. 個人にに関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、又は公務員等の権利利益を不当に害する恐れがあるため	第7条第1項第2号	環境部 廃棄物対策課
						2. 法人代表者の印影、排出者名、泡消火剤設備消火薬剤等交換委託業者名等 適用理由:2. 法人にに関する情報であって、著しい不利益を与えることが明らかであるため	第7条第1項第3号	
						3. 基地施設の配置、機能及び構造等に関する情報 適用理由:3. 基地施設の配置、機能及び構造等に関する情報であって、国の事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかなため	第7条第1項第4号	
433	383	R3.3.16	R2年度発注の 開南小学校屋内運動場及びプール改築工事(電気) 石嶺小学校屋内運動場改築工事(設備)  上記工事に係る、工事費内訳書、諸経費計算書、代価表 等	公開	R3.3.26			生涯学習部 施設課
434	384	R3.3.16	R2年度発注の (仮称)大領コミュニティセンター建設工事(電気)  上記工事に係る、工事費内訳書、諸経費計算書、代価表 等	公開	R3.3.25			まちなみ共創部 建築工事課
435	385	R3.3.16	R2年度発注の 第一牧志公設市場建設工事(電気)  上記工事に係る、工事費内訳書、諸経費計算書、代価表 等	公開	R3.3.26			経済観光部 なはまち振興課
436	386	R3.3.17	那覇市広域都市計画道路 3, 4那88号真和志線 事業地を表示する図面 平面図 No ScLe	公開	R3.3.23			都市みらい部 道路建設課
437	387	R3.3.19	防音工事補助金交付決定通知書  H28 那覇市〇〇〇丁目〇〇〇〇	部分公開	R3.3.31	個人氏名、住所、補助金額 適用の理由:個人情報保護のため	第7条第1項第2号	環境部 環境保全課
438	388	R3.3.19	那覇市広域都市計画道路 3, 4那88号真和志線 事業地を表示する図面 平面図 No ScLe	公開	R3.3.24			都市みらい部 道路建設課
439	389	R3.3.22	リサイクル届出 受付簿 令和3年3月 16日～3月22日分(工事場所)	部分公開	R3.3.23	個人が識別されるもの	第7条第1項第2号	まちなみ共創部 建築指導課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
440	390	R3.3.23	令和3年3月12日開札 上間小学校屋内環境設備工事 工事設計書、諸経費計算書及び仕訳書、内訳書  令和2年10月5日開札 開南小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築) 工事設計書、諸経費計算書及び仕訳書、内訳書	公開	R3.3.30			生涯学習部 施設課
441	391	R3.3.23	令和3年1月6日開札 宇栄原市営住宅第5期建替工事(建築) 工事設計書、諸経費計算書及び仕訳書、内訳書  令和3年2月12日開札 大名市営住宅第4期建替工事(解体・1工区)(解体・2工区) 工事設計書、諸経費計算書及び仕訳書、内訳書	公開	R3.4.6			まちなみ共創部 建築工事課
442	392	R3.3.23	道路台帳平面図(測定基図) 1=500地形図 22-01 住所:那覇市小禄1丁目23-14 那覇市道鏡原小禄線、小禄19号線	公開	R3.3.24			都市みらい部 道路管理課
443	393	R3.3.23	那覇広域都市計画道路 3・5・20号 一銀線 事業地を表示する図面 平面図 NoScale	公開	R3.3.25			都市みらい部 道路建設課
444	394	R3.3.24	工事名:上間小学校外構工事(その1) 請求内容:金額入り工事設計書(一般管理費、現場管理費、共通仮設費)及び諸経費計算書	公開	R3.3.29			生涯学習部 施設課
445	395	R3.3.24	工事名:上間小学校屋外環境整備工事 請求内容:金額入り工事設計書(一般管理費、現場管理費、共通仮設費)及び諸経費計算書	公開	R3.3.29			生涯学習部 施設課
446	396	R3.3.25	那覇市道路種別マップNo.3 10-R	公開	R3.3.25			まちなみ共創部 建築指導課
447	397	R3.3.26	学校管理運営規則第17条、保護者負担軽減について、平成31年度、令和元年度における市教委から学校への通知文書及び届出された教材金額が分かる文書	公開	R3.4.23			学校教育部 学校教育課
448	398	R3.3.26	①春の遠足(H30.5.2)における職員バス賃不正(ただ乗り)について大道小から市教委への経過報告及び返金の件についての文書(伊江島観光バス利用) ②大道小から全学年保護者への返金説明についての文書	部分公開	R3.4.23	①市教委への経過報告及び返金の件についての文書 ②全保護者への返金説明についての文書、学年だより(3・5年) 適用理由:	第12条第2項	学校教育部 学校教育課
449				非公開	R3.4.23	①春の遠足(H30.5.2)における職員、バス賃不正(ただ乗り)について大道小から市教委への経過報告及び返金の件についての文書(伊江島観光バス利用) ②学年だよりで周知。学年だより(3・5年)は、保存期間1年以上を経過しているため破棄されている。 適用理由:公文書不存在	第12条第2項	
450	399	R3.3.29	那覇市〇〇〇丁目〇〇番地〇〇号(私有地)の売却についての法律相談結果	公開	R3.5.6			まちなみ共創部 まちなみ整備課
451			那覇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇の那覇市と〇〇〇〇とで取り交わした土地売買契約書。令和3年1月20日売買(登記簿参照)	部分公開	R3.5.6	売買代金、特約条項、契約者の印影	第7条第1項第4号	まちなみ共創部 まちなみ整備課
452	400	R3.3.29	貸付市有地となっている那覇市山下町〇〇-〇の土地につきまして、平成10年度・平成20年度・令和2年度における貸付面積、年額賃料、固定資産税評価額及び賃料算出方法をそれぞれご教示ください。	公開	R3.4.12			総務部 管財課
453	401	R3.3.29	那覇市道路台帳 測定基図 那覇2 11-11 〇〇〇丁目〇-〇(〇〇〇〇)	公開	R3.3.31			都市みらい部 道路管理課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分(理由)	根拠条文	担当部課名
454	402	R3.3.31	座標面積計算書 ・14-1 ・14-2 ・14-3 ・14-8 4級基準点 ・H24.A7 ・③K15 ・A166 ・H24.A8 ・④A165 ・21701 ・21707 ・21708 これらの点の記網図	公開	R3.4.12			まちなみ共創部 まちなみ整備課
455	403	R3.3.31	私は、那覇市が保有する生活保護指定医療機関のしおり(那覇市内に限る)の全部の写しの開示の交付の請求を提起します。 なお、個人情報は含まれないものを希望します。	取下げ	R3.4.1			福祉部 保護管理課

②保健所受付分

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
1	1	R2.4.1	施術所台帳	部分公開	R2.4.7	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
2	2	R2.4.1	施術所台帳	部分公開	R2.4.9	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
3	3	R2.4.2	旅館業台帳	公開	R2.4.9		生活衛生課
4	4	R2.4.6	理容所・美容所台帳	部分公開	R2.4.9	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
5	5	R2.4.17	薬局台帳、店舗販売業台帳	部分公開	R2.4.20	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
6	6	R2.5.1	施術所台帳	部分公開	R2.5.8	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
7	7	R2.5.8	施術所台帳	公開	R2.5.12		生活衛生課
8	8	R2.5.11	理容所・美容所台帳	部分公開	R2.5.12	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
9	9	R2.5.21	理容所・美容所台帳	部分公開	R2.5.26	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
10	10	R2.5.29	診療所開設届(医師開設)	公開	R2.6.1		生活衛生課
11	11	R2.5.28	食品営業許可台帳	部分公開	R2.6.3	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
12	12	R2.6.9	薬局台帳、特例販売業台帳、店舗販売業台帳、卸売販売業台帳	公開	R2.6.11		生活衛生課
13	13	R2.6.4	理容所・美容所台帳	部分公開	R2.6.5	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
14	14	R2.6.1	施術所台帳	部分公開	R2.6.3	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
15	15	R2.6.30	旅館業営業許可台帳・住宅宿泊事業台帳	非公開	R2.7.2	条例第12条第2項(公文書不存在)	生活衛生課
16	16	R2.6.26	旅館業営業許可台帳	部分公開	R2.6.30	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
17	17	R2.7.2	食品営業許可台帳	部分公開	R2.7.3	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
18	18	R2.7.1	施術所台帳	公開	R2.7.3		生活衛生課
19	19	R2.7.13	理容所・美容所台帳	部分公開	R2.7.7	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
20	20	R2.8.3	施術所台帳	部分公開	R2.8.4	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
21	21	R2.8.18	衛生検査所台帳	公開	R2.8.19		生活衛生課
22	22	R2.8.5	理容所・美容所台帳	部分公開	R2.8.7	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
23	23	R2.9.2	施術所台帳	部分公開	R2.8.4	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
24	24	R2.9.2	生活衛生台帳(クリーニング、旅館業、興行場、公衆浴場)	公開	R2.9.8		生活衛生課
25	25	R2.9.25	施術所廃止届	公開	R2.11.26		生活衛生課
26	26	R2.9.10	旅館業営業許可台帳	部分公開	R2.9.11	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
27	27	R2.10.1	施術所台帳	部分公開	R2.10.5	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
28	28	R2.10.13	特定建築物台帳	公開	R2.10.16		生活衛生課
29	29	R2.10.9	食品営業許可台帳	部分公開	R2.10.22	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
30	30	R2.11.2	施術所台帳	部分公開	R2.11.5	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
31	31	R2.11.11	病院名簿、一般診療所及び歯科診療所名簿	公開	R2.11.12		生活衛生課
32	32	R2.11.12	診療所開設届(医師開設)	公開	R2.11.16		生活衛生課
33	33	R2.11.9	旅館業営業許可台帳	部分公開	R2.11.20	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
34	34	R2.12.7	食品営業許可台帳	部分公開	R2.12.9	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
35	35	R2.12.9	施術所台帳	部分公開	R2.12.10	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
36	36	R2.12.22	歯科技工所台帳	部分公開	R2.12.24	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
37	37	R2.12.10	薬局台帳、特例販売業台帳、店舗販売業台帳、卸売販賣業台帳	公開	R2.12.11		生活衛生課
38	38	R3.1.4	施術所台帳	部分公開	R3.1.6	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
39	39	R3.1.6	歯科技工所台帳	公開	R3.1.7		生活衛生課
40	40	R3.2.1	施術所台帳	部分公開	R3.2.4	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
41	41	R3.2.12	理容所台帳、美容所台帳	部分公開	R3.2.24	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
42	42	R3.2.24	旅館業営業許可台帳	公開	R3.3.2		生活衛生課
43	43	R3.2.25	理容所台帳、美容所台帳 食品営業許可台帳	部分公開	R3.3.3	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
44	44	R3.3.1	施術所台帳	部分公開	R3.2.4	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
45	45	R3.3.8	診療所廃止届(法人開設)	公開	R3.3.8		生活衛生課
46	46	R3.319	歯科技工所台帳	部分公開	R3.3.23	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課
47	47	R3.3.25	理容所台帳、美容所台帳	部分公開	R3.3.30	条例第7条第1項第2号(個人情報)に該当	生活衛生課

③上下水道局受付分

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
1	145	R2.4.10	令和元年度5工区宇栄原地内公共下水道(雨水)工事に関する資料の請求	公開	R2.4.20		下水道課
2	673	R2.6.25	令和元年度3工区首里石嶺町地内公共下水道(雨水)工事に係る設計積算書(積算部分のみ)	公開	R2.7.3		下水道課
3	743	R2.7.3	①平成31年度 番号41 令和元年度 豊見城配水池統送水管布設工事 上記工事に係る、表紙、内訳書、単価表、共通仮設費内訳書、現場管理費、一般管理費、間接費一覧の全ての金入り(当初)設計書の文書	部分公開	R2.7.16	[非公開部分] 水道資材統一単価表、給水装置工事資材統一単価表、建物廃棄物処理場名 [理由] 当該法人等に不利益を与える。(条例第7条第1項第3号)	水道工務課
4	743	R2.7.3	②平成31年度 番号40 令和元年度 豊見城配水池建設工事 上記工事に係る、表紙、内訳書、単価表、共通仮設費内訳書、現場管理費、一般管理費、間接費一覧の全ての金入り(当初)設計書の文書	公開	R2.7.16		水道工務課
5	743	R2.7.3	③平成31年度 番号39 令和元年度 6工区久茂地内再生水配水管布設工事 ④平成31年度 番号38 令和元年度 6工区久茂地内再生水配水管布設工事 ⑤平成31年度 番号37 令和元年度 5工区宇栄原地内公共下水道(雨水)工事 ⑥平成31年度 番号30 平成30年度 7工区西地内公共下水道(雨水)工事 ⑦平成31年度 番号28 平成30年度 11工区首里石嶺町地内公共下水道(雨水)工事 ⑧平成31年度 番号14 平成30年度 8工区樋川地内公共下水道(雨水)工事 ⑨平成31年度 番号4 平成30年度 6工区首里石嶺町地内公共下水道(雨水)工事 ⑩令和2年度 番号4 令和元年度3工区首里石嶺町地内公共下水道(雨水)工事 上記工事に係る、表紙、内訳書、単価表、共通仮設費内訳書、現場管理費、一般管理費、間接費一覧の全ての金入り(当初)設計書の文書	公開	R2.7.16		下水道課
6	759	R2.7.7	3 2019年9月4日ころに発生した北谷浄水場送水停止の事案に関し作成された報告書等、内部作成文書の一切	公開	R2.7.20		配水課
7	759	R2.7.7	1 2019年4月10日ころに那覇市で発生した断水事案に関し作成された報告書等、内部作成文書の一切 2 2019年8月20日ころ及び同年9月10日ころに那覇市金城で発生した給水管の異物混入事案に関し作成された報告書等内部作成文書の一切並びに同時に同案に関し那覇市上下水道局が家主に対して発出した同月19日付けの通知文書及び当該通知文書に関する決裁文書 4 2019年9月20日ころに那覇市上間で発生した漏水、同年同月23日ころに那覇市曙で発生した漏水及び同年11月4日ころに那覇市首里石嶺町で発生した漏水に関し作成された報告書等、内部作成文書の一切	部分公開	R2.7.20	[非公開部分] 個人の氏名、住所、電話番号、顔写真 [理由] 公開することにより当該個人が識別され、プライバシー侵害のおそれがあるため。(条例第7条第1項第2号)	配水課
8	816	R2.7.14	那覇市上下水道局水道工務課 (2019・2020年度 磁気探査調査業務) ・令和元年度豊見城配水池建設工事に伴う磁気探査業務委託 に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施行パッケージ、単価表一覧、単価表	公開	R2.7.21		水道工務課
9	817	R2.7.14	那覇市上下水道局下水道課 (2019・2020年度 磁気探査調査業務) ・平成31年度西地内磁気探査業務委託 ・令和元年度首里石嶺町地内磁気探査業務委託(その2) に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施行パッケージ、単価表一覧、単価表	公開	R2.7.21		下水道課

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
10	817	R2.7.14	那覇市上下水道局下水道課 (2019・2020年度 磁気探査調査業務) ・平成30年度首里石嶺町地内磁気探査業務委託 (その2) に係る表紙、積算内訳表、総括表、代価表・施行 パッケージ、単価表一覧、単価表	部分公開	R2.7.21	[非公開部分] 建設廃棄物処理場名 [理由] 当該法人等に不利益 を与える。(条例第7条 第1項第3号)	下水道課
11	842	R2.7.16	令和2年度3工区国場地内公共下水道(雨水)工事 工事設計書	部分公開	R2.7.30	[非公開部分] 建設廃棄物処理場名 [理由] 当該法人等に不利益 を与える。(条例第7条 第1項第3号)	下水道課
12	922	R2.7.30	令和元年度3工区首里石嶺町地内公共下水道(雨 水)工事 上記工事物件に係る、全ての積算内訳書から単価 表までのすべての金入り設計書。	部分公開	R2.8.6	[非公開部分] 建設廃棄物処理場名 [理由] 当該法人等に不利益 を与える。(条例第7条 第1項第3号)	下水道課
13	960	R2.8.3	令和元年度 工事件名:平成30年度11工区地内石嶺町地内公共 下水道(雨水)工事 上記工事に係る、表紙、内訳書、単価表、共通仮設 費内訳書、現場管理費、一般管理費、間接費一覧 のすべての金入りの工事設計書の交付を希望しま す。	部分公開	R2.8.7	[非公開部分] 建設廃棄物処理場名 [理由] 当該法人等に不利益 を与える。(条例第7条 第1項第3号)	下水道課
14	961	R2.8.3	令和元年度 工事件名:令和元年度3工区地内石嶺町地内公共 下水道(雨水)工事 上記工事に係る、表紙、内訳書、単価表、共通仮設 費内訳書、現場管理費、一般管理費、間接費一覧 のすべての金入りの工事設計書の交付を希望しま す。	部分公開	R2.8.6	[非公開部分] 建設廃棄物処理場名 [理由] 当該法人等に不利益 を与える。(条例第7条 第1項第3号)	下水道課
15	1019	R2.8.12	2019年度に○○○○○○○○○○○○○○であった○○ ○○が、2019年10月末ころ那覇市上下水道局に提 出した「降格願」及びこれに類する書面の一切。	取り下げ			総務課
16	1024	R2.8.12	令和2年度天久おもろまち地内配水幹線布設替工 事に関する設計書	部分公開	R2.8.21	[非公開部分] 水道資材統一単価 表、給水装置工事資 材統一単価表、建設 廃棄物処理場名、刊 行物から採用した単価 の根拠 [理由] 当該法人等に不利益 を与える。(条例第7条 第1項第3号)	水道工務課
17	1024	R2.8.12	・令和元年度3工区首里石嶺町地内公共下水道(雨 水)工事に関する設計書	部分公開	R2.8.21	[非公開部分] ・建設廃棄物処理場 名 ・刊行物から採用した 単価の根拠 [理由] 当該法人等に不利益 を与える。(条例第7条 第1項第3号)	下水道課

④市立病院受付分

通し番号	受付番号	受付日	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
------	------	-----	------	------	-----	----------	-------

※令和2年度は、市立病院に対する情報公開請求はありませんでした。

(2) 那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会、審査会の開催状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
審議会	4	2	2	2	2	1
審査会	1	0	4	6	1	2

(3) 那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿

名前	職業
朝 崎 呶	(会長) 大学客員教授
折 井 真 人	(副会長) 弁護士
伊 良 皆 進 功	司法書士
上 原 香 代 子	税理士
大 城 幸 子	行政評価事務所
金 城 秀 樹	大学教授
當 原 直 子	消費生活相談員
當 山 清 久	行政書士
前 原 信 達	那覇市自治会長会連合会・元会長
宮 里 玲 子	那覇人権擁護委員協議会・会長

(4)那霸市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

名前	職業
上原義信	(会長) 弁護士
当山恵子	(副会長) 税理士
仲地博	学識経験者
林千賀子	弁護士
渡名喜庸安	学識経験者

## II 個人情報保護制度

## 1 個人情報保護制度の目的

高度情報通信社会といわれる今日、個人情報がインターネットを通して迅速に処理できるようになり、市民生活に便利さと豊かさをもたらした反面、プライバシー侵害の危険が高まってきています。

那覇市の個人情報保護制度は一人一人の人権を尊重し、保護することを目的として、次の4点を柱に適正な運営をめざします。

(1) 市が個人情報を扱うときのルールを定めています。

- ① 個人の思想、信条などに関する情報は収集しません。
- ② 個人情報は原則として直接、本人から収集します。
- ③ 収集した個人情報は原則として目的外に利用したり、外部等に提供することはありません。

(2) 自分の情報は自分でコントロールできます。

市がもっている自分の個人情報について開示（閲覧、写しの交付）、訂正、利用停止の請求ができます。

(3) 苦情も受け付けます。

自分の個人情報が保護に欠けていると思うときは、市や民間業者にその是正を求めることができます。

(4) 民間業者の協力義務を定めています。

民間業者の個人情報の取扱いに不適正があると認められるときは、市長はその業者に対して指導及び助言することができます。

### 個人情報保護制度の主な内容

(1) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防局長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（市立病院）をいう。

(2) 個人情報の開示（閲覧、写しの交付）等を請求できる者

どなたでも市がもっている自分の個人情報について開示（閲覧、写しの交付）、訂正、利用の停止、消去、提供の停止を請求できます。

(3) 開示（閲覧、写しの交付）等の請求方法

開示（閲覧、写しの交付）等の請求は、本人であることを確認することができる書類（例えば運転免許証）を窓口の市政情報センター（上下水道局及び市立病院はそれぞれの窓口）に提出して行います。

(4) 決定に対する不服申立て

実施機関の決定に対して不服があるときは、審査請求をることができます。審査請求を受けた実施機関は那覇市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する決定又は裁決を行います。

(5) 費用の負担

閲覧は無料ですが、写しの交付を受ける場合は請求者がその費用（写しの作成及び送付に要する費用）を負担します。

## 2 個人情報保護制度の運用状況

- (1) この運用状況は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年分です。
- (2) 個人情報の開示請求については、承諾が108件でした。(表1参照)
- (3) 実施機関別請求件数は、市長が95件で、教育委員会6件、選挙管理委員会0件、監査委員0件、公平委員会0件、消防局長8件、上下水道事業管理者2件、議会0件、市立病院が48件となっています。(表3参照)
- (4) 審査請求は1件でした。(表1参照)
- (5) 個人情報の目的外利用等届出は451件で、その内訳は目的外利用21件、提供430件となっています。

(表1) 個人情報開示等請求の処理状況内訳

年度	開示請求内訳						審査請求	訂正請求	利用停止請求
	請求件数	承諾	一部承諾	拒否	取下げ	却下			
平成31年度	163	116	25	21	1	0	0	0	0
令和2年度	159	108	24	18	9	0	1	0	0

(表2) 開示請求に対する一部承諾、拒否の理由内訳

	一部承諾	拒否
法令秘情報	0	0
個人の評価等情報	1	0
請求者の生命等を害するおそれのある情報	0	0
第三者の個人情報	21	0
法人等に関する情報	1	0
職務執行情報	0	3
審議会の意見	0	0
文書不存在	1	15
合計	24	18

\*複数の理由に該当する場合もあるので、各合計が必ずしも請求件数と一致するわけではありません。

(表3) 実施機関別処理状況

実施機関		開示請求内訳						審査請求	訂正請求	利用停止請求
		請求件数	承諾	一部承諾	拒否	取下げ	却下			
市長	総務部	6	6	0	0	0	0	0	0	0
	企画財務部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経済観光部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境部	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	市民文化部	21	10	3	7	1	0	0	0	0
	福祉部	39	25	10	3	1	0	1	0	0
	健康部	9	5	2	1	1	0	0	0	0
	こどもみらい部	5	2	2	1	0	0	0	0	0
	都市みらい部	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	まちなみ共創部	13	7	1	4	1	0	0	0	0
委員会・監査委員	出納室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	95	55	19	17	4	0	1	0	0
	教育委員会	6	2	3	1	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消防局長	8	8	0	0	0	0	0	0	0
	上下水道事業管理者	2	1	1	0	0	0	0	0	0
議会	議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方独立行政法人 (市立病院)	48	42	1	0	5	0	0	0	0
合計		159	108	24	18	9	0	1	0	0

(1)個人情報請求の内容

①市政情報センター受付分

通し番号	受付番号	受付日	請求の種類	請求内容	決定内容	決定日	不開示部分(理由)	根拠条文	担当部課名
1	1	R2.4.3	開示	区画整理事業終了の精算金額(支払額と銀行名についてわかる情報)	承諾	R2.4.3		まちなみ 共創部 ま ちなみ整 備課	
2	2	R2.4.6	開示	①令和〇年〇月〇日に発生した〇〇〇学校におけるいじめ事案について、〇〇〇学校が把握している詳細な事実経過 ②上記①のいじめ事案に対し、〇〇〇学校が加害生徒から事実確認の目的で聞き取った内容 ③上記①のいじめ事案に関し、〇〇〇学校がその場にいた他の生徒から聞き取った内容	承諾	R2.4.17			学校教育 部 学校 教育課
3	3	R2.4.9	開示	〇〇〇〇とちやーがんじゅう課とのすべての記録	一部承諾	R2.5.7	個人の氏名及び評価、診断、相談等に関する情報部分 適用理由:個人が特定されるおそれ又は開示することにより当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。また、今後の指導に影響を及ぼすおそれがあるため。	条例第12条 の2第1項第 2号	福祉部 ちやーが んじゅう課
4	4	R2.4.14	開示	戸籍謄本の発行履歴	承諾	R2.4.21			市民文化 部 ハイサイ市 民課
5	5	R2.4.15	開示	住民票の発行履歴	拒否	R2.4.21	公文書不存在(令和2年3月1日から令和2年4月16日までの期間の住民票の写し等交付申請書はありませんでした。)	文書不存在	市民文化 部 ハイサイ市 民課
6	6	R2.4.17	開示	〇〇〇〇の介護認定の書類	承諾	R2.4.30			福祉部 ちやーが んじゅう課
7	7	R2.4.23	開示	平成30年1月1日～平成30年12月31までの期間、本人が請求した住民票の写し等交付申請書	承諾	R2.4.30			市民文化 部 ハイサイ市 民課
8	8	R2.4.24	開示	戸籍謄本、抄本、附票の発行履歴 R1. 7, 3～R2. 4、24	承諾	R2.4.30			市民文化 部 ハイサイ市 民課
9	9	R2.5.11	開示	住民票の交付申請書および戸籍に関する証明交付申請書の写し (令和元年6月1日～令和2年5月11日まで)	承諾	R2.5.15			市民文化 部 ハイサイ市 民課
10	10	R2.5.14	開示	指導の対応記録(経過、是正計画) 違反建築物の違反内容(住所:〇〇〇〇 〇〇〇〇)	一部承諾	R2.5.15	・開示請求者以外の個人情報 ・法人に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人事業に関する情報	条例第12条 の2第1項第 4号	まちなみ 共創部 建築指導 課
11	11	R2.5.19	開示	H31年2月10日に「〇〇〇〇」にて窒息事故、事故報告書の開示を求む	承諾	R2.5.25			福祉部 ちやーが んじゅう課
12	12	R2.5.19	開示	H30年10月30日調査票 要介護3(本人)介護認定調査票の開示	一部承諾	R2.5.21	事故の報告者氏名(理由:法人代表者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができたため)	条例第12条 の2第1項第 4号	福祉部 ちやーが んじゅう課
13	13	R2.5.19	開示	窓口申請による印鑑証明書の発行履歴(2015年1月～2020年4月)	承諾	R2.5.22			市民文化 部 ハイサイ市 民課
14	14	R2.5.20	開示	令和2年3月31日の救急搬送時の記録書(〇〇〇〇について)	承諾	R2.5.21			消防局 救急課
15	15	R2.5.21	開示	那覇市こども支援に関わった資料 2019年2月ごろ(ひ孫の〇〇〇〇と孫の〇〇〇〇のこと)	一部承諾	R2.6.26	開示請求者以外の個人に関する情報及び、職務上知りえた秘匿性の高い情報が含まれている	条例第12条 の2第1項第 4号	こどもみら い部 子育て応 援課
16	16	R2.6.4	開示	2020年4月1日～同年6月4日間の印鑑証明の交付の有無に係る情報について	拒否	R2.6.5	文書不存在(令和2年4月1日から令和2年6月4日までの期間の印鑑登録証明書交付申請書はありませんでした。)	文書不存在	市民文化 部 ハイサイ市 民課
17	17	R2.6.16	開示	モノレール事業で計画内の土地建物等の補償費の額を知りたい。 土地建物の所在:〇〇〇〇 土地の所有者:〇〇〇〇	拒否	R2.6.18	文書不存在。建物等の補償の文書は保存期間(10年)を経過しているため廃棄済みです。なお、請求にかかる対象地番(〇〇〇〇)は現存しません。	文書不存在	都市みら い部 道路建設 課
18	18	R2.6.17	開示	戸籍の附票の第三者からの請求について 2019.11.1～2020.6.7 戸籍に関する証明交付申請書の写し	拒否	R2.6.19	文書不存在(令和元年11月1日から令和2年6月17日までの期間の本人請求以外の戸籍に関する証明書交付申請書はありませんでした。)	文書不存在	市民文化 部 ハイサイ市 民課

通し番号	受付番号	受付日	請求の種類	請求内容	決定内容	決定日	不開示部分(理由)	根拠条文	担当部課名
19	19	R2.6.18	開示	1. 私は現在、那覇市の生涯福祉サービスを受けております。そのサービスの内容について、開示を請求いたします。開示を求めるサービスの内容については、次のとおりです。 サービス開始から現在までの情報について ① 実際に受けたサービスの内容とその金額(できれば月額など一定の期間で計算したもの)(本人負担分の有無、本人負担分があれば本人負担分も含んだ額) ② 実際にサービスは受けではないものの、障害福祉サービスを利用できる「枠」として認定を受けているサービスの内容及びその「点数」 ③ 補装具などの購入を補助した際の金額 ④ 那覇市重度心身障がい者医療費等助成制度を利用して、令和2年4月以降に助成された医療費等の金額 ⑤ そのた、①～④に関する全ての資料	一部承諾	R2.7.2	③補装具などの購入を補助した金額 理由:補装具などの給付実績はなく文書不存在のため。 ④那覇市重度心身障がい者医療費等助成に係る情報のうち、開示請求者以外の個人に関する情報の記載がされている部分 理由:開示請求者以外の個人に関する情報が含まれているため	条例第12条の2第1項第4号	福祉部障がい福祉課
20	20	R2.6.22	開示	障害年金の申請にあたり、心療内科の受診記録を開示	拒否	R2.6.26	開示請求に際し、医療機関へ照会を求めるようしたが医療機関閉院となっていた。那覇市国民健康保険課に残っている受診記録を確認しようとしたが、保存年限5年のため、記録が廃棄されている。開示情報がなく、不開示となる。	文書不存在	健康部国民健康保険課
21	21	R2.6.26	開示	住民異動届(H30.7.16)	承諾	R2.6.29			市民文化部ハイサイ市民課
22	22	R2.6.26	開示	○○○○○○○○と那覇市の借地契約書写し	承諾	R2.6.30			総務部管財課
23	23	R2.7.2	開示	介護認定の為の主治医意見書の写し	承諾	R2.7.8			福祉部ちやーがんじゅう課
24	24	R2.7.9	開示	①実際に受けたサービスの内容とその金額(できれば月額など一定の期間で計算したもの)(本人負担分の有無、本人負担分があれば本人負担分も含んだ額) ②実際にサービスは受けではないものの、障害福祉サービスを利用できる「枠」として認定を受けているサービスの内容およびその「点数」 ③「移動支援」のサービスの内容と金額(①・②と同じ) ④日用生活用具(収尿器等)などの購入を補助した際の金額 ⑤那覇市重度心身障がい者医療費等助成制度で助成された医療費等の金額 ⑥その他、①～⑤に関するすべての資料	承諾	R2.7.21			福祉部障がい福祉課
25				私が、病院への通院や、訪問看護、鍼灸などに利用した国民健康保険の次の情報について開示請求します。期間は、平成29年5月から現在まで ①金額がわかる資料(月ごと) ②診療報酬明細書、施術費用明細書など請求内容のわかるもの	承諾	R2.7.27			健康部国民健康保険課
26	25	R2.7.13	開示	主治医意見書の写し	承諾	R2.7.21			福祉部ちやーがんじゅう課
27	26	R2.7.14	開示	令和元年7月1日から令和2年7月1日までの住民票の写し等交付申請書及び戸籍に関する証明交付申請書の写し	一部承諾	R2.7.22	法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を不当に害する恐れがあるため。	条例第12条の2第1項第5号	市民文化部ハイサイ市民課
28	27	R2.7.15	開示	○○○○の救急活動報告書	承諾	R2.7.20			消防局
29	28	R2.7.16	開示	○○○○の平成31年3月分と令和2年3月分の介護認定の調査結果の内訳書	承諾	R2.7.21			福祉部ちやーがんじゅう課
30	29	R2.7.20	開示	那覇市に提出した特別定額給付金の申請書(○○○○)	取下げ				福祉部福祉政策課
31	30	R2.7.29	開示	主治医による意見書	承諾	R2.8.6			福祉部ちやーがんじゅう課
32	31	R2.8.4	開示	令和2年6月4日から令和2年8月4日までの戸籍謄本、抄本、附票の戸籍に関する証明交付申請書の写し	拒否	R2.8.6		文書不存在	市民文化部ハイサイ市民課
33	32	R2.8.6	開示	平成27年12月3日頃、那覇市消費生活センターに、夫の○○○○が子供用玩具(光るびゅんびゅんマスター)で右目を受傷して相談した件。相談内容を記載した相談票は令和元年5月28日付で情報の開示を得た。今回は、相談票記載の国民生活センターの商品テスト結果報告書の開示を得たい。	承諾	R2.8.11			市民文化部市民生活安全課
34	33	R2.8.11	開示	第38回那覇地区中学校夏季テニス競技大会の参加申込書で○○中学校から那覇地区中体連に7/14の17時締切りのメールで送信された参加申込書で○○○○が記された箇所	一部承諾	R2.8.24	請求にある当該生徒以外の個人	条例第12条の2第1項第4号	学校教育部学校教育課

通し番号	受付番号	受付日	請求の種類	請求内容	決定内容	決定日	不開示部分(理由)	根拠条文	担当部課名
35	34	R2.8.11	開示	私に関して作成された下記一切の書類 ①障害者総合支援法の認定に関する書類(診断書、医師意見書、概況調査、認定調査票、サービスの利用状況票、勘案事項調査票、特記事項、審査会資料、区分認定通知書、介護給付費等支給決定通知書、サービスの支給内容、支給量の決定にあたり供された資料等) ②各支給決定に基づき実施された各介護サービスに関する介護報酬の支給明細書 ③サービス等利用計画案 ④特別障害者手当の認定に関する書類(診断書、医師意見書、現況届出、所得状況届出、障害関連の手帳、支給決定等) ⑤その他、私に関して作成された記録等一切 ※令和2年7月2日付、那福障第〇〇〇号「保有個人開示情報決定通知書」で開示済みの書類と重複する分については、省略していただいて結構ですが、その場合、事務が煩雑になるのであれば、重複分も開示していただいて結構です。 ※御方にどういった記録が保管、作成されているか、私にはわかりかねますので、作成保管されるすべての書類を全てもれなく開示願います。	一部承諾	R2.9.9	医療機関の印影	条例第12条の2第1項第4号	福祉部障がい福祉課
36	35	R2.8.11	開示	私に関して作成された下記一切の書類 ①障害者総合支援法の認定に関する書類(診断書、医師意見書、概況調査、認定調査票、サービスの利用状況票、勘案事項調査票、特記事項、審査会資料、区分認定通知書、介護給付費等支給決定通知書、サービスの支給内容、支給量の決定にあたり供された資料等) ②各支給決定に基づき実施された各介護サービスに関する介護報酬の支給明細書 ③サービス等利用計画案 ④特別障害者手当の認定に関する書類(診断書、医師意見書、現況届出、所得状況届出、障害関連の手帳、支給決定等) ⑤その他、私に関して作成された記録等一切 ※令和2年7月21日付、那福障第〇〇〇号「保有個人開示情報決定通知書」で開示済みの書類と重複する分については、省略していただいて結構ですが、その場合、事務が煩雑になるのであれば、重複分も開示していただいて結構です。 ※御方にどういった記録が保管、作成されているか、私にはわかりかねますので、作成保管されるすべての書類を全てもれなく開示願います。	一部承諾	R2.9.9	事業所等の印影 委員長の氏名	条例第12条の2第1項第4号	福祉部障がい福祉課
37	36	R2.8.12	開示	私に関して作成された下記一切の書類 ①障害者総合支援法の認定に関する書類(診断書、医師意見書、概況調査、認定調査票、サービスの利用状況票、勘案事項調査票、特記事項、審査会資料、区分認定通知書、介護給付費等支給決定通知書、サービスの支給内容、支給量の決定にあたり供された資料等) ②各支給決定に基づき実施された各介護サービスに関する介護報酬の支給明細書 ③サービス等利用計画案 ④特別障害者手当の認定に関する書類(診断書、医師意見書、現況届出、所得状況届出、障害関連の手帳、支給決定等) ⑤その他、私に関して作成された記録等一切 ※令和2年3月19日付、那福障第〇〇〇号「保有個人開示情報決定通知書」で開示済みの書類と重複する分については、省略していただいて結構ですが、その場合、事務が煩雑になるのであれば、重複分も開示していただいて結構です。 ※御方にどういった記録が保管、作成されているか、私にはわかりかねますので、作成保管されるすべての書類を全てもれなく開示願います。	一部承諾	R2.9.9	事業所等の印影	条例第12条の2第1項第4号	福祉部障がい福祉課
38	37	R2.8.13	開示	〇〇〇〇の所有していた土地 換地図 換地図全体図 換地処分通知 (〇〇〇丁目〇番〇含む2筆)	拒否	R2.8.26	文書不存在	文書不存在	まちなみ共創部まちなみ整備課
39	38	R2.8.14	開示	地域保健課での発達相談に関する記録(すぐすぐ教室)	承諾	R2.8.19			健康部地域保健課
40	39	R2.8.14	開示	こども発達支援センターでの発達相談に関する記録	承諾	R2.8.25			こどもみらい部こども教育保育課
41	40	R2.8.14	開示	地域保健課での発達相談に関する記録	一部承諾	R2.8.19	①心理士名 ②検査者の所見	条例第12条の2第1項第4号	健康部地域保健課
42	41	R2.8.20	開示	特定定額給付金申請書	承諾	R2.8.21			福祉部福祉政策課

通し番号	受付番号	受付日	請求の種類	請求内容	決定内容	決定日	不開示部分(理由)	根拠条文	担当部課名
43	42	R2.8.25	開示	私が、病院への通院や、訪問看護、鍼灸などに利用した国民健康保険の情報について開示請求します。 ・診療報酬明細書、調剤報酬明細書、施術療養費明細書、訪問看護療養費明細書など、健康保険を利用して支出した費用の明細が記載されている書類一式をもれなく網羅的に開示してください。 ・開示対象期間:診療機関が、平成27年1月1日～現在まで	承諾	R2.9.23			健康部 国民健康 保険課
44	43	R2.8.26	開示	H29年1月19日付け、城間市長が当人に発出した文書の起案書の写し。(一式)特に理由書の部分 文書の内容、当人が照会事項に対する土地区画制度に対する回答書	承諾	R2.9.11		まちなみ 共創部 まちなみ 整備課	
45	44	R2.9.7	開示	平成31年1月1日～令和2年9月7日 印鑑登録証明書交付申請書の写し	承諾	R2.9.10		市民文化 部 ハイサイ市 民課	
46	45	R2.9.8	開示	○○○○の生活保護手当受給していた際の振込口座のわかる資料	承諾	R2.9.18		福祉部 保護管理 課	
47	46	R2.9.11	開示	令和2年7月21日那覇市○○○○火災の原因がわかるわかる文書	承諾	R2.9.17		消防局 予防課	
48	47	R2.9.28	開示	真嘉比古島第一地区(土地区画整理事業)地権者公証記録一式(○○○○)	取下げ			まちなみ 共創部 まちなみ 整備課	
49	48	R2.9.30	開示	借地契約の写し	承諾	R2.10.7		総務部 管財課	
50	49	R2.10.6	開示	真嘉比古島第一地区(土地区画整理事業)について請求人が原告となつた換地処分取り消し訴訟に係る那覇市と弁護士の調整協議等記録の全部	拒否	R2.10.20	本件が終局的に解決していない現段階(裁判外和解協議中)においては、那覇市は尚も交渉または争訟の当事者の立場にあり、その調整及び協議の内容を開示することは当事者の地位を不当に害するおそれがあるため。	条例第12条 の2第1項第 6号	まちなみ 共創部 まちなみ 整備課
51	50	R2.10.7	開示	「那まま第○○号 令和〇年〇月〇日」付けの那覇市まちなみ共創部長 ○○○氏が請求人に宛てた通知書に係る起案書及び添付書全部	承諾	R2.10.20		まちなみ 共創部 まちなみ 整備課	
52	51	R2.10.15	開示	真嘉比古島第一地区土地区画整理事業に係る換地処分取消裁判の那覇の控訴に関する起案書一式(但し訴状を除く)並びに那覇市の調整記録全部	承諾	R2.10.27		まちなみ 共創部 まちなみ 整備課	
53					拒否	R2.10.27	「那覇市の調整記録(弁護士記録)」 適用理由:本件が終局的に解決していない現段階(裁判外和解協議中)においては、那覇市は尚も交渉または争訟の当事者の立場にあり、その調整及び協議の内容を開示することは当事者の地位を不当に害するおそれがあるため。	条例第12条 の2第1項第 6号	まちなみ 共創部 まちなみ 整備課
54	52	R2.10.15	開示	真嘉比古島区画整理事業換地処分取消裁判に係る上告の那覇市起案書一式全部(但し、上告申立書除く)並びに市の調整記録全部	承諾	R2.10.27		まちなみ 共創部 まちなみ 整備課	
55					拒否	R2.10.27	「那覇市の調整記録(弁護士記録)」 適用理由:本件が終局的に解決していない現段階(裁判外和解協議中)においては、那覇市は尚も交渉または争訟の当事者の立場にあり、その調整及び協議の内容を開示することは当事者の地位を不当に害するおそれがあるため。	条例第12条 の2第1項第 6号	まちなみ 共創部 まちなみ 整備課
56	53	R2.10.20	開示	平成30年1月1日から令和2年10月20日までの住民票の写し等交付申請書及び戸籍に関する証明交付申請書の写し	承諾	R2.10.28		市民文化 部 ハイサイ市 民課	
57					拒否	R2.10.28	文書不存在(保有個人情報開示請求書に本籍地は石垣市とありますので、戸籍に関する証明書交付申請書の写しはありません。)	文書不存在	市民文化 部 ハイサイ市 民課
58	54	R2.10.30	開示	那覇市古島○○ ○○○○名義の土地建物 立ち退き料に関する資料	承諾	R2.11.4		まちなみ 共創部 まちなみ 整備課	
59	55	R2.10.30	開示	令和2年3月19日発送した添付文書についてその内容に対する記録文書(調査内容)	取下げ			市民文化 部 市民生活 安全課	

通し番号	受付番号	受付日	請求の種類	請求内容	決定内容	決定日	不開示部分(理由)	根拠条文	担当部課名
60	56	R2.11.2	開示	2020年7月上旬、まちなみ整備課長及び副参事と申請人(○○)と那覇市立病院で話し合いをした時の記録と録音を書面化した文書一式 なお、その後、7月下旬頃 真嘉比マクドナルド及び銘苅のロッテリアで話し合った記録一式も含む。	承諾	R2.11.13			まちなみ 共創部 まちなみ 整備課
61	57	R2.11.5	開示	令和2年7月2日から令和2年11月5日の住民票の写し等交付申請書及び戸籍に関する証明交付申請書の写し	拒否	R2.11.13	文書不存在(住民票の写し等交付申請書なし本籍地は旭川市とありますので、戸籍に関する証明書交付申請書の写しはありません。)	文書不存在	市民文化部 ハイサイ市民課
62	58	R2.11.9	開示	自宅出産に伴う救急活動報告書 令和2年11月2日	承諾	R2.11.9			消防局
63	59	R2.11.19	開示	介護保険の認定情報(調査の内容及び主治医の意見書等)(特記事項含む)	承諾	R2.11.27			福祉部 ちやーがんじゅう課
64	60	R2.11.24	開示	障害年金の遡及金を納めた書類が判るもの(納付書)	承諾	R2.12.3			福祉部 保護第3課
65	61	R2.11.25	開示	令和2年11月17日10時7分頃小禄郵便局で搬送された〇〇〇〇〇の緊急搬送記録	承諾	R2.11.26			消防局 救急課
66	62	R2.11.30	開示	R2年2月15日夜中1時頃、那覇市内歩道上の電柱にぶつかりケガを負い、救急車で豊見城中央病院まで搬送されたことが分かる書類がほしいです。	承諾	R2.11.30			消防局 救急課
67	63	R2.12.1	開示	那覇市所有 那覇市〇〇〇丁目〇番の宅地(99.25m <sup>2</sup> )の〇〇〇〇との賃貸借関係書類	承諾	R2.12.7			総務部 管財課
68	64	R2.12.1	開示	2016年7月3日から同年9月17日までの仲宗根整形外科医院作成の診療報酬明細書	承諾	R2.12.2			健康部 国民健康保険課
69	65	R2.12.10	開示	受診状況証明書	承諾	R2.12.11			福祉部 障害福祉課
70	66	R2.12.14	開示	那覇市〇〇〇丁目〇番地〇の借地契約書の写し	承諾	R2.12.18			総務部 管財課
71	67	R2.12.17	開示	介護保険に係る認定調査結果及び主治医の意見書	承諾	R2.12.18			福祉部 ちやーがんじゅう課
72	68	R2.12.17	開示	・〇〇〇〇に関する書類の送付先変更の書類	一部承諾	R2.12.24	・送付先欄 ・申請者欄	条例第12条 の2第1項第 4号	福祉部 ちやーがんじゅう課
73				・介護保険 還付請求書 ・介護保険資格喪失書	拒否			文書不存在	
74	69	R2.12.17	開示	国民健康保険 葬祭費支給申請書 国民健康保険 資格喪失届	一部承諾	R2.12.28	国民健康保険葬祭費支給証明書:申請者記入欄、申請者との関係記入欄、振込先口座記入欄 理由:振込先口座記入欄情報は、請求者自身の個人情報に当たらないため。 ②国民健康保険資格喪失届 理由:ハイサイ市民課にて死亡届による国民健康保険喪失処理のため、国民健康保険課にて申請書類、手続きなし。	条例第12条 の2第1項第 4号	健康部 国民健康保険課
75	70	R2.12.22	開示	2020年8月～12月まで 戸籍に関する証明交付申請書の写し	一部承諾	R3.1.8	戸籍謄抄本等交付申請書(郵送用)中、開示請求者以外の個人の氏名、住所、生年月日、連絡先、続柄、使用目的等。	条例第12条 の2第1項第 4号	市民文化部 ハイサイ市民課
76	71	R2.12.23	開示	救急活動報告書 2020.12. 22日	承諾	R2.12.24			消防局 救急課
77	72	R2.12.28	開示	本人に関する主治医意見書	承諾	R3.1.8			福祉部 ちやーがんじゅう課
78	73	R3.1.6	開示	〇〇〇〇の過去5年間の介護認定情報、認定調査票、主治医意見書	承諾	R3.1.19			福祉部 ちやーがんじゅう課
79	74	R3.1.29	開示	平成30年度(入学時)から現在に至るまでの〇〇〇〇に関する〇〇小及び教育委員会にあるすべての文書	承諾	R3.3.1		条例第12条 の2第1項第 4号	学校教育部 学校教育課
80					一部承諾	R3.3.1	請求にある当該生徒以外の個人		
81	75	R3.2.5	開示	〇〇〇〇の介護認定調査資料	承諾	R3.2.9			福祉部 ちやーがんじゅう課
82	76	R3.2.8	開示	期間平成15年から平成30年12月30日 認定情報(訪問調査票、主治医意見書)	承諾	R3.2.18			福祉部 ちやーがんじゅう課
83	77	R3.2.10	開示	2020年2月1日から2021年1月31日までの住民票の写し等交付申請書及び戸籍に関する証明交付申請書の写し	一部承諾	R3.2.15	①司法書士の職務上請求書 中、依頼者の氏名等。 ②司法書士の職務上請求書 中、司法書士事務所職員の氏名及び印影、追記申請書	条例第12条 の2第1項第 4号 条例第12条 の2第1項第 5号	市民文化部 ハイサイ市民課
84	78	R3.2.10	開示	医療保護変更届け3通(オキシヘルツメーター2回、糖度計1回)の再発行をお願いしたい。	承諾	R3.2.17			福祉部 保護第3課
85	79	R3.2.15	開示	職員の履歴、名簿	承諾	R3.2.19			総務部 人事課

通し番号	受付番号	受付日	請求の種類	請求内容	決定内容	決定日	不開示部分(理由)	根拠条文	担当部課名
86	80	R3.2.16	開示	〇〇〇〇の介護認定調査票 令和2年度分、令和3年度分	承諾	R3.2.18			福祉部 ちやーがんじゅう課
87	81	R3.2.16	開示	交通事故発生以降の資料・記録一式	一部承諾	R3.3.2	・第三者の氏名、生活状況、 第三者に関する評価 適用の理由:開示請求者以外 の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別するこ とができる情報であるため。	条例第12条 の2第1項第 4号	福祉部 保護第1課
88	82	R3.2.18	開示	〇〇〇〇の介護認定調査に係る資料 (過去行った調査について残っている全て)	一部承諾	R3.2.18	平成31年3月8日調査の認定 調査票(特記事項)うち概況調 査票の一部	条例第12条 の2第1項第 4号	福祉部 ちやーがんじゅう課
89	83	R3.2.19	開示	令和元年又は平成31年作成の認定情報(事務局用)と認定調査票 平成30年作成の認定情報(事務局用)と認定調査票	承諾	R3.3.2			福祉部 ちやーがんじゅう課
90	84	R3.2.22	開示	主治医の意見書(かいご認定)	承諾	R3.2.26			福祉部 ちやーがんじゅう課
91	85	R3.2.24	開示	印鑑証明書発行の履歴 R3. 1、19～R3. 2. 24	拒否	R3.2.25	文書不存在 適用の理由:令和3年1月19日 から令和2年2月24日までの期 間の印鑑登録証明書交付申 請書はありませんでした。	文書不存在	市民文化 部 ハイサイ市民課
92	86	R3.2.26	開示	・母と小学校の面談 2021 1/12,2/26	一部承諾	R3.3.11	2021年2月26日の文書はない	文書不存在	学校教育 部 学校教育課
93				・〇〇小学校での〇〇さん、母の1年生からのスクールカウンセリングの記録	拒否	R3.3.5	本人を特定できる文書は存在 しないため	文書不存在	学校教育 部 教育相談課
94				・2015～2016 〇〇幼稚園での面談の記録 2016 年2月と保有している分すべて	拒否	R3.3.8	請求内容について文書は不 存在のため	文書不存在	こどもみら い部 こども教育 保育課
95	87	R3.2.26	開示	子育て支援室での2014年～2021年 子・母親に関する相談のやりとり訪問の保有する全 記録	一部承諾	R3.3.12	個人情報(請求者の氏名を除 <)、関係職員名、決裁者、職 務上知り得た秘匿性の高い情 報 理由:開示請求者以外の個人 に関する情報及び、職務上知 り得た秘匿性の高い情報が含 まれているため。	条例第12条 の2第1項第 4号	こどもみら い部 子育て応 援課
96	88	R3.2.26	開示	環境衛生課が2020年11月に猫のエサやりで自宅に 訪問した際のどこからの通報になのか経緯について の情報 電話のやりとり(本人の含む)	一部承諾	R3.3.15	開示請求者以外の個人に開 する情報であつて、特定の個 人を識別することができる記 述部分	条例第12条 の2第1項第 4号	環境部 環境衛生 課
97	89	R3.3.1	開示	事故状況及び消防隊とのやりとりを記録しているもの	承諾	R3.3.22			消防局 予防課
98	90	R3.3.3	開示	令和〇年〇月〇日 那覇市女性センター 〇〇弁護士との相談内容	承諾	R3.3.10			総務部 平和交流・ 男女参画課
99	91	R3.3.5	開示	介護保険要介護認定・要支援認定申請書	拒否	R3.3.10	介護保険要介護認定・要支援 認定申請の履歴がなく、開示 できる資料がないため。	文書不存在	福祉部 ちやーがんじゅう課
100	92	R3.3.5	開示	介護費給付費通知	拒否	R3.3.9	介護給付の実績がない	文書不存在	福祉部 ちやーがんじゅう課
101	93	R3.3.10	開示	令和元年または平成31年作成の主治医意見書(介 護認定用) 令和2年作成の主治医意見書(介護認定用)	承諾	R3.3.12			福祉部 ちやーがんじゅう課
102	94	R3.3.11	開示	2015年～2016年の診療内科受診にかかるレセプト (その際の薬局も含む)	取下げ	R3.3.11			健康部 国民健康 保険課
103	95	R3.3.12	開示	生活保護法によるパート労働のための通勤の交通 費の証明書などの個人情報 令和2年1月1日から12月31日まで	一部承諾	R3.3.17	領収書に記載されている第三 者の個人氏名(印影)	条例第12条 の2第1項第 4号	福祉部 保護第1課
104	96	R3.3.23	開示	令和2年8月5日から令和3年3月23日までの戸籍謄 本、抄本、附票の戸籍に関する証明交付申請書の 写し	承諾	R3.3.25			市民文化 部 ハイサイ市民 課

通し番号	受付番号	受付日	請求の種類	請求内容	決定内容	決定日	不開示部分(理由)	根拠条文	担当部課名
105	97	R3.3.26	開示	<p>1. 私に関して作成された下記一切の書類            ①障害者総合支援法の認定に関する書類(診断書、医師意見書、概況調査、認定調査票、サービスの利用状況票、勘案事項調査票、特記事項、審査会資料、区分認定通知書、介護給付費等支給決定通知書、サービスの支給内容、支給量の決定にあたり供された資料等)            ②各支給決定に基づき実施された各介護サービスに関する介護報酬の支給明細書            ③サービス等利用計画案            ④特別障害者手当の認定に関する書類(診断書、医師意見書、現況届出、所得状況届出、障害関連の手帳、支給決定等)            ⑤那蘭市重度心身障がい者医療費等助成制度で助成された医療費等の金額            ⑥日常生活用具(収尿器等)などの購入を補助した際の金額            ⑦その他、私に関して作成された記録等一切</p> <p>2. 対象期間            令和2年7月21日付那福障第〇〇〇号、令和2年8月25日付那福障第〇〇〇号の「保有個人開示情報決定通知書」において開示された期間以降から現在までの期間について、開示をお願いします。</p> <p>※開示済の書類と重複する分については、省略していただいて結構です。</p>	承諾	R3.4.8			福祉部 障がい福祉課
106	98	R3.3.26	開示	<p>私に関して作成された下記一切の書類            1. 国民健康保険の内容について            私が、病院への通院や、訪問看護、鍼灸などに利用した国民健康保険の次の情報について開示請求します。            ① 金額がわかる資料(月ごとの)            ② 診療報酬明細書、施術費用明細書などの請求内容のわかるもの</p> <p>2. 対象期間            令和2年7月27日付那健国第〇〇〇号「保有個人開示情報決定通知書」において開示された期間以降から現在までの期間について、開示をお願いします。</p> <p>※御方にどういった記録が保管、作成されているのか、私には分かりかねますので、作成保管される全ての書類を全てもれなく開示願います。</p>	承諾	R3.4.8			健康部 国民健康保険課
107	99	R3.3.29	開示	介護給付費(令和2年1月～12月分)	承諾	R3.4.2			福祉部 ちやーがんじゅう課
108	100	R3.3.29	開示	介護給付費(令和2年1月～12月分)	承諾	R3.4.2			福祉部 ちやーがんじゅう課
109	101	R3.3.31	開示	2015年～2016年 ○○幼稚園 ① 指導要録(指導に関する記録 ② 指導要録(学籍に関する記録)	承諾	R3.4.8			こどもみらい部こども教育保育課

②保健所受付分

通し番号	受付番号	受付日	請求の種類	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
------	------	-----	-------	------	------	-----	----------	-------

※令和2年度は、生活衛生課に対する個人情報開示請求はありませんでした。

③上下水道局受付分

通し番号	受付番号	受付日	請求の種類	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
1	1054	R3.8.18	開示	2019年度に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であった〇〇〇〇が、2019年10月末ころ那覇市上下水道局に提出した「降格願」及びこれに類する書面の一切。	承認	R3.8.24		総務課
2	2280	R3.2.15	開示	令和2年6月20日の〇〇〇〇とお客様センターとの交渉記録及びそれに関連する内容について。	一部承認	R3.2.24	[非公開部分] [理由] 開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている部分 [理由] 条例第12条の2第1項第4号の規定による個人に関する情報が含まれるため。	料金サービス課

④市立病院受付分

通し番号	受付番号	受付日	請求の種類	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
1	2	R2.4.2	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.4.9	無し	診療情報管理室
2	3	R2.4.8	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.4.10	無し	診療情報管理室
3	10	R.2.4.16	個人情報開示	診療録の写し	取り下げ	R2.4.20	無し	診療情報管理室
4	23	R.2.5.1	個人情報開示	診療録の写し	取り下げ	R2.5.1	無し	診療情報管理室
5	27	R2.5.11	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.5.15	無し	診療情報管理室
6	28	R2.5.15	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.5.20	無し	診療情報管理室
7	39	R2.5.28	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.6.2	無し	診療情報管理室
8	41	R2.6.1	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.6.2	無し	診療情報管理室
9	50	R2.6.5	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.6.11	無し	診療情報管理室
10	51	R2.6.8	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.6.10	無し	診療情報管理室
11	61	R2.6.16	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.6.17	無し	診療情報管理室
12	62	R3.6.16	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.6.18	無し	診療情報管理室
13	64	R2.6.17	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.6.18	無し	診療情報管理室
14	75	R2.7.2	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.7.3	無し	診療情報管理室
15	76	R2.7.3	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.7.7	無し	診療情報管理室
16	91	R2.8.3	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.8.7	無し	診療情報管理室
17	101	R2.8.19	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.8.24	無し	診療情報管理室
18	109	R2.8.28	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.9.3	無し	診療情報管理室
19	111	R2.9.7	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.9.11	無し	診療情報管理室
20	119	R2.9.17	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.9.23	無し	診療情報管理室
21	125	R2.9.28	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.9.29	無し	診療情報管理室

通し番号	受付番号	受付日	請求の種類	請求内容	決定内容	決定日	非公開部分と理由	担当部課名
22	126	R2.9.28	個人情報開示	診療録の写し	承認	R3.10.1	無し	診療情報管理室
23	131	R2.10.5	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.10.7	無し	診療情報管理室
24	133	R2.10.6	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.10.8	無し	診療情報管理室
25	135	R2.10.7	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.10.12	無し	診療情報管理室
26	149	R2.10.20	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.10.27	無し	診療情報管理室
27	160	R2.10.30	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.11.5	無し	診療情報管理室
28	159	R2.10.30	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.11.6	無し	診療情報管理室
29	178	R2.11.24	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.11.26	無し	診療情報管理室
30	179	R2.11.24	個人情報開示	診療録の写し	取り下げ		無し	診療情報管理室
31	184	R2.12.1	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.12.3	無し	診療情報管理室
32	191	R2.12.8	個人情報開示	診療録の写し	取り下げ		無し	診療情報管理室
33	187	R2.12.3	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.12.9	無し	診療情報管理室
34	204	R3.12.15	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.12.22	無し	診療情報管理室
35	203	R2.12.17	個人情報開示	診療録の写し	承認	R2.12.22	無し	診療情報管理室
36	232	R3.1.9	個人情報開示	診療録の写し	承認	R3.1.14	無し	診療情報管理室
37	233	R3.1.12	個人情報開示	診療録の写し	承認	R3.1.15	無し	診療情報管理室
38	236	R3.1.18	個人情報開示	診療録の写し	承認	R3.1.22	無し	診療情報管理室
39	242	R3.1.25	個人情報開示	診療録の写し	取り下げ		無し	診療情報管理室
40	246	R3.1.28	個人情報開示	診療録の写し	承認	R3.1.29	無し	診療情報管理室

(2) 個人情報の目的外利用・外部提供の状況

①市政情報センターフラグ

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
1	R2.4.3	提供	保護第三課	那覇警察署	捜査関係事項照会	受給開始年月日、受給開始事由、受給金額、受給方法、最終訪問年月日、家族構成及び結婚歴、病歴、その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
2	R2.4.7	提供	国民健康保険課	福岡市博多区役所	国民健康保険加入状況照会	調査対象者が、国民健康保険の加入があるかどうか、また公費医療があるかどうか	条例第9条第1項第2号国民健康保険法第113条の2
3	R2.4.7	提供	保護第三課	長崎警察署	捜査関係事項照会	保護申請内容、保護開始決定通知内容、受給開始年月日、受給開始事由、受給金額、受給方法、支給開始から現在までの毎月の支給額、その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
4	R2.4.7	提供	保護第1課	中部福祉事務所	生活保護法による民間住宅賃貸等代理納付開始通知書の送付について	生活保護法による民間住宅賃貸等代理納付開始通知書	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条
5	R2.4.10	目的外利用	建築指導課	資産税課	固定資産税賦課業務	建築計画概要書（リサイクル法届出受付簿の写し及び長期優良住宅建築等計画に関する認定申請書等含む）	条例第9条第1項第3号
6	R2.4.13	提供	保護第1課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・受給開始年月日・受給開始事由・受給金額、受給方法・最終訪問年月日・家族構成及び結婚歴・病歴・その他参考事項（職歴、生活状況等）	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
7	R2.4.17	提供	保護第3課	沖縄県中部福祉事務所	生活保護ケース記録等の送付について	・保護記録・ケース記録（申請時の面接記録表を含む）・保護決定調書（保護決定・廃止）・扶養義務台帳・その他参考資料	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第1項及び同条第2項
8	R2.4.16	提供	保護第3課	長崎警察署	捜査関係事項照会	保護受給者病名及び病状 生活状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
9	R2.4.23	提供	市民税課	阿見町保健福祉部子ども家庭課	保育料（副食費）の算定資料（回答）	平成31年度 産出所得割額、調整控除額、税額調整額、税額控除合計額、所得割額	条例第9条第1項第2号 子ども・子育て支援法第13条、及び同法第16条
10	R2.4.25	提供	保護第1課	いしみね救護園	生活保護ケース記録の照会（回答）	○○○の保護記録、ケース記録等	条例第9条第1項第2号 ○○○の施設での定着支援
11	R2.4.25	提供	保護第2課	那覇警察署	捜査関係事項照会書について	・生活保護の受給開始日及び支給期間 ・受給金額、支給認定の基準となる資料 ・支給認定の際に提出された資料、申請日・申請時の状況等 ・支給終了の事由、振込先口座情報、その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
12	R2.5.3	提供	保護第2課	那覇警察署	生活保護ケース記録等の写しの送付について（回答）	1 保護台帳、開始時のケース記録 2 開始時の保護決定調書、廃止前1年分の保護決定調書 3 ケース記録（廃止前1年分） 4 扶養照会回答書、医療扶助関係要否意見書 5 戸籍関係写し	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
13	R2.5.7	提供	保護第2課	豊見城警察署	捜査関係事項照会	・受給開始理由 ・受給開始年月日、最終受給日 ・受給額、受給方法 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
14	R2.5.3	提供	保護第3課	浦添市福祉事務所長	生活保護ケース記録等の送付について	・保護台帳 ・保護決定調書（直近1年分） ・保護記録（1）～（6） ・直近1年分のケース記録 ・その他保護の決定に際し必要と思われる資料	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第1項及び第2項
15	R2.5.8	提供	保護第1課	ケアセンター大道	要介護認定・要支援認定等結果通知書等情報提供について	要介護認定・要支援認定等結果通知書、認定情報、主治医意見書	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
16	R2.4.16	提供	国民健康保険課	那覇警察署	捜査関係事項照会書	保険加入状況、保険利用状況（利用地域・名称等）	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
17	R2.4.30	提供	国民健康保険課	那覇警察署	捜査関係事項照会書	保険加入年月日、発行年月日、記号番号、被保険者氏名、保険料支払い状況、保険証の使用状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
18	R2.4.16	提供	保護2課	浦添警察署	捜査関係事項照会書について（回答）	1. 受給開始年月日 2. 受給開始事由 3. 受給金額 4. 扶養義務者の連絡先 5. 病院通院先、把握している病名 6. その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
19	R2.5.12	提供	保護第1課	いしみね救護園	救護施設要入所者予備調査票送付について	救護施設要入所者予備調査票	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
20	R2.5.11	目的外利用	市民税課	地域保健課	産後ケア事業	事業の利用者が属する世帯の課税情報	条例第9条第1項第1号
21	R2.5.14	提供	保護第3課	いしみね救護園よみたん救護園	救護施設要入所者予備調査票送付について	救護施設要入所者予備調査票送付について	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第1項
22	R2.5.14	提供	保護第1課	豊見城市福祉事務所	生活保護ケース記録の照会（回答）	・保護台帳、開始時のケース記録 ・開始時の保護決定調書、廃止前1年分の保護決定調書 ・廃止前1年分のケース記録 ・扶養照会回答書、医療扶助関係要否意見書 ・戸籍関係写し、無資産証明書 ・その他、保護決定実施上必要と思われるもの	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
23	R2. 5. 15	提供	保護第2課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・受給開始理由 ・受給開始年月日 ・最終受給日 ・受給金額 ・受給方法 ・家族構成及び婚姻歴 ・病歴 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
24	R2. 5. 15	提供	保護第1課	沖縄県介護保険広域連合	生活保護廃止決定通知書の送付について	生活保護廃止決定通知書	条例第9条第1項第2号 生活保護法による介護扶助運営要領[第3-2-(1)-(4)]
25	R2. 5. 18	提供	保護第3課	長崎県長崎警察署	捜査関係事項照会	保護受給者居住地住所	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
26	R2. 5. 19	提供	保護第3課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	(1) 受給開始年月日 (2) 受給開始事由 (3) 受給金額、受給方法 (4) 最終受給日 (5) 上記の者の生活状況 (6) その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
27	R2. 5. 19	提供	保護第1課	千葉市中央保健センター社会援護課	生活保護ケース記録の写しの送付について(回答)	・保護台帳 ・保護決定調書(平成29年12月22日以降) ・保護記録(1)～(6) ・平成29年12月22日以降のケース記録 ・親等図 ・面接記録	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
28	R2. 5. 21	提供	保護第1課	金沢市介護保険課長	他市町村管轄生活保護受給者リストの送付について	他市町村管轄生活保護受給者リスト	条例第9条第1項第2号 生活保護法による介護扶助運営要領[第3-2-(1)]
29	R2. 5. 22	目的外利用	企画財務部 資産税課	まちなみ共創部 建築指導課	特定建築物の定期報告の台帳整備について アスベスト調査 台帳の整備について	建築物の物件所有者(氏名、住所、郵便番号) 物件管理者(氏名、住所、郵便番号) 物件名称、物件所在地、築造年、用途、床面積、階数、構造	条例第9条第1項第5号 審議会類型I
30	R2. 5. 25	提供	保護第3課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	・受給開始年月日・受給開始事由・受給金額、受給方法・最終訪問年月日・家族構成及び結婚歴・病歴・職歴・生活状況・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
31	R2. 5. 26	提供	保護第2課	沖縄県南部福祉事務所	生活保護ケース記録等の送付について	・保護台帳・保護決定調書(保護開始～廃止分)・保護記録(1)～(6)・ケース記録(保護開始後～廃止分)・医療要否意見書・年金納付記録・生活保護の適正実施に係る調査票	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
32	R2. 4. 23	目的外利用	健康部 地域保健課	健康部 特定健診課	特定健診の受診対象者決定	親子健康手帳交付申請に基づく個人データ ①宛名コード②氏名③住所④生年月日⑤申請年月日	
33	R2. 5. 28	提供	保護第3課	中城村役場 福祉課	諸証明書等の交付請求について	保護受給証明書	条例第9条第1項第2号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条
34	R2. 5. 28	提供	保護第3課	中部福祉事務所	ケース記録等の送付について	・保護台帳の写し・保護決定調書の写し・ケース記録・医療要否意見書・その他参考資料・扶養義務者台帳・戸籍謄本・改製原戸籍謄本の写し 保護開始直近3年間	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
35	R2. 6. 1	提供	環境保全課	那覇市上下水道局	下水道接続の普及指導に関すること。	那覇市内の浄化槽世帯一覧(世帯主、住所、世帯人数等)	条例第9条第1項第5号 審議会類型I
36	R2. 5. 13	提供	国民健康保険課	トランス・コスモス健康保険組合	加入資格の照会について	国民健康保険記号・番号及び加入期間	条例第9条第1項第1号
37	R2. 5. 13	提供	国民健康保険課	沖縄県警察本部 刑事部組織犯罪対策課	捜査関係事項照会書	保険加入状況、保険利用状況(年月日・場所・名称等)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
38	R2. 6. 2	提供	国民健康保険課	沖縄県警察署	捜査関係事項照会書 捜査関係事項照会書	国民健康保険の加入年月日、加入了した市町村、診療年月日(平成31年1月から現在まで)、診療機関	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
39	R2. 6. 2	提供	国民健康保険課	読谷村役場	国民健康保険の加入状況について(読谷村)	国民健康保険証番号、世帯主の確認、16歳未満の被保険者数、16歳以上19歳未満の被保険者数。	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
40	R2. 6. 2	提供	国民健康保険課	北谷町役場	国民健康保険の加入状況について(北谷町)	国民健康保険証番号、世帯主の確認、16歳未満の被保険者数、16歳以上19歳未満の被保険者数。	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
41	R2. 6. 2	提供	国民健康保険課	読谷村役場	国民健康保険の加入状況について(読谷村)	国民健康保険証番号、世帯主の確認、16歳未満の被保険者数、16歳以上19歳未満の被保険者数。	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
42	R2. 6. 3	提供	障がい福祉課	大阪府天王寺警察署	精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する業務	精神障害者保健福祉手帳の交付年月日等	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
43	R2. 6. 2	提供	消防局指令情報課	豊見城警察署	捜査関係事項照会	119番通報受理用紙(写) 119番通報時の音声データ 消防活動報告書(写) 救急活動報告書(写)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
44	R2. 6. 4	提供	保護第3課	宮古島警察署	捜査関係事項照会	1 受給年月日 2 受給金額 3 受給方法 4 最終受給年月日	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
45	R2. 5. 29	提供	消防局 救急課	株式会社生保リサーチセンター	生命保険業務	救急活動報告書(写) 事案番号4967	条例第9条第1項第1号

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
46	R2. 6. 4	提供	保護第1課	千葉市中央保健センター社会援護課	裁判執行関係事項照会書(甲)について(回答)	・扶助内容・保護費支給日・保護受給期間 ・直近の保護費支給日・支給方法・居住地 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第1507条
47	R2. 6. 10	提供	保護第3課	うるま市福祉事務所保護課	ケース記録の照会	・生活保護受給に関する記録(保護記録、ケース記録、保護決定・廃止調査、病状把握記録、預貯金、生命保険調査記録回答等、扶養義務者台帳、障害・介護サービス)	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第1項
48	R2. 6. 9	目的外利用	特定検診課	ちやーがんじゅう課	那覇市介護予防把握事業(那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱における一般介護予防事業)における名簿作成の付加情報	平成31年度那覇市国保特定健康診査(長寿健診も含む)対象者のうち、65歳以上の世帯で健康状態不明者(過去1年間に健診・医療の実績なし)の下記の情報 ①住基個人番号②氏名③生年月日	条例第9条第1項第2号 介護保険法第115条の45第8項
49	R2. 6. 11	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・支給開始年月日・支給日・支給方法、支給額 ・支給の際に提出された資料(保護申請書他) ・支給理由・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
50	R2. 6. 11	提供	消防局 救急課	那覇警察署	捜査関係事項照会書	救急活動報告書 令和2年6月2日(火) 事案番号: 7663(写)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
51	R2. 6. 16	提供	国民健康保険課	山梨県甲府警察署	捜査関係事項照会書	(1) 取得者情報(住所、氏名、生年月日、連絡先) (2) 取得情報(取得・交付年月日、有効期限、保険証記号番号、世帯主) (3) その他参考事項(家族情報、申請日、保険証の写し、過去6か月間の使用)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
52	R2. 6. 17	提供	国民健康保険課	市原市役所	国民健康保険高齢受給者証の一部負担割合の資料について(市原市)	基準日現在(令和元年12月31日)での(1)照会対象者の状況(世帯主、世帯員等) (2)照会対象者の世帯に属する19歳未満の国保被保険者で、かつ、基準日の属する年の合計所得が38万円以下である世帯員の人数	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
53	R2. 6. 17	提供	国民健康保険課	福岡市南市役所	国民健康保険等の資格について(福岡市南区)	対象者の国民健康保険の資格(被保険者番号、記号・番号、資格取得年月日、届出年月日)	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
54	R2. 6. 18	提供	保護第3課	沖縄県南部福祉事務所	生活保護ケース記録等の写しの送付	・保護台帳 ・保護決定調査 ・保護記録(1)~(6)、ケース記録(直近1年分) ・医療要否意見書 ・戸籍関係の写し ・廃止決定通知書	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
55	R2. 6. 18	提供	保護第3課	南城市福祉事務所	生活保護ケース記録等の写しの送付	・保護台帳 ・保護記録 ・決定調査(直近1年分) ・ケース記録(直近1年分) ・資産関係写し ・預貯金関係写し	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
56	R2. 6. 18	提供	保護管理課	学校教育課	日本スポーツ振興センター災害共済給付契約名簿更新	令和2年5月1日現在の生活保護世帯に属する児童生徒の氏名、学年、在学している学校名	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項I
57	R2. 6. 22	提供	市民税課	伊丹市総務部危機管理室	実態調査について(回答)	・令和2年度における所得の申告状況	条例第9条第1項第2号 災害弔慰金の支給等に関する法律第13条及び同法第16条
58	R2. 6. 19	目的外利用	子育て応援課	子育て応援課	子育て世帯への臨時特別給付金給付業務	令和2年4月分(3月分を含む)児童手当(本則給付)受給者(公務員を除く。)データ	条例第9条第1項第5号 審議会承認類型事項I
59	R2. 6. 22	提供	国民健康保険課	沖縄県警察本部	捜査関係事項照会書(沖縄県警察本部)	国民健康保険の①資格取得日、②交付年月日、③保険者番号、④世帯主指名、⑤解約の事実があれば、その年月日	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
60	R2. 6. 25	提供	保護第3課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	・支給開始年月日 ・支給開始事由 ・支給日、支給金額、支給方法 ・その他把握している金融機関口座 ・扶養義務者(家族等)の住所、氏名、連絡先等 ・通院している医療機関名、病名 ・対応状況に関する記録(面談記録表、保護記録) ・その他参考事項(金銭の貸し借りについての通報があること)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
61	R2. 6. 25	提供	国民健康保険課	宮城県仙台東警察署	捜査関係事項照会書(宮城県仙台東警察署)	国民健康保険被保険者証の①交付年月日、②有効期限、③記号番号、④住所、⑤通院歴(通院日、受診病院名、受診病院の所在地など)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
62	R2. 7. 1	提供	保護第2課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会書について(回答)	・支給開始年月日 ・支給日 ・支給方法 ・支給認定の際に提出された資料 ・支給理由	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
63	R2. 7. 1	提供	花とみどり課	那覇地方法務局	登記所備付地図作成に係る土地所有者等の情報提供	権利調査書（平成24年度）、測量立会関係書類のうち調査対象地番の所有者、相続人及び管理者の住所・氏名・連絡先	条例第9条第1項第5号 審議会類型 I
64	R2. 7. 1	提供	保護第3課	那覇保護観察所	照会に対する回答	・保護記録 ・ケース記録 ・通報記録 ・扶養義務者に関する情報	条例第9条第1項第2号 心神喪失者等医療観察法第22条
65	R2. 6. 29	提供	国民健康保険課	埼玉県本庄警察署	捜査関係事項照会書（埼玉県本庄警察署）	国民健康保険被保険者証の交付の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
66	R2. 6. 29	提供	国民健康保険課	トランス・コスモス健康保険組合	加入資格の照会について	国民健康保険記号・番号及び加入期間	条例第9条第1項第1号
67	R2. 7. 1	提供	国民健康保険課	沖縄県市町村職員共済組合	傷病手当手金請求に係る国民健康保険加入状況照会について	国民健康保険の資格取得年月日及び加入状況	条例第9条第1項第1号
68	R2. 7. 6	提供	保護管理課	糸満市 介護長寿課	介護保険料算定	住所、氏名、生年月日、保護開始日、受給している扶助の種類	条例第9条第1項第5号 審議会類型 I
69	2020/76/26	目的外利用	子育て応援課	子育て応援課	ひとり親世帯臨時特別給付金事業	児童扶養手当受給資格者の情報 ・令和2年6月分の児童扶養手当の受給の有無 ・本業務申請時点における児童扶養手当受給資格の有無 ・公的年金等受給による全部停止又は一部停止の有無 ・令和2年6月分児童扶養手当を受給の有無 ・平成30年収入が支給制限限度額未満該当の可否 ・本業務申請時点における児童扶養手当受給資格がある方	条例第9条第1項第5号 審議会類型 I
70	R2. 7. 7	提供	保護第3課	兵庫県須磨警察署	捜査関係事項照会	・人定事項（本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先等） ・受給開始年月日及び毎月の支給日 ・受給理由 ・受給金額 ・受給方法 ・被保護者の銀行口座情報 ・収入申告書、資産申告書 ・ケース記録の写し ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
71	R2. 7. 8	提供	保護第2課	那覇警察署	捜査関係事項照会書について（回答）	・支給開始年月日 ・給付開始事由 ・給付金額、給付方法 ・最終給付日 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
72	R2. 7. 10	提供	保護第2課	沖縄警察署	生活保護関連業務	1. 生活保護申請年月日・受給開始年月日 2. 受給金額 3. 生活保護費振込先 4. 保護の種別 5. 受給理由 6. 申請者の住所、氏名、生年月日、連絡先。 7. その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
73	R2. 7. 14	提供	保護第2課	沖縄福祉事務所	要保護者の情報提供について	・保護台帳・保護決定調書・保護記録（1～6） ・直近1年分のケース記録 ・その他保護の決定に際し必要と思われる資料	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第1項
74	R2. 7. 14	提供	市営住宅課	日本年金機構 那覇年金事務所	照会事項	市営住宅の契約状況、居住の有無	条例第9条第1項第2号 国民年金法第106条第1項及び第108条第2項
75	R2. 7. 17	目的外利用	市民税課	子育て応援課	ひとり親世帯臨時特別給付金事業	本業務で給付金支給対象者の資格要件として定められている児童扶養手当支給制限限度額未満の該当可否の判断に必要とされている申請者及びその扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹、配偶者）の平成30年中の収入（所得）	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I
76	R2. 7. 17	提供	障がい福祉課	沖縄警察署	捜査関係事項照会	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）の交付履歴等	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
77	R2. 7. 21	提供	保護第1課	沖縄警察署	捜査関係事項照会	・受給開始年月日 ・受給開始事由 ・受給金額、受給方法 ・最終訪問年月日 ・家族構成及び結婚歴 ・病歴 ・その他参考事項（職歴・生活状況等）	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
78	R2. 7. 21	提供	保護第1課	南部福祉事務所長	生活保護業務	・保護台帳の写し、保護決定調書の写し ・開始時の保護記録およびケース記録の写し、面接記録表 ・扶養届書の写し、医療要否意見書写し ・その他保護の決定実施上必要と思われるもの（指導、指示書）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
79	R2. 7. 22	提供	保護第2課	沖縄県警察本部	捜査関係事項照会	・受給開始年月日 ・受給開始事由 ・受給金額、受給方法 ・最終受給日 ・生活状況 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
80	R2.7.22	提供	保護管理課	大阪市長	生活保護業務	・保護記録（写） ・保護台帳（写）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
81	R2.7.27	提供	消防局救急課	福岡県弁護士会	弁護士法第23条の2に基づく照会	救急活動報告書（写）1枚（両面）	条例第9条第1項第2号 弁護士法第23条の2
82	R2.7.28	提供	保護第3課	豊見城警察署	生活保護ケース記録等の送付について	・支給開始年月日　・支給期間 ・支給額（月額及び総額） ・支給方法又は場所（口座振込であれば、その金融機関の詳細） ・支給に至る経緯、理由　・保証人等家族関係（キーパーソン） ・その他参考事項（最終面談日、転居日、転居先貸主、療育手帳B2所持）	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
83	R2.7.28	提供	保護第1課	豊見城市福祉事務所	生活保護ケース記録等の送付について	・保護台帳、開始時ケース記録 ・開始時の保護決定調書、廃止前1年分の保護決定調書 ・廃止前ケース記録（直近1年分） ・医療要否意見書　・扶養照会回答書 ・年金加入歴回答文書　・戸籍関係写し ・資産評価証明書等　・介護認定情報等	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
84	R2.7.28	提供	消防局指令情報課	豊見城警察署	捜査関係事項照会	沖縄県那覇市〇〇町〇番〇号　〇〇への出動に関する119番通報の音声データ	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
85	R2.7.8	提供	国民健康保険課	南城市役所	国民健康保険の加入状況について（南城市）	国民健康保険証番号、世帯主の確認、16歳未満の被保険者数、16歳以上19歳未満の被保険者数。	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
86	R2.7.15	提供	国民健康保険課	新宿区役所	国民健康保険の加入状況について（新宿区）	国民健康保険証番号、世帯主の確認、16歳未満の被保険者数、16歳以上19歳未満に被保険者数。	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
87	R2.7.30	提供	国民健康保険課	渋谷区役所	国民健康保険の加入状況について（渋谷区）	平成30年12月31日現在の国民健康保険の加入状況	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
88	R2.7.30	提供	国民健康保険課	沖縄県警察本部	捜査関係事項照会	1.受給開始年月日 2.受給に至る経緯（詳細） 3.受給額（3ヶ月の月額） 4.受給方法（手渡しであれば、その言動等） 5.保証人等家族関係（キーパーソン） 6.受給停止であれば、その理由 7.その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
89	R2.8.4	提供	保護第2課	宜野湾市福祉事務所	生活保護ケース記録等の送付について	・保護台帳の写し ・保護決定調書の写し ・開始時の保護記録及びケース記録の写し ・面接記録表 ・扶養届書の写し ・その他保護の決定実施上必要と思われるもの（指導、指示書等）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条
90	R2.8.4	提供	消防局救急課	那覇警察署	捜査関係事項照会書	救急活動報告書　令和2年6月14日（日） 事案番号：8261（写）	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
91	R2.8.6	提供	保護管理課	南城市福祉事務所	保護記録等郵送依頼	・保護台帳 ・保護決定調書（令和2年2月以降） ・保護記録（1～6） ・ケース記録（直近1年分） ・その他資料（戸籍、資産照査、扶養届け等）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
92	R2.8.7	提供	保護管理課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・生活保護受給期間及び受給歴　・開始事由 ・支給日、支給金額、支給方法　・扶養義務者の氏名	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
93	R2.8.7	提供	保護管理課	那覇警察署	捜査関係事項照会	生活保護受給の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
94	R2.8.7	提供	保護管理課	岡崎市財務部納税課	市税滞納処分	生活保護受給の有無	条例第9条第1項第2号 地方税法第20条の11
95	R2.8.11	提供	保護管理課	和歌山市納税課	市税の滞納整理	保護受給証明書（受給期間）	条例第9条第1項第2号 地方税法第20条の11
96	R2.8.11	提供	保護管理課	南風原町税務課	町税の徴収業務（収入・生活状況の把握）	・生活保護廃止年月日　・廃止理由	条例第9条第1項第2号 地方税法第20条の11
97	R2.8.12	提供	保護管理課	千葉市	生活保護業務	ケース記録（写）、保護台帳（写）、扶養義務者調査経過表（写）、保護決定調書（写）、預貯金の調査先一覧兼調査依頼回答状況表（写）、面接記録表（写）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
98	R2.8.12	提供	保護管理課	糸満市福祉事務所	生活保護業務	・面接記録（写）　・保護記録（写） ・ケース記録　・保護決定調書	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
99	R2.8.12	提供	保護管理課	宜野湾市福祉事務所	生活保護業務	保護台帳（写）、保護決定調書（写）、保護記録（写）、ケース記録（写）、面接記録表（写）、扶養届書（写）、患者実態調査票兼医療扶助ケース検討票（写）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
100	R2.8.12	提供	保護第2課	那覇警察署	捜査関係事項照会について	・生活保護の受給開始日及び支給日 ・支給金額、支給方法 ・支給認定の際に提出された資料の写し ・支給理由、その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
101	R2.8.12	提供	市営住宅課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	①入居年月日　②家賃金額、支払い方法 ③保証人（氏名、住所、連絡先） ④契約申し込み時に作成した書類の写し、賃貸契約書（請書）の写し ⑤その他参考事項（親族連絡先）	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
102	R2.8.13	提供	保護第1課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・生活保護の受給開始日及び開始事由 ・支給金額、受給方法 ・最終受給日 ・生活状況 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
103	R2. 8. 17	提供	保護第1課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・生活保護の受給開始日及び開始事由 ・支給金額、受給方法 ・最終受給日 ・家族構成及び結婚歴 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
104	R2. 8. 14	提供	保護第2課	那覇刑務所	生活保護受給の照会	・受給期間　・扶助の種類　・受給額 ・受給に至った経緯　・受給中の生活状況 ・通院について　・福祉サービス等の利用状況 ・返還金の有無	条例第9条第1項第2号 掲示収容施設及び被収容者の処遇に関する法律91条
105	R2. 8. 18	提供	消防局 救急課	第一生命保険株式会社	保険金支払	救急活動報告書両面（写）	条例第9条第1項第4号
106	R2. 8. 20	提供	保護第2課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・非保護者の氏名　・非保護者の生年月日 ・非保護者の住所　・受給開始年月日 ・受給開始理由　・受給金額、受給方法 ・最終受給日　・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
107	R2. 8. 19	提供	保護管理課	浦添市福祉事務所	生活保護ケース記録等郵送依頼	・保護台帳 ・保護記録（1）～（6） ・保護決定調書（令和2年4月以降） ・ケース記録（直近2年分） ・その他資料（年金振込通知書、返還金決定通知書）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
108	R2. 8. 24	提供	保護第3課	沖縄県石川警察署	捜査関係事項照会	・支給の明細 ・支給日及び支給額 ・支払方法 ・支給開始年月日 ・支給開始の理由 ・保護申請書の写し	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
109	R2. 8. 24	提供	保護第3課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	（1）受給開始年月日 （2）受給開始事由 （3）受給金額受給方法 （4）最終支給日、訪問日 （5）家族構成及び結婚歴 （6）病歴 （7）その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
110	R2. 8. 21	提供	消防局 救急課	株式会社 東京データキャリ	保険金支払	救急活動報告書両面	条例第9条第1項第1号
111	R2. 8. 20	提供	消防局 警防課	那覇地方裁判所	文書送付嘱託	別紙「その他活動報告書」のとおり	条例第9条第1項第2号 民事訴訟法第226条
112	R2. 8. 21	提供	消防局 救急課	那覇地方裁判所	文書送付嘱託	別紙「その他活動報告書」のとおり	条例第9条第1項第2号 民事訴訟法第226条
113	R2. 8. 18	提供	ハイサイ市民課	沖縄県こども生 活福祉部長	令和2年度沖縄子 ども調査事業 (未就学児調 査)	那覇市在住の1歳児（平成30年4月1日～平成31年3月31日生まれ）の名簿（①対象児童の氏名、②郵便番号、③住所） ※必要数は1,828人分	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I 子どもの貧困対策の推進 に関する法律第14条
114	R2. 8. 18	目的外利用	資産税課	都市計画課	国土利用計画法 に係る無届取引 等把握調査	登記情報に係る土地の所在、地番、地目、 地籍、権利者、義務者、受付年月日、登記 の目的及び原因	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I 国土利用計画法
115	R2. 8. 7	目的外利用	ちやーがんじゅ う課	福祉政策課	特別定額給付金の 申込	特別定額給付金の未申請者のうち下記に該 当する者の情報 ①特別定額給付金の未申請者の連絡先に 係る情報 ②特別定額給付金の未申請者が入所等を している老人ホーム等の施設名及び連絡先 に係る情報	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I
116	R2. 8. 7	目的外利用	障がい福祉課	福祉政策課	特別定額給付金の 申込	特別定額給付金の未申請者のうち下記に該 当する者の情報 ①身体障害者手帳の認定を受けている者 (免疫機能障害を除く)の障害認定情報 ②療育手帳の認定を受けている者の障害認 定情報 ③精神障害者保健福祉手帳の認定を受け ている者の障害認定情報	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I
117	R2. 8. 14	目的外利用	福祉政策課	福祉政策課	特別定額給付金の 申込	避難行動要支援者のうち下記に該当する者 の情報 ①要支援者本人の連絡先の登録のある者の 情報 ②緊急連絡先または協力員（避難支援者） の連絡先の登録のある者の情報	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I
118	R2. 8. 26	提供	保護第3課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	・受給開始年月日　・支給期間　・振込先 口座情報 ・受給に至る経緯　・受給金額　・受給方 法 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
119	R2. 8. 26	提供	保護第2課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	・受給開始年月日　・受給開始事由　・受 給金額、受給方法　・最終訪問年月日 ・家族構成及び結婚歴 ・病歴及び通院先　・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
120	R2. 9. 2	提供	保護第3課	浦添警察署	捜査関係事項照 会書について (照会)	・受給開始年月日　・受給開始事由 ・受給金額、受給方法　・最終訪問年月日 ・家族構成及び結婚歴　・病歴及び通院先 ・その他参考事項（職歴、生活状況）	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
121	R2. 8. 11	提供	国民健康保険課	豊見城警察署	捜査関係事項照 会（沖縄県豊見 城警察署）	国民健康保険の加入年月日、保険証記号、 医療機関での受信の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
122	R2. 8. 20	提供	国民健康保険課	うるま市福祉事務所保	生活保護法第29条の規定に基づく調査について（うるま市福祉事務所）	国民健康保険加入の有無、国民健康保険税対応の有無と滞納額、国民健康保険証の現在の有効期限	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条
123	R2. 8. 16	提供	国民健康保険課	那覇警察署	捜査関係事項照会（沖縄県那覇警察署）	国民健康保険加入年月日、喪失年月日、保険証記号・番号、受診した医療機関及び受診年月日、保険者番号	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
124	R2. 8. 26	提供	国民健康保険課	新宿区	国民健康保険被保険者の資格について（新宿区）	国民健康保険の保険者番号、被保険者証記号、番号、取得年月日、喪失年月日	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
125	R2. 9. 7	提供	保護第2課	那覇警察署	捜査関係事項照会	1. 支給開始年月日 2. 支給日 3. 支給額（月額） 4. 支給方法 5. 支給認定の際に提出された下記資料の写し 預貯金等の保有状況 届 生活歴 保護申請書 収入申告書・資産申告書、家賃証明書 6. 支給理由 7. その他	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
126	R2. 9. 8	提供	障がい福祉課	長野県千曲警察署	捜査関係事項照会書	身体障害者手帳の交付の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
127	R2. 9. 8	提供	障がい福祉課	沖縄県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課	捜査関係事項照会書	身体障害者手帳の交付の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
128	R2. 9. 8	提供	子育て応援課	沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課	特別児童扶養手当業務（沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課への所得情報の提供）	特別児童扶養手当受給者本人、配偶者、扶養義務者の令和2年度所得情報	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
129	R2. 9. 9	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会	1. 支給開始年月日 2. 支給期間 3. 支給額（月額及び令和2年本人総額） 4. 支給方法・場所（口座振込先金融機関の詳細） 5. 支給に至る経緯、理由 6. 保証人等家族関係（キー・パーソン）・連絡先 7. その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
130	R2. 9. 9	提供	保護第1課	うるま警察署	捜査関係事項照会	・支給開始年月日 ・支給理由 ・支給金額 ・支給先（口座 口座名義人） ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
131	R2. 9. 9	提供	保護第2課	大山市社会福祉事務所長	生活保護ケース記録等の送付について（回答）	1 保護台帳 2 ケース記録の写し（平成31年4月以降） 3 保護決定調査（令和2年4月以降） 4 その他保護の決定に際し必要と思われる書類	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第1項及び2項
132	R2. 9. 9	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会	1 受給開始年月日 2 受給期間 3 受給額 4 受給認定の基準となる資料 5 受給認定の際に提出された資料 6 申請日、申請時の状況等 7 受給終了の事由 8 その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
133	R2. 9. 9	提供	保護第1課	九州厚生局沖縄麻薬取締支所	捜査関係事項照会	生活保護受給の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
134	R2. 9. 7	目的外利用	保護第3課	福祉政策課	特別定額給付金の給付事務	生活保護に係る扶助費が振り込まれている金融機関の口座情報	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
135	R2. 9. 11	提供	保護第2課	沖縄麻薬取締支所	捜査関係事項照会	・身上事項（住所・氏名・生年月日・連絡先） ・生活保護の支給開始年月日 ・支給事由 ・支給額 ・支給日 ・支給状況 ・支給方法（振込であれば、金融機関等） ・同居人 ・面談状況 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
136	R2. 9. 10	提供	国民健康保険課	沖縄県市町村職員共済組合	傷病手当手金請求に係る国民健康保険加入状況照会について	国民健康保険の資格取得年月日及び加入状況	条例第9条第1項第1号
137	R2. 9. 11	提供	保護第2課	NHK沖縄放送局	放送受信料免除制度の適正運用にかかる業務	生活保護受給の有無、保護廃止年月	条例第9条第1項第1号

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
138	R2. 9. 14	目的外利用	地域保健課	福祉政策課	避難行動要支援者名簿作成	那覇市在住で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、下記に該当するすべての者 (1) 在宅難病患者のうち、特定医療費(指定難病)受給者証所持者 (2) 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者	条例第9条第1項第2号 災害対策基本法第49条の10
139	R2. 9. 15	提供	保護第3課	沖縄県立島尻特別支援学校	入学準備金支給状況の照会	・世帯員氏名及び生年月日 ・入学準備金の支給金額	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項I
140	R2. 9. 16	提供	福祉政策課	沖縄県那覇警察署	特別定額給付金の給付業務	被疑者及び関係者の特別定額給付金の申請に係る関係書類の写し	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
141	R2. 9. 17	提供	保護第3課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	・受給開始年月日 ・受給開始事由 ・受給金額、受給方法 ・最終訪問年月日 ・家族構成及び結婚歴 ・病歴 ・その他参考事項(職歴・生活状況等)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
142	R2. 9. 23	提供	保護第2課	南風原町長 赤嶺正之	生活保護受給証明書の送付	(1) 生活保護受給証明書(住所、氏名、生年月日、受給年月日、扶助の種類)	条例第9条第1項第2号 高齢者の医療の確保に関する法律第138条第2号
143	R2. 9. 23	提供	保護第3課	浦添市福祉事務所 所長 高江洲幸子	ケース記録等の送付について	・保護台帳の写し ・保護決定調書の写し ・ケース記録(直近1年間の記録) ・その他参考資料	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
144	R2. 9. 17	提供	保護管理課	広島中央警察署	捜査関係事項照会	生活保護受給の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
145	R2. 9. 17	提供	国民健康保険課	那覇警察署	捜査関係事項照会	国民健康保険加入の有無、被保険者証番号、受診した医療機関及び受診年月	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
146	R2. 9. 24	提供	国民健康保険課	新宿区役所	国民健康保険被保険者の資格について(新宿区)	国民健康保険の被保険者番号、被保険者証記号・番号、取得年月日	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
147	R2. 9. 24	提供	国民健康保険課	沖縄県市町村職員共済組合	傷病手当金請求に係る国民健康保険加入状況照会について	国民健康保険の資格取得年月日及び加入状況	条例第9条第1項第1号
148	R2. 9. 24	提供	保護第2課	糸満市福祉事務所	保護記録等郵送依頼	・保護台帳 ・保護決定調書(令和元年6月以降) ・保護記録(1~6) ・ケース記録(開始時より1年分、直近1年分) ・その他資料(年金、介護保険料、返還金情報等)	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
149	R2. 9. 24	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・支給開始年月日 ・支給日 ・支給方法、支給額 ・支給の際に提出された資料(保護申請書他) ・支給理由 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
150	R2. 9. 25	提供	保護管理課	那覇警察署	捜査関係事項照会書回答	保護支給開始年月日、支給金額、振込先、預貯金等の保有状況届、生活歴、保護申請書、収入申告書、資産申告書、家賃証明書、入居契約書	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
151	R2. 9. 30	提供	市民税課	内閣府沖縄総合事務局 財務部管財総括課	物件証明の交付依頼について(回答)	・令和2年度 物件証明書	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項I
152	R2. 9. 30	提供	保護第1課	那覇地方検察庁	捜査関係事項照会	・生活保護適用の有無 ・支給開始年月日 ・支給日 ・受給金額 ・受給方法 ・現在の住居地	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
153	R2. 9. 30	提供	福祉政策課 (特別定額給付金室)	三重県地方税管理局回収機構	特別定額給付金の給付業務	特別定額給付金の申請状況(振込口座情報)	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項I
154	R2. 10. 1	提供	保護管理課	浦添福祉事務所	生活保護ケース記録等の写しの送付について(回答)	・保護台帳 ・保護決定調書(直近3ヶ月分) ・保護記録及びケース記録の写し ・扶養照会回答書 ・その他参考となるものの写し	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
155	R2. 10. 2	提供	福祉政策課 (特別定額給付金室)	安生市	特別定額給付金の給付業務	特別定額給付金の申請状況(振込口座情報)	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項I
156	R2. 10. 2	提供	保護管理課	沖縄県警察本部警備部警備第一課	捜査関係事項照会	1 支給開始日 2 支給事由 3 支給金額 4 生活保護状況 5 その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
157	R2. 10. 2	提供	保護管理課	沖縄県警察本部警備部警備第一課	捜査関係事項照会	1 支給開始日 2 支給事由 3 支給金額 4 生活保護状況 5 その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
158	R2. 10. 6	提供	保護第2課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会書について(回答)	・被保護者の氏名 ・被保護者の生年月日 ・被保護者の住所 ・支給開始年月日 ・支給日、支給金額、支給方法	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
159	R2.10.6	提供	保護第2課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会書について	・生活保護の受給開始及び受給開始事由 ・受給金額、受給方法、最終訪問年月日 ・家族構成、結婚歴 ・病歴、その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
160	R2.10.8	提供	保護管理課	沖縄県 青少年・子ども家庭課長	ハーベスト実施法に基づく情報の提供の求め	生活保護受給の有無	条例第9条第1項第2号 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第5条第1項
161	R2.10.8	提供	国民健康保険課	読谷村役場	国民健康保険加入の加入状況について	国民健康保険加入の加入状況	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
162	R2.10.8	提供	保護第2課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会書について	1. 支給開始年月日 2. 支給期間 3. 支給金額 4. 支給に至る経緯 5. 支給認定の基準となる資料 6. その他参考事項等	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
163	R2.10.7	提供	消防局 救急課	那覇警察署	捜査関係事項照会書	救急活動報告書 令和2年8月17日(月) 事案番号 : 11635 (写)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
164	R2.10.12	提供	福祉政策課	那覇警察署	特別定額給付金の給付業務	特別定額給付金の申請状況(申請書の写し、給付日)	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I
165	R2.10.13	提供	消防局 救急課	那覇警察署	捜査関係事項照会書	救急活動報告書 令和2年9月18日(金) 事案番号 : 13198 (写)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
166	R2.10.15	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会書への回答	受給開始年月日、受給開始事由、受給金額、受給方法、最終訪問年月日、家族構成及び結婚歴、病歴、その他参考事項(職歴、生活状況等)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
167	R2.10.15	提供	保護第2課	浦添警察署	捜査関係事項照会書について(回答)	・支給開始年月日 ・受給開始事由 ・受給金額、受給方法 ・最終受給日 ・扶養義務者の連絡先 ・既往歴及び通院先 ・担当者名 ・本人自筆の書類(写)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
168	R2.10.14	提供	保護第3課	沖縄県立南風原高等支援学校	入学準備金支給状況の照会	・世帯員氏名及び生年月日 ・入学準備金の支給金額	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I
169	R2.10.15	提供	特定健診課	スマセイ保健サービス株式会社	特定健診の受診歴の確認	国保加入者の特定期間の特定健診に受診状況	条例第9条第1項第1号
170	R2.10.20	提供	保護第2課	沖縄県警察署	捜査関係事項照会書について(回答)	1. 保護の種別 2. 支給開始年月日 3. 支給日 4. 支給額 5. 支給方法 6. 支給理由 7. その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
171	R2.10.20	提供	保護第2課	南風原高等支援学校	生活保護にかかる扶助費の支給状況について(回答)	生業費支給額	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I
172	R2.10.21	提供	保護管理課	学校教育部 学務課	就学援助認定処理業務(うち、小学校入学準備金支給認定処理業務について追加)	小学校入学準備金支給申請者について、生活保護受給の有無、期間	条例第9条第1項第1号
173	R2.10.22	提供	保護管理課	福岡高等検査庁那覇支部	捜査関係事項照会	・生活保護受給期間 ・直近の支給金額 ・支給方法 ・転出前の住所及び電話番号	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第507条
174	R2.10.22	提供	保護管理課	足利市福祉事務所	生活保護業務	・保護台帳(写) ・ケース記録(写) ・面接記録票(写) ・保護決定調書(写)	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
175	R2.10.23	提供	保護第2課	八街市福祉事務所長	生活保護ケース記録等の送付について	・保護台帳 ・保護決定調書(保護開始～保護廃止分) ・保護記録(1)～(6) ・ケース記録(保護開始～保護廃止分) ・戸籍 ・29条調査結果	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
176	R2.10.26	提供	保護第3課	中城村長	生活保護受給証明書の発行について	・ケース番号、受給時の住所、世帯主氏名、扶助の種類 ・受給者の氏名、生年月日、続柄、性別、受給期間	条例第9条第1項第2号 地方税法第20条の11
177	R2.10.26	提供	保護第3課	糸満警察署	捜査関係事項照会	・生活保護開始年月日 ・生活保護の理由 ・生活保護費の金額 ・生活保護の解除(停廃止)があればその年月日及び理由 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
178	R2.10.28	提供	保護管理課	北海道上川総合振興局長	児童福祉施設措置児童の扶養義務者に係る税額等確認	生活保護受給の有無	条例第9条第1項第2号 児童福祉法第56条第1項第4号
179	R2.10.28	提供	国民健康保険課	沖縄警察署	捜査関係事項照会	国民健康保険加入の①資格取得年月日、②資格喪失年月日及び喪失理由、③国民健康保険税の支払い状況(滞納の有無)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
180	R2.10.29	提供	保護第3課	名護市役所 国民健康保険課	生活保護受給証明書の発行について(回答)	生活保護受給証明書	条例第9条第1項第2号 高齢者の医療の確保に関する法律第138条第2号
181	R2.10.29	提供	保護第2課	うるま市福祉事務所	生活保護ケース記録等の送付について	・保護台帳 ・保護決定調書(直近1年分) ・保護記録(1)～(6) ・直近1年分のケース記録 ・その他保護の決定に際し必要と思われる資料	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
182	R2. 10. 28	提供	保護管理課	沖縄県中央児童相談所	児童福祉施設入所措置児童にかかる負担金決定	保護受給証明書（受給期間）	条例第9条第1項第2号 児童福祉法第56条第1項第4号
183	R2. 10. 28	提供	保護管理課	鹿児島市福祉事務所	生活保護業務	保護受給証明書（受給期間）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
184	R2. 10. 28	提供	保護管理課	明石市福祉事務所	生活保護業務	保護受給証明書（受給期間）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
185	R2. 10. 30	提供	保護第2課	沖縄県那覇警察署長	捜査関係事項照会書について（照会）	・受給開始年月日 ・受給開始事由 ・受給金額、受給方法 ・家族構成及び結婚歴 ・最終訪問年月日 ・病歴及び通院先	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
186	R2. 10. 30	提供	保護第2課	ヨザ年金事務所長	生活保護法に基づく生活扶助受給者等の情報提供のお願いについて（回答）	・保護廃止日	条例第9条第1項第2号 国民年金法第108条第2項
187	R2. 10. 30	提供	保護管理課	浦添市福祉事務所	保護記録等郵送依頼	・保護台帳 ・保護決定調書（令和2年5月以降） ・保護記録（1～6） ・ケース記録（6ヶ月分） ・その他資料	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
188	R2. 10. 30	提供	保護第1課	宜野湾市福祉事務所	生活保護ケース記録等の送付について	・保護台帳 ・保護決定調書（直近1年分） ・ケース記録（1）～（6） ・開始時の保護記録 ・面接記録票 ・扶養届書 ・その他保護の決定上必要と思われるもの（援助方針）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条
189	R2. 11. 4	提供	保護第2課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・支給開始年月日 ・支給終了の事由 ・支給期間 ・振込先口座情報 ・支給額 ・支給にかかる経緯 ・申請日、申請場所、申請時の状況等	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
190	R2. 11. 5	提供	国民健康保険課	沖縄県市町村職員共済組合	傷病手当金請求に係る国民健康保険加入状況照会について	国民健康保険の資格取得年月日及び加入状況	条例第9条第1項第1号
191	R2. 11. 5	提供	障害福祉課	長野県千曲警察署	捜査関係事項照会	身体障碍者手帳の交付の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
192	R2. 11. 10	提供	子育て応援課	千葉県公安委員会	放置違反金に関する照会書	調査対象者の児童手当資格状況や受給額について	条例第9条第1項第2号 国税徴収法第146条の2
193	R2. 11. 2	提供	福祉政策課	宗像市	特別定額給付金の給付業務	特別定額給付金の申請状況（振込口座情報）	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項I
194	R2. 11. 11	提供	保護第3課	豊見城市福祉事務所	生活保護ケース記録等の送付について	・保護台帳、開始時ケース記録 ・保護決定調書（令和1年10月以降） ・ケース記録（直近1年分） ・医療要否意見書 ・その他資料（戸籍、施設利用料、金銭管理月報）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条
195	R2. 11. 11	提供	保護第3課	宜野湾市福祉事務所	生活保護ケース記録等の送付について	・保護台帳、開始時ケース記録 ・保護決定調書（令和2年4月以降） ・ケース記録（直近1年分） ・面接記録表 ・扶養届出書の写し ・その他資料（戸籍、施設利用料、金銭管理月報）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条
196	R2. 11. 12	提供	保護第3課	沖縄市福祉事務所	保護記録等郵送依頼	・保護台帳、 ・保護決定調書（直近1年分） ・保護記録（1～6） ・ケース記録（直近1年分） ・その他資料（戸籍、資産証明書、扶養届等）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
197	R2. 11. 12	提供	保護第3課	豊見城市福祉事務所	保護記録等郵送依頼	・保護台帳、 ・保護決定調書（直近1年分） ・保護記録（1～6） ・ケース記録（直近1年分） ・その他資料（戸籍、資産証明書、扶養届等）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
198	R2. 11. 13	提供	保護第3課	大分中央警察署	捜査関係事項照会	・申請人定事項 ・給付開始年月日 ・給付方法 ・申請書類一式の写し ・面接面談に係る一切の資料の写し	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
199	R2. 11. 13	提供	市営住宅課	豊見城警察署	捜査関係事項照会	①契約者氏名、生年月日、勤務先、連絡先、前住所 ②契約年月日 ③契約期間 ④同居人氏名、生年月日、勤務先、連絡先 ⑤保証人は緊急連絡人（続柄、氏名、生年月日、住所、勤務先、連絡先）	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
200	R2. 11. 16	提供	保護第1課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・生活保護受給事実の有無 ・受給期間 ・各月の受給金額 ・生活保護申請状況、相談履歴	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
201	R2. 11. 19	提供	保護管理課	新潟市納稅課	市税徵收	生活保護受給の有無	条例第9条第1項第2号 地方税法第20条の11
202	R2. 11. 19	提供	保護管理課	長野県千曲警察署	捜査関係事項照会	生活保護受給の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
203	R2. 11. 19	提供	保護管理課	福岡高等検察庁那覇支部	裁判執行関係事項照会	手当金等支給の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第507条

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
204	R2.11.19	提供	保護第3課	浦添警察署	捜査関係事項照会	1 支給開始年月日 2 受給開始事由 3 受給金額、受給方法 4 最終受給歴 5 既往歴	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
205	R2.11.19	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会	1 支給開始年月日 2 支給期間 3 支給額 4 支給認定の基準となる資料 5 支給認定の際に提出された資料 6 申請日、申請時の状況等 7 その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
206	R2.11.20	提供	保護第1課	浦添市 いきいき高齢支援課	生活保護の廃止決定通知書の送付について	・廃止決定通知書	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
207	R2.11.16	提供	保護第3課	石垣市福祉事務所	生活保護ケース記録等の送付について	・保護台帳、開始時ケース記録 ・保護決定調書（平成31年11月以降） ・ケース記録（直近1年分） ・医療要否意見書 ・その他資料（扶養関係書類、保護記録、法第29条調査関係書類）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条
208	R2.11.18	提供	保護第2課	伊江村長	滞納者の実態調査について（回答）	・保護受給の有無 ・受給開始年月日	条例第9条第1項第2号 地方税法第20条の11
209	R2.11.24	提供	保護第3課	浦添福祉事務所長	保護台帳等の写しの送付について	保護台帳、保護決定調書（平成30年4月以降）、直近に2年分のケース記録、医療要否意見書、その他保護の決定に際し必要と思われる資料	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
210	R2.11.25	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・支給開始年月日 ・支給期間 ・支給額 ・支給終了の事由 ・振込先口座情報 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
211	R2.11.25	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・支給開始年月日 ・支給期間 ・支給額 ・申請日 ・申請時の状況 ・支給終了の事由	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2号
212	R2.11.25	提供	保護第2課	鹿児島県大島支庁長	捜査関係事項照会について（回答）	・対象者氏名、生年月日、住所 ・保護申請日 保護の決定について	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条
213	R2.11.26	提供	保護第2課	沖縄労働基準監督署長	受診経歴等の照会について（回答）	医療機関受診経歴	条例第9条第1項第2号 労働者災害補償保険法第49条の3
214	R2.11.26	提供	障害福祉課	大阪府柏原警察署	捜査関係事項照会	精神障害者保健福祉手帳の交付履歴等	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2号
215	R2.11.27	提供	保護3課	大阪府柏原警察署	捜査関係事項照会	・開始年月日 ・保護開始理由 ・保護費支給額 ・支給方法 ・支給口座の金融機関名、口座番号 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2号
216	R2.11.26	提供	消防局 救急課	スマセイ保険サービス株式会社	生命保険支払手続きに関する事実確認	救急活動報告書（写）両面	条例第9条第1項第1号
217	R2.11.26	提供	保護第2課	陽明高等支援学校	生活保護にかかる扶助費の支給状況について（回答）	生業費支給額	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項I
218	R2.11.27	提供	保護第1課	九州厚生局 沖縄麻薬取締支所	捜査関係事項照会	生活保護受給の有無、生活保護の支給開始理由及び受給期間、支給方法及び口座情報、生活状況、面談状況、覚せい剤等の違法薬物への関与に関する発言内容。	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
219	R2.11.27	提供	保護第1課	沖縄県中央児童相談所長	保護受給者の情報提供	保護記録1～6、保護決定調書、ケース記録、医療要否意見書（各、直近1年分）、扶養届書、援助方針、病状把握（調査票）※直近1年以内	条例第9条第1項第2号 児童虐待の防止等に関する法律第13条の4
220	R2.11.30	提供	市営住宅課	沖縄地区税關	調査関係事項照会	①入居契約書（請書）の写し ②同居証明書	条例第9条第1項第2号 閏税法第119条第2項
221	R2.12.1	提供	保護管理課	相模原税務署	国税等の滞納処分	生活保護受給の有無	条例第9条第1項第2号 国税徴収法第146条の2
222	R2.12.1	提供	保護管理課	浦添警察署	捜査関係事項照会	保護受給の有無、申請日、決定日、決定区分	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
223	R2.12.2	提供	保護第2課	糸満市福祉事務所	生活保護ケース記録等の送付について	・保護台帳の写し ・保護決定調書の写し ・開始時の保護記録及びケース記録の写し ・面接記録表 ・扶養届書の写し ・その他保護の決定実施上必要と思われるもの（指導、指示書等）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条
224	R2.12.3	提供	保護第1課	沖縄県警察本部	捜査関係事項照会	・受給開始年月日 ・受給に至る経緯 ・受給金額 ・受給方法 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
225	R2.12.2	提供	国民健康保険課	第十一管区海上保安部	捜査関係事項照会書	国民健康保険の①被保険者関係届、申請書類の有無、②資格喪失証明書の有無、③加入年月日、記号、番号、保険者番号、④料金支払方法	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
226	R2.12.3	提供	国民健康保険課	沖縄県市町村職員共済組合	傷病手当手金請求に係る国民健康保険加入状況照会について	国民健康保険の資格取得年月日及び加入状況	条例第9条第1項第1号
227	R2.12.4	提供	保護第2課	糸満市長	生活保護受給証明書の提出について	・保護受給証明書	条例第9条第1項第2号 地方税法第20条の11
228	R2.12.7	提供	保護管理課	徳之島区検察庁	裁判執行関係事項照会書(甲)	・行旅病人又は行旅死亡人としての取扱いの有無 ・生活保護扶助費等支給の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第507条
229	R2.12.7	提供	保護第3課	南城市	生活保護ケース記録等の写しの送付	・保護台帳 ・面接記録表 ・保護記録(1)～(6) ・直近1年分の保護決定調書 ・直近1年分のケース記録 ・医療扶助に関する資料	条例第9条第1項第2号
230	R2.12.8	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・支給開始年月日 ・支給期間 ・支給額 ・支給認定の基準となる資料 ・支給認定の際に提出された資料 ・申請日、申請時の状況等 ・支給終了の事由 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
231	R2.12.8	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・受給開始年月日 ・受給開始事由 ・受給金額、受給方法 ・最終訪問年月日 ・家族構成及び結婚歴 ・病歴 ・その他参考事項(生活状況等)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
232	R2.12.10	提供	保護管理課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・生活保護受給及び受給歴の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
233	R2.12.10	提供	保護管理課	与那原警察署	捜査関係事項照会	・生活保護受給及び受給歴の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
234	R2.12.10	提供	保護管理課	岡崎市 財務部 納税課	市税徵収	・生活保護受給の有無	条例第9条第1項第2号 地方税法第20条の11
235	R2.12.10	提供	市営住宅課	九州厚生局 沖縄麻薬取締支所	捜査関係事項照会	市営住宅の契約関係書類(請書)の写し、駐車場契約の有無 その他参考事項(同居証明書)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
236	R2.12.11	目的外利用	こども教育保育課	子育て応援課	こども医療費助成事業	那覇市内在住で、こども教育保育課管理下における児童の災害共済給付金の決定者に関する情報。 ①被災児童生徒等氏名 ②年齢 ③性別 ④医療費の点数 ⑤支払額又は決定内容	条例第9条第1項第2号
237	R2.12.14	目的外利用	上下水道局 料金サービス課	企画調整課	令和2年国勢調査	水道に関する開栓情報のうち以下の項目 水道番号、水栓住所、異居区分、用途、料金区分、親子区分、使用者氏名、使用者住所、使用水量	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項I
238	R2.12.16	提供	保護第1課	大平特別支援学校	入学準備金支給証明書の発行について(回答)	・生業費支給額	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項I
239	R2.12.17	提供	保護第3課	与那原警察署	捜査関係事項照会	面談及び電話聴取に関する記録	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
240	R2.12.18	目的外利用	ハイサイ市民課	企画調整課	令和2年国勢調査	氏名(カナ含む)、住所、方書、生年月日、性別、続柄、住定日(住所を定めた日)、世帯コード、住民区分、世帯主名、年齢、住民コード、国籍、住民となった異動日、住民登録勤日、前住所。	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項I
241	R2.12.18	提供	保護第2課	沖縄県中部福祉事務所	生活保護ケース記録等の写しの送付について	・保護台帳・保護決定調書の写し ・保護記録(1)～(6) ・ケース記録 ・戸籍調査・扶養調査に関する書類の写し	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条
242	R2.12.22	提供	保護管理課	沖縄県南部福祉事務所	生活保護ケース記録等の資料提供	・保護台帳・保護決定調書 ・保護記録、ケース記録(保護開始後～直近分) ・扶養届書	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
243	R2.12.22	提供	保護管理課	沖縄県南部福祉事務所	生活保護ケース記録等の資料提供	・保護台帳・保護決定調書 ・保護記録、ケース記録(保護開始後～直近分) ・医療要否意見書	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
244	R2.12.22	提供	保護管理課	沖縄県南部福祉事務所	生活保護ケース記録等の資料提供	・保護台帳・保護決定調書 ・保護記録、ケース記録(保護開始後～直近分) ・医療要否意見書	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
245	R2.12.22	提供	保護管理課	沖縄県南部福祉事務所	生活保護ケース記録等の資料提供	・保護台帳・保護決定調書 ・保護記録、ケース記録(保護開始後～直近分) ・医療要否意見書	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
246	R2.12.22	提供	保護管理課	沖縄県南部福祉事務所	生活保護ケース記録等の資料提供	・保護台帳・保護決定調書 ・保護記録、ケース記録(保護開始後～直近分) ・扶養義務者の状況	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
247	R2.12.22	提供	保護管理課	沖縄県南部福祉事務所	生活保護ケース記録等の資料提供	・保護台帳・保護決定調書 ・保護記録、ケース記録(保護開始後～直近分) ・扶養届書 ・訪問看護要否意見書	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
248	R2.12.22	提供	保護第3課	与那原警察署	捜査関係事項照会	面談及び電話聴取に関する記録	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2号
249	R2.11.17	提供	国民健康保険課	沖縄県警察本部	捜査関係事項照会	国民健康保険加入期間中における診療月、病院名、病名の照会内容だが、該当情報なし	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
250	R2.11.17	提供	国民健康保険課	沖縄県警察本部	捜査関係事項照会	令和元年9月～令和2年9月の間における診療月、病院名、病名	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
251	R2.11.17	提供	国民健康保険課	沖縄県労働基準監督署	受診経歴等の照会について	平成元年8月～令和2年8月の間における受診経歴の照会だが、国民健康保険加入なく該当情報なし。	条例第9条第1項第2号 労働者災害補償保険法第12条の8
252	R2.12.22	提供	国民健康保険課	琉球大学病院	国民健康保険加入時の記号・番号について	国民健康保険の保険証記号・番号	条例第9条第1項第1号
253	R2.12.22	提供	国民健康保険課	三重県地方税管理回収機構	国民健康保険の資格について	国民健康保険の①資格の有無、②資格喪失日、③喪失事由	条例第9条第1項第2号 地方税法第20条の11
254	R2.12.24	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・支給開始年月日　・支給期間 ・支給額　・支給終了の事由 ・振込先口座情報　・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
255	R2.12.24	提供	保護第2課	○○○○(破産管財人)	財産状況について	返還金について	条例第9条第1項第2号 破産法第153条
256	R2.12.23	提供	福祉政策課	群馬県桐生警察署長	特別定額給付金の給付業務	特別定額給付金の申請状況（振込口座情報）	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項I
257	R2.12.24	提供	保護管理課	岡崎市 国保年金課	市税徵収	生活保護受給の有無	条例第9条第1項第2号 地方税法第20条の11
258	R2.12.24	提供	保護管理課	新潟市納稅課	市税徵収	生活保護受給の有無	条例第9条第1項第2号 地方税法第20条の11
259	R2.12.24	提供	保護管理課	沖縄刑務所	出所後の生活環境の調整業務	・受給期間、扶助の種類、受給額 ・受給に至った経緯及び受給中の生活状況 ・入通院先の医療機関、疾病名、治療経過 ・福祉サービス等の利用状況 ・返還金の有無及び金額	条例第9条第1項第2号 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第91条
260	R2.12.24	提供	保護第2課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・支給開始年月日　・支給日　・支給額 ・支給方法 ・支給認定際に提出された下記資料（預貯金等の保有状況届、生活歴表、保護申請書、収入申告書、申告書、家賃証明書、施設利用契約書） ・支給理由　・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
261	R3.1.4	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会書について	・支給開始年月日　・受給開始事由 ・受給金額、受給方法　・最終訪問年月日 ・家族構成及び結婚歴　・病歴及び通院先 ・その他参考事項（職歴、生活状況、素行等）	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
262	R3.1.5	提供	福祉政策課	宜野湾市	特別定額給付金の給付業務	特別定額給付金の申請状況（振込口座情報）	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項I
263	R3.1.6	目的外利用	ハイサイ市民課	商工農水課	那覇市頑張る事業者応援事業実施に伴う申請者の居住確認	那覇市頑張る事業者応援事業に係る申請について、申請者の氏名、住定日	条例第9条第1項第1号
264	R3.1.7	提供	保護第2課	上田市福祉事務所	生活保護ケース記録等の送付について	・保護台帳、開始時ケース記録 ・保護決定調書（平成31年4月以降） ・ケース記録（直近1年分） ・医療要否意見書　・介護保険資料 ・その他資料（戸籍、施設利用料、金銭管理月報）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第1項及び第2項
265	R3.1.8	提供	保護第2課	浦添警察署	捜査関係事項照会書	受給の種別、直近の支給額、支給方法 支給理由、申請者の住所、氏名、生年月日、連絡先等、申請書類等の写し	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
266	R3.1.7	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会	1. 支給開始年月日 2. 支給日 3. 最終の支給額（月額）※直近3ヶ月 4. 支給認定の際に提出された下記資料の写し 預貯金等の保有状況届、生活歴票、保護申請書、 収入申告書 5. 支給理由 6. その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
267	R3.1.13	提供	国民健康保険課	厚生労働省関東信越厚生局	国民健康保険の加入状況	国民健康保険の加入状況（加入期間、被保険者証記号・番号）	条例第9条第1項第2号 国民年金法108条第1項又は厚生年金保険法100条の2第2項若しくは第5項
268	R3.1.15	提供	保護第1課	よみたん救護園長	救護施設要入所者予備調査票送付について	他市町村管轄生活保護受給者リスト	条例第9条第1項第2号 生活保護法介護扶助運営要領第3-2-（1）
269	R3.1.15	提供	保護第1課	いしみね救護園長	救護施設要入所者予備調査票送付について	他市町村管轄生活保護受給者リスト	条例第9条第1項第2号 生活保護法介護扶助運営要領第3-2-（1）
270	R3.1.15	提供	保護第2課	浦添警察署	捜査関係事項照会書について	・支給開始年月日　・受給開始事由　・受給金額、受給方法　・最終受給日　・扶養義務者の連絡先 ・既往歴及び通院先　・担当者名	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
271	R3.1.29	提供	保護第3課	豊見城市福祉事務所	生活保護ケース記録等の送付について	・保護台帳、保護記録（1）～（6） ・保護決定調書（開始時、令和2年4月以降） ・ケース記録（直近1年分） ・医療要否意見書　・戸籍、住民票の写し	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条
272	R3.1.29	提供	国民健康保険課	嘉手納町役場	国民健康保険の加入状況について（嘉手納町）2件	国民健康保険加入の加入状況	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
273	R3.1.29	提供	国民健康保険課	沖縄県警察本部	捜査関係事項照会書（沖縄県警察本部）2件	国民健康保険の①加入の有無、②令和元年9月1日から回答日までの間に係る、診療年月、診療した医療機関、診断された病名	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2校

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
274	R3. 1. 29	提供	国民健康保険課	豊見城市役所	国民健康保険の資格等の確認について（豊見城市）	国民健康保険加入の①加入の有無、②保険証記号・番号	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
275	R3. 1. 29	提供	国民健康保険課	沖縄県警察本部	捜査関係事項照会書（沖縄県警察本部）	国民健康保険の①加入の有無、②加入期間、③被保険者記号・番号、④平成26年6月以降の医療機関の受診履歴	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
276	R3. 2. 1	提供	保護第3課	沖縄県中央児童相談所	情報提供依頼	ケース記録	条例第9条第1項第2号 児童虐待防止法第13条の4
277	R3. 2. 1	提供	国民健康保険課	東京都板橋区役所	国民健康保険被保険者の資格について（東京都板橋区）	国民健康保険の被保険者番号、被保険者証記号・番号、取得年月日	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
278	R3. 2. 4	提供	保護第3課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	・受給開始年月日 ・受給期間 ・受給金額 ・申請日、申請時の状況等 ・振込先口座情報	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
279	R3. 2. 8	提供	保護第1課	いしみね救護園	生活保護ケース記録の照会（回答）	・保護記録、ケース記録等	条例第9条第1項第1号
280	R3. 2. 9	提供	国民健康保険課	東京都品川区役所	国民健康保険の加入状況について（東京都品川区）	令和元年12月31日時点での①国民健康保険の加入有無、②対象者の統柄、③19歳未満の国保世帯員で、かつ、その年の合計所得が38万円以下の世帯員数	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
281	R3. 2. 10	提供	国民健康保険課	神奈川県厚木警察署	捜査関係事項照会	国民健康保険の、①加入事実の有無、②加入・交付・資格取得年月日、③加入者、生年月日、住所、④保険証使用状況（令和2年1月1日以降）、⑤事業所在地、⑥事業所名称、⑦記号・番号	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
282	R3. 2. 15	提供	障がい福祉課	沖縄県豊見城警察署	捜査関係事項照会書	身体障害者手帳の交付の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
283	R3. 2. 18	提供	保護第2課	沖縄県那覇警察署 刑事第3課	捜査関係事項照会	・支給開始年月日 ・支給期間 ・支給額 ・支給方法又は場所 ・支給に至る経緯、理由 ・保証人等家族関係 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
284	R3. 2. 22	提供	保護第3課	宜野湾市福祉事務所	生活保護ケース記録等の送付について	・保護台帳の写し ・保護決定調書の写し（令和2年4月以降） ・開始時の保護記録及びケース記録の写し（保護受給期間） ・面接記録表の写し ・扶養届出書の写し ・医療要否意見書の写し	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第1項及び第2項
285	R3. 2. 22	提供	ハイサイ市民課	生涯学習課	はたちの記念事業	新成人対象者（生年月日が平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの令和2年10月1日現在の現住者（外国人含む））の住基情報（住所、方書、氏名、生年月日、性別、世帯主名）	条例第9条第1項第5号
286	R3. 2. 24	提供	保護第1課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	・支給開始年月日 ・支給期間 ・支給額（月額及び総額） ・支給方法又は場所 ・支給に至る経緯、理由 ・保証人等家族関係（キーパーソン） ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
287	R3. 2. 24	提供	保護第1課	糸満市福祉事務所長	生活保護ケース記録等の写しの送付について	・面接記録表 ・保護決定調書（直近1年分） ・保護記録（1～6） ・ケース記録（保護開始時からの1年間分と直近1年間分） ・その他資料（年金額改定通知書）	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
288	R3. 2. 26	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会（回答）	・受給開始年月日 ・受給開始事由 ・受給金額、受給方法 ・最終受給日 ・家族構成及び結婚歴 ・病歴 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
289	R3. 2. 26	提供	保護第3課	豊見城警察署	捜査関係事項照会（回答）	・受給開始年月日 ・受給開始事由 ・受給金額、受給方法 ・最終受給日 ・家族構成及び結婚歴 ・病歴 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
290	R3. 3. 1	提供	保護第1課	那覇警察署	捜査関係事項照会書（回答）	・生活保護開始年月日 ・支給額 ・支給に至る経緯 等	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
291	R3. 3. 2	提供	保護管理課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・受給開始年月日 ・支給期間 ・支給額 ・支給に至る経緯 ・支給認定の基準となる資料 ・支給認定の際に提出された資料 ・申請日、申請場所、申請時の状況等 ・支給終了の事由 ・振込先口座情報 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
292	R3. 2. 15	提供	市民税課	沖縄県沖縄警察署	捜査関係事項照会書（回答）	・平成31年度 市県民税申告書 ・平成30年度 市県民税申告書	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
293	R3. 2. 26	提供	市民税課	沖縄県沖縄警察署	捜査関係事項照会書(回答)	・令和2年度申告書	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
294	R3. 3. 3	目的外利用	資産税課	道路建設課	都市計画道路 真和志線街路事業	真和志線に係る土地の資産照明	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I
295	R3. 3. 4	提供	保護第2課	那覇保護観察書	被保護者ケース記録照会	被保護者ケース記録	条例第9条第1項第2号 心神喪失者等医療観察法第22条
296	R3. 3. 1	提供	福祉政策課	東京都江東区	特別定額給付金の給付事務	特別定額給付金の申請状況(振込口座情報)	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I
297	R3. 3. 3	提供	保護第1課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・受給開始年月日 ・受給に至る経緯 ・受給金額 ・受給方法 ・保証人等家族関係 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
298	R3. 3. 4	提供	保護第1課	沖縄県警察本部	捜査関係事項照会	・受給開始年月日 ・支給日 ・支給金額、支給方法 ・支給認定の際に提出された資料の写し ・支給理由 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
299	R3. 3. 5	提供	保護管理課	沖縄県那覇警察署 刑事第一課	捜査関係事項照会	1 受給開始年月日 2 受給開始事由 3 受給金額、受給方法 4 最終訪問年月日 5 家族構成及び結婚歴 6 病歴及び通院先 7 その他参考事項(職歴、生活状況、素行等)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
300	R3. 3. 8	提供	保護第1課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・受給開始年月日 ・受給開始事由 ・受給金額、受給方法 ・最終訪問年月日 ・家族構成及び結婚歴 ・病歴及び通院先 ・病歴、職歴、生活状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
301	R3. 3. 8	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・国籍、住所、氏名、公称名、生年月日 ・受給開始年月日、 ・受給開始事由 ・受給金額、受給方法 ・最終訪問年月日 ・家族構成及び結婚歴 ・病歴 ・その他参考事項(職歴、生活状況等)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
302	R3. 3. 8	提供	保護第3課	那覇警察署	捜査関係事項照会	・支給開始年月日、 ・支給開始事由 ・受支給金額、支給方法 ・最終訪問年月日 ・家族構成及び結婚歴 ・病歴	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
303	R3. 3. 8	提供	保護第3課	豊見城警察署	捜査関係事項照会	・受給時期 ・保護申請理由 ・受給金額 ・扶養義務者 ・病歴 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
304	R3. 3. 8	目的外利用	資産税課	建築指導課	建築物の維持保全に関する周知 (防災指導)	下記の条件に該当する建物所有者(氏名、住所、郵便番号)、建物所在地、築造年、床面積、階数、構造 記 1. 昭和47年5月15日から昭和52年5月14日までの間に築造 2. 地上の階数が3以上 3. 用途は共同住宅	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I
305	R3. 3. 10	提供	保護第3課	沖縄県那覇警察署	生活保護ケース記録等の送付について	・受給開始年月日および受給開始事由 ・受給金額、受給方法 ・家族構成及び結婚歴 ・病歴及び通院先 ・その他参考事項(職歴、生活状況、素行等)	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条
306	R3. 3. 10	提供	消防局 救急課	株式会社 東京データキャリ	損害保険調査業務	救急活動報告書(写)両面	条例第9条第1項第1号
307	R3. 3. 11	提供	障がい福祉課	那覇保護観察所	生活環境調査のための照会書	①相談履歴の有無 ②苦情相談履歴の有無 ③障害福祉サービス利用の有無 ④利用可能な福祉サービス等 ⑤その他参考になる事項	条例第9条第1項第1号 心神喪失者等医療観察法第22条による照会
308	R3. 3. 12	提供	保護第1課	与那原警察署	捜査関係事項照会書	・申請状況 ・支給に至る経緯 ・支給開始年月日 ・支給額 ・振込先金融機関及び口座	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
309	R3. 3. 15	提供	地域保健課	沖縄県保健医療部地域保健課	妊婦健診・乳幼児健診等データ利活用による妊産婦・乳幼児支援体制整備推進事業	①令和元年度分母子健康手帳交付台帳データ：母子健康手帳番号、交付年月日、年齢、妊娠週数(氏名、住所、電話番号を省く) ②令和元年度分妊婦健康診査データ(氏名、住所、電話番号を省く) ③令和元年度分乳幼児健康診査データ(氏名、住所、電話番号を省く)	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 V
310	R3. 3. 18	提供	保護第1課	いしみね救護園	救護施設要入所者予備調査票送付について	救護施設要入所者予備調査票	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
311	R3. 3. 17	提供	福祉政策課	蒲郡市	特別定額給付金の給付業務	特別定額給付金の申請状況(振込口座情報等)	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
312	R3. 3. 17	提供	保護第2課	沖縄県浦添警察署	捜査関係事項照会書について(照会)	1. 支給開始年月日 2. 支給日 3. 最終の支給額(月額) 4. 支給方法 5. 支給認定の際に提出された資料の写し 6. 支給理由 7. その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
313	R3. 3. 19	提供	保護第2課	沖縄県中央児童相談所	被保護者世帯証明書発行	(1) 生活保護受給者氏名、生年月日 (2) 住所 (3) 生活保護開始日	条例第9条第1項第2号 児童福祉法第56条第1項第4号
314	R3. 3. 19	提供	保護第2課	沖縄麻薬取締支所	捜査関係事項照会	・身上事項(住所・氏名・生年月日・連絡先) ・生活保護の支給額 ・支給日 ・直近3ヶ月支給状況及び支給方法(振込であれば、金融機関等) ・最終面談日 ・面談状況 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
315	R3. 3. 19	提供	中央消防署	沖縄県那覇警察署	交通事故の捜査	交通事故捜査のため、令和3年3月2日午前6時40分頃から同日午前7時00分間の神原分署戸舎の防犯カメラ映像の閲覧及びデータ転写等	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
316	R3. 3. 23	提供	保護第1課	糸満市福祉事務所	生活保護ケース記録等の写しの送付について	・面接記録表 ・保護記録の写し ・ケース記録 ・保護決定調書の写し ・医療要否意見書 ・扶養調査に関する書類の写し	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条第2項
317	R3. 3. 24	提供	保護第3課	長崎警察署	捜査関係事項照会	・受給方法 ・現在までの毎月支給額 ・同人からの受給に関する問い合わせ、相談の有無 ・病名及び病状 ・介護レベル及びその生活状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
318	R3. 3. 26	提供	保護第2課	よみたん救護園	生活保護法に基づく救護施設入所委託(措置入所)	要保護者の保護記録等の下記書類について ・面接記録表 ・保護台帳 ・保護決定調書 ・ケース記録	条例第9条第1項第1号
319	R3. 3. 5	提供	国民健康保険課	沖縄県沖縄警察署	捜査関係事項照会書(沖縄県沖縄警察署)	国民健康保険の①加入日、②加入理由、③保険利用履歴、④加入者情報(連絡先)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
320	R3. 3. 8	提供	国民健康保険課	御殿場警察署	捜査関係事項照会書(御殿場警察署)	国民健康保険の、①平成31年2月25日以降の保険診療の有無・医療機関名・病名、②平成31年2月25日から現在までの保険料納付の有無、③被保険者証再交付の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
321	R3. 3. 10	提供	国民健康保険課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会書(那覇警察署)	国民健康保険の①加入状況および被保険者証番号、②令和2年12月日から現時点までの間にかかる、診療月、医療機関、病名	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
322	R3. 3. 10	提供	国民健康保険課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会書(那覇警察署)	国民健康保険の①加入期間、保険者証記号・番号、②国民健康保険料の納付状況、③国民健康保険料の納付方法、④国民健康保険料の滞納、未払いの状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
323	R3. 3. 19	提供	国民健康保険課	東京都練馬区役所	国民健康保険被保険者の資格について(東京都練馬区)	国民健康保険の記号、番号、適用開始年月日	条例第9条第1項第2号 国民健康保険法第113条の2
324	R3. 3. 23	提供	国民健康保険課	東京区検察庁	国民健康保険の加入状況等について	国民健康保険の加入の有無、令和2年9月1日から回答日までの保険料納付状況、加入期間、被保険者証記号、番号	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第507条
325	R3. 3. 26	提供	国民健康保険課	沖縄県沖縄警察署	捜査関係事項照会書(沖縄県沖縄警察署)	国民健康保険の①加入日、②加入理由、③保険利用履歴、④加入者情報	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
326	R3. 3. 8	目的外利用	国民健康保険課	特定健診課	はり・きゅう・あん摩等施術助成事業における利用券発券者名簿の付加情報	・令和2年度(令和3年3月現在まで)に利用券発券を受けた40歳から74歳までの国保加入者の次の情報。 【データ項目】 ①住基番号、②氏名、③生年月日、④利用券発券日	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I
327	R2. 8. 3	提供	保護第1課	沖縄県警察本部	捜査関係事項照会	・受給開始年月日 ・受給に至る経緯 ・受給金額 ・受給方法 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
328	R2. 11. 26	提供	保護第1課	沖縄県那覇県税事務所	生活保護ケース記録等の送付について	・生活保護受給状況等について(受給の有無、受給に至った経緯、生活保護の扶助の種類)	条例第9条第1項第2号 生活保護法第29条
329	R3. 1. 7	提供	保護第1課	沖縄県警察本部	捜査関係事項照会	・受給開始年月日 ・受給に至る経緯 ・受給金額 ・受給方法 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項

②保健所分

	届出年月日	区分	所管課	利用課又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
1	R2.4.6	外部提供	生活衛生課	沖縄国税事務所	(1) 食品営業台帳 (簡易、一時的なものを除く。) (2) 公衆浴場台帳 (3) 旅館業法に基づく営業許可台帳 (4) 理容・美容台帳 (5) 薬局・薬店台帳 (6) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師台帳 (7) 柔道整復師 施術所台帳 (8) クリーニング業者台帳	1 許可番号、許可年月日、許可期限、初年度許可日、開設年月日 2 営業種目別名称、営業施設の種類、業務内容 3 電話番号、携帯番号 4 営業所(店舗)名称、所在地、電話番号 5 申請者(経営者)名、生年月日、住所 6 面積 7 従事する施術者数 8 管理人氏名、生年月日、住所	条例第9条第1項第2号(国税通則法第74条の12第1項)
2	R02.4.3	外部提供	生活衛生課	沖縄県警察本部 生活安全部 生活保安課	食品衛生法に基づく許可の有無	1 営業許可年月日、許可番号 2 営業の種別 3 申請者の住所、氏名、生年月日、連絡先 4 営業所の名称、所在地 5 許可条件 6 有効期限 7 その他参考事項(申請に係る関係書類一式)	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
3	R02.4.8	外部提供	生活衛生課	沖縄県警察本部 刑事部組織 犯罪対策課	医療法に基づく申請等の有無	1 歯科医師免許証の登録番号 2 同登録年月日 3 診療所台帳	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
4	R02.4.14	外部提供	生活衛生課	那覇労働基準監督署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 許可申請者及び営業許可者の氏名 2 許可申請者及び営業許可者の住所	条例第9条第1項第2号(労働基準法第104条)
5	R02.4.10	外部提供	生活衛生課	九州厚生局 沖縄麻薬取締支所	食品衛生法に基づく許可の有無	1 申請年月日 2 営業者の氏名 3 申請者の住所、生年月日、連絡先 4 営業所の名称、所在地 5 営業の種類 6 食品衛生責任者の氏名、資格 7 その他参考事項	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
6	R2.4.6	外部提供	生活衛生課	沖縄国税事務所	食品衛生法に基づく許可の有無	1 営業許可年月日、許可番号 2 営業の種別 3 申請者の住所、氏名、生年月日、連絡先 4 営業所の名称、所在地 5 営業所の構造及び設備の概要 6 有効期限 7 その他参考事項(申請に係る関係書類一式)	条例第9条第1項第2号(国税通則法第74条の12第1項)
7	R2.5.27	外部提供	生活衛生課	沖縄県警察本部 刑事部組織 犯罪対策課	食品衛生法に基づく許可の有無	1 許可年月日、許可番号 2 営業者の種類 3 申請者の住所、生年月日、連絡先 4 営業所の名称、所在地 5 許可条件 6 その他参考事項(申請書類一式)	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
8	R2.6.1	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 許可年月日、許可番号 2 営業所の所在地、名称、電話番号 3 営業種別 4 営業者及び管理者の住所、氏名、生年月日、連絡先 5 その他参考事項	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
9	R2.6.9	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	旅館業許可申請の有無	1 申請者の住所・氏名・生年月日・連絡先 2 申請年月日 3 その他参考事項(営業種目、許可年月日、許可番号)	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
10	R2.6.9	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	旅館業許可申請の有無	1 申請者の住所・氏名・生年月日・連絡先 2 申請年月日 3 その他参考事項(営業種目、許可年月日、許可番号)	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
11	R2.6.12	外部提供	生活衛生課	沖縄県沖縄警察署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 許可番号 2 申請者住所 3 申請者氏名、生年月日、連絡先 4 許可年月日 5 営業の種類 6 営業所の名称 7 営業所の所在地 8 許可条件 9 有効期限	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
12	R2.6.26	外部提供	生活衛生課	沖縄県宜野湾警察署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 許可番号 2 申請者住所 3 申請者氏名、生年月日、連絡先 4 許可年月日 5 営業の種類 6 営業所の名称 7 営業所の所在地 8 許可条件 9 有効期限	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
13	R2. 7. 8	外部提供	生活衛生課	沖縄県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課	食品衛生法に基づく許可の有無	1 許可番号 2 申請者住所 3 申請者氏名、生年月日、連絡先 4 許可年月日 5 営業の種類 6 営業所の名称 7 営業所の所在地 8 許可条件 9 有効期限	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
14	R2. 7. 9	外部提供	生活衛生課	沖縄地区税闇	食品衛生法に基づく許可の有無	1 申請者の住所・氏名・生年月日・連絡先 2 申請年月日 3 その他参考事項(営業種目、許可年月日、許可番号)	条例第9条第1項第2号(関税法第119条第2項)
15	R2. 7. 17	外部提供	生活衛生課	沖縄県警察本部生活安全部生活保安課	食品衛生法に基づく許可の有無	1 営業許可年月日、許可番号 2 営業の種別 3 申請者の住所、氏名、生年月日、連絡先 4 営業所の名称、所在地 5 その他参考事項(申請に係る関係書類一式)	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
16	R2. 7. 17	外部提供	生活衛生課	沖縄県警察本部生活安全部生活保安課	食品衛生法に基づく許可の有無	1 営業許可年月日、許可番号 2 営業の種別 3 申請者の住所、氏名、生年月日、連絡先 4 営業所の名称、所在地 5 その他参考事項(申請に係る関係書類一式)	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
17	R2. 7. 17	外部提供	生活衛生課	沖縄県警察本部生活安全部生活保安課	食品衛生法に基づく許可の有無	1 営業許可年月日、許可番号 2 営業の種別 3 申請者の住所、氏名、生年月日、連絡先 4 営業所の名称、所在地 5 その他参考事項(申請に係る関係書類一式)	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
18	R2. 8. 28	外部提供	生活衛生課	九州厚生局沖縄麻薬取締支所	食品衛生法に基づく許可の有無	1 申請年月日 2 営業者の氏名 3 申請者の住所、生年月日、連絡先 4 営業所の名称、所在地 5 営業の種類 6 食品衛生責任者の氏名、資格 7 その他参考事項	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
19	R2. 9. 15	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 許可年月日、許可番号 2 営業所の所在地、名称 3 営業種別 4 法人の名称及び代表者の住所、氏名、生年月日、連絡先 5 許可申請に関する提出書類等(身分証の写しを含む)の写し 6 その他参考事項	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
20	R2. 9. 23	外部提供	生活衛生課	沖縄県沖縄警察署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 許可番号 2 申請者住所 3 申請者氏名、生年月日、連絡先 4 許可年月日 5 営業の種類 6 営業所の名称 7 営業所の所在地 8 許可条件 9 有効期限	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
21	R2. 9. 14	外部提供	生活衛生課	那覇税務署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 営業許可申請の有無、営業許可申請年月日、営業許可年月日、営業許可番号、営業許可期限年月日 2 営業所等、営業者氏名、生年月日、業種、連絡先 3 営業所名称、所在地、連絡先 4 その他参考事項(廃業届出等があればその内容)	条例第9条第1項第2号(国税徴収法第146条の2)
22	R2. 9. 30	外部提供	生活衛生課	愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策課	食品衛生法に基づく許可の有無	(1) 営業許可申請者の氏名、住所、生年月日、電話番号 (2) 食品営業許可申請年月日 (3) 営業所の所在地、名称、屋号又は商号、電話番号 (4) 営業の種類、販売品、調理品又は製造品 (5) 申請者の欠格事由の有無、内容 (6) 許可年月日、有効期限 (7) 変更年月日、届出者の住居及び氏名、変更事由、変更事由 (8) 廃止届出日、届出者の住居及び氏名、廢止年月日、廃止した営業の種類 (9) 営業許可の更新年月日、申請者の氏名、住所、生年月日、電話番号 (10) その他参考事項	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
23	R2. 10. 9	外部提供	生活衛生課	北那覇税務署	食品衛生法に基づく許可の有無	営業許可の有無	条例第9条第1項第2号(国税通則法第74条の12第6項)

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
24	R2. 10. 16	外部提供	生活衛生課	京橋税務署	食品衛生法に基づく許可の有無	営業者（申請者）：氏名・名称、電話、所在地、代表者名、個人申請者又は代表者の生年月日、 営業場所：屋号（名称）、電話、営業所の所在地、面積、 責任者住所：資格、氏名、生年月日 営業許可：許可番号、区分、当初許可、営業の種類、許可期限、業態 休業年月日、再開年月日、廃業年月日 上記以外の営業許可の付状況 営業所の名称、所在地、責任者、営業の種類、 許可期限	条例第9条第1項第2号 (国税通則法第74条の12)
25	R2. 10. 19	外部提供	生活衛生課	愛知県警察本部刑事部組織犯罪対策課	食品衛生法に基づく許可の有無	・営業所の名称、業種、所在地、連絡先等 ・営業者の氏名（法人の場合は法人名）、住所、生年月日、連絡先等 ・許可年月日、許可番号、許可有効期限、許可申請者等 ・食品衛生責任者の氏名、住所、生年月日、連絡先等 ・廃業年月日及び廃業前にかかる上記事項照会事項 ・その他参考事項	条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
26	R2. 10. 28	外部提供	生活衛生課	沖縄県嘉手納警察署	食品衛生法に基づく許可の有無	1. 営業種別 2. 営業所の名称及び所在地 3. 営業許可年月日、許可番号、有効期限、初年度許可年月日 4. 営業者（申請者）の本籍、住所、氏名、生年月日、連絡先 5. 営業所の構造、設備概要 6. 許可条件 7. その他参考事項	条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
27	R2. 10. 26	外部提供	生活衛生課	沖縄労働局総務部労働保険徴収室	食品衛生法に基づく許可の有無	1. 営業所名 2. 営業所所在地 3. 営業所電話番号 4. 営業の種類 5. 許可年月日 6. 廃業年月日 7. 申請者名 8. 代表者役職 9. 代表者名 10. 申請者住所 11. 申請者電話番号	条例第9条第1項第2号 (労働保険徴収法第43条の2)
28	R2. 10. 30	外部提供	生活衛生課	沖縄労働局総務部労働保険徴収室	食品衛生法に基づく許可の有無	1. 営業所名称 2. 営業所所在地 3. 営業所電話番号 4. 営業の種類 5. 許可年月日 6. 廃業年月日 7. 申請者名 8. 代表者職・氏名 9. 申請者住所 10. 申請者電話番号	条例第9条第1項第2号 (労働保険徴収法第43条の2)
29	R2. 11. 4	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	食品衛生法に基づく許可の有無	1. 営業許可年月日 2. 営業許可番号 3. 営業所の名称及び所在地 4. 営業者（法人の場合は名称及び代表者名）の住所、氏名、生年月日、連絡先 5. その他参考事項	条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
30	R2. 11. 4	外部提供	生活衛生課	日野税務署	食品衛生法に基づく許可の有無	1. 営業許可申請・許可年月日、営業許可申請人の住所・氏名、許可業務内容、屋号（名称）、店舗責任者、事業所所在地、店舗床面積、事務所賃貸人の住所・氏名（名称）、休廃業の届出の有無 2. 許可後の変更事項 3. その他	条例第9条第1項第2号 (国税徴収法第146条の2)
31	R2. 11. 17	外部提供	生活衛生課	沖縄県警察本部警備部警備第一課	食品衛生法に基づく許可の有無	1. 営業の種類及び許可番号 2. 営業所の名称、所在地、電話番号 3. 営業者の住所、氏名、生年月日、連絡先 4. 許可年月日及び有効期限 5. 申請者の住所、氏名、生年月日、連絡先 6. 申請年月日 7. 申請者が提出した書類の写し 8. 代表者の住所、氏名、役職、生年月日、連絡先 9. その他参考事項	条例第9条第1項第2号 (刑事訴訟法第197条第2項)
32	R2. 11. 17	外部提供	生活衛生課	沖縄労働局総務部労働保険徴収室	食品衛生法に基づく許可の有無	1. 営業所名称 2. 営業所所在地 3. 営業所電話番号 4. 営業の種類 5. 許可年月日 6. 廃業年月日 7. 申請者名 8. 代表者職・氏名 9. 申請者住所 10. 申請者電話番号	条例第9条第1項第2号 (労働保険徴収法第43条の2)

届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
33 R2. 11. 19	外部提供	生活衛生課	沖縄県警察本部警備部外事課	食品衛生法に基づく許可の有無	1. 営業所の所在地及び電話番号 2. 営業所の名称等 3. 営業許可番号及びその許可年月日 4. 営業の種類 5. 当該申請者にかかる、氏名、住所、生年月日（法人の場合、その名称、事務所の所在地、代表者氏名） 6. 当該許可にかかる申請年月日 7. 当該申請者の欠格事項の有無 8. 当該申請者及び当該営業者の身元特定にかかる身分証明書等（法人の場合、登記簿謄本等の写し） 9. 当該申請者及び当該営業者が異なる場合、その営業者に係る氏名、住所、生年月日 10. その他参考事項（営業所の設備・構造等）	条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
34 R2. 11. 30	外部提供	生活衛生課	警視庁本所警察署	旅館業法に基づく許可の有無	許可申請にかかる書類の写しの交付	条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
35 R2. 11. 10	外部提供	生活衛生課	広島国税局	旅館業許可申請の有無	1 許可年月日 2 営業者の住所、氏名、生年月日、連絡先 3 その他参考事項	条例第9条第1項第2号（国税徴収法第146条の2）
36 R2. 12. 4	外部提供	生活衛生課	沖縄県那覇警察署	食品衛生法に基づく許可の有無	1. 営業許可年月日 2. 営業許可番号 3. 営業所の名称及び所在地 4. 営業者（法人の場合は名称及び代表者名）の住所、氏名、生年月日、連絡先 5. その他参考事項	条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
37 R2. 12. 10	外部提供	生活衛生課	沖縄県警本部刑事部組織犯罪対策課	食品衛生法に基づく許可の有無	1. 許可証番号 2. 申請者住所 3. 申請者氏名、生年月日、連絡先 4. 許可年月日 5. 営業の種類 6. 営業所の名称 7. 営業所の所在地 8. 許可条件 9. 有効期限 10. その他参考事項	条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
38 R2. 12. 18	外部提供	生活衛生課	那覇税務署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 営業許可申請年月日、営業許可年月日、営業許可番号、営業許可期限年月日 2 営業所等、営業者氏名、生年月日、業種、連絡先 3 営業所名称、所在地、連絡先 3 その他参考事項（廃業届出等があればその内容）	条例第9条第1項第2号（国税徴収法第146条の2）
39 R2. 12. 22	外部提供	生活衛生課	札幌方面中央警察署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 許可年月日 2. 許可種別 3 許可期限 4 営業所住所・電話番号 5 営業者氏名 6 屋号 7 許可申請者氏名 8 食品衛生責任者氏名 9 その他参考事項（申請時提出書類）	条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
40 R3. 2. 1	外部提供	生活衛生課	那覇労働基準監督署	旅館業許可申請の有無	1 許可申請者の名称、事務所所在地、代表者職氏名 2 許可年月日 3 その他参考事項（営業者事項の変更履歴）	条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
41 R3. 2. 9	外部提供	生活衛生課	沖縄県沖縄警察署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 許可番号 2 申請者住所 3 申請者氏名、生年月日、連絡先 4 許可年月日 5 営業の種類 6 営業所の名称 7 営業所の所在地 8 許可条件 9 有効期限	条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
42 R3. 2. 16	外部提供	生活衛生課	沖縄県沖縄警察署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 許可番号 2 申請者住所 3 申請者氏名、生年月日、連絡先 4 許可年月日 5 営業の種類 6 営業所の名称 7 営業所の所在地 8 許可条件 9 有効期限	条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）
43 R3. 2. 16	外部提供	生活衛生課	沖縄県沖縄警察署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 許可番号 2 申請者住所 3 申請者氏名、生年月日、連絡先 4 許可年月日 5 営業の種類 6 営業所の名称 7 営業所の所在地 8 許可条件 9 有効期限	条例第9条第1項第2号（刑事訴訟法第197条第2項）

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
44	R3. 2. 26	外部提供	生活衛生課	沖縄県沖縄警察署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 許可番号 2 申請者住所 3 申請者氏名、生年月日、連絡先 4 許可年月日 5 営業の種類 6 営業所の名称 7 営業所の所在地 8 許可条件 9 有効期限	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
45	R3. 2. 19	外部提供	生活衛生課	沖縄県沖縄警察署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 許可番号 2 申請者住所 3 申請者氏名、生年月日、連絡先 4 許可年月日 5 営業の種類 6 営業所の名称 7 営業所の所在地 8 許可条件 9 有効期限	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
46	R3. 3. 1	外部提供	生活衛生課	沖縄弁護士会	柔道整復師法に基づく届の有無	1 開設者氏名 2 開設者住所 3 開設者電話番号 4 名義変更の有無	条例第9条第1項第2号(弁護士法第23条の2)
47	R3. 3. 5	外部提供	生活衛生課	那覇税務署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 営業許可申請年月日、営業許可年月日、営業許可番号、営業許可期限年月日 2 営業所等、営業者氏名、生年月日、業種、連絡先 3 営業所名称、所在地、連絡先 4 その他参考事項（廃業届出等があればその内容）	条例第9条第1項第2号(国税徴収法第146条の2)
48	R3. 3. 17	外部提供	生活衛生課	沖縄県警察本部刑事部捜査第二課	旅館業許可の有無	1 施設名称、施設電話番号、施設所在地 2 許可番号、許可年月日 3 申請者氏名（法人名、役職、代表者氏名）、申請者住所 4 許可にかかる申請書類（変更届含む）の写しすべて	条例第9条第1項第2号(刑事訴訟法第197条第2項)
49	R3. 3. 19	外部提供	生活衛生課	那覇税務署	食品衛生法に基づく許可の有無	1 営業許可申請年月日、営業許可年月日、営業許可番号、営業許可期限年月日 2 営業所等、営業者氏名、生年月日、業種、連絡先 3 営業所名称、所在地、連絡先 4 その他参考事項（廃業届出等があればその内容）	条例第9条第1項第2号(国税徴収法第146条の2)

③上下水道局分

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
1	R2. 4. 13	提供	料金サービス課	千葉県船橋東警察署長	捜査関係事項照会	・契約年月日、氏名 ・水道料金支払方法、口座振替先の金融機関の口座情報 ・使用料金、支払状況、水道使用量、検針日	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
2	R2. 4. 15	提供	料金サービス課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	住所、使用者氏名、支払い方法、支払いの履歴、支払遅滞歴	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
3	R2. 4. 30	提供	料金サービス課	沖縄県豊見城警察署	捜査関係事項照会	契約年月日、契約期間、契約者氏名、使用料金支払状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
4	R2. 4. 30	提供	料金サービス課	九州厚生局沖縄麻薬取締所	捜査関係事項照会	契約の有無、契約者氏名、契約者住所、請求書送付先氏名、送付先住所、支払方法、口座情報、水道使用量及び請求金額。	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
5	R2. 5. 22	提供	料金サービス課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	住所、使用者氏名、水量及び使用量	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
6	R2. 6. 17	提供	料金サービス課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	契約年月日、契約者住所、氏名、請求書送付先、料金支払状況、支払方法、利用停止（解約）年月日	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
7	R2. 6. 17	提供	料金サービス課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	契約年月日、契約先住所、氏名、請求書送付先、料金支払状況、口座振替先、利用停止（解約）年月日	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
8	R2. 6. 18	提供	料金サービス課	沖縄県那覇警察署→警視庁公安部外事第二課	捜査関係事項照会	受給契約の有無、契約名義人、契約年月日、支払額、支払方法、振替先金融機関、水道使用量、受給停止の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
9	R2. 6. 25	提供	料金サービス課	宮城県仙台東警察署	捜査関係事項照会	契約者氏名、契約年月日、支払状況、支払方法	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
10	R2. 6. 30	提供	料金サービス課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	契約年月日、契約者の住所、氏名、請求書送付先、契約内容、料金支払い状況、支払方法、振替先	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
11	R2. 7. 10	提供	料金サービス課	阿蘇税務署	取引の照会	使用者名、使用者住所、支払方法、振替先、水道契約年月日、使用量及び料金等の実績	条例第9条第1項第2号 国税通則法第74条の2
12	R2. 7. 16	提供	料金サービス課	沖縄県警察本部	捜査関係事項照会	契約年月日、契約者住所、氏名、料金の支払人、支払方法、振替先、料金請求書等の送付先	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
13	R2. 7. 22	提供	料金サービス課	沖縄県警察本部 刑事部組織犯罪対策課	捜査関係事項照会	契約年月日、使用者名、使用者住所、料金の支払人、料金支払方法、振替先、料金請求書等の送付先、契約状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
14	R2. 7. 22	提供	料金サービス課	沖縄県警察本部 刑事部組織犯罪対策課	捜査関係事項照会	契約年月日、使用者名、使用者住所、料金の支払人、料金支払方法、振替先、料金請求書等の送付先、契約状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
15	R2. 7. 28	提供	料金サービス課	広島西税務署	取引の照会	水道番号、メーター番号、使用者住所、使用者名、開閉栓年月日、料金の受領方法、振替先、使用年月、使用量、使用量金額	条例第9条第1項第2号 国税通則法第74条の2
16	R2. 7. 28	提供	料金サービス課	千葉県柏警察署	捜査関係事項照会	契約年月日、使用者住所、使用者名、用途、料金支払方法、納付書送付先	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
17	R2. 8. 3	提供	料金サービス課	沖縄県豊見城警察署	捜査関係事項照会	契約年月日、契約期間、契約者氏名、使用料金支払状況、支払方法	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
18	R2. 8. 17	提供	料金サービス課	沖縄県警察本部 警備部外事課	捜査関係事項照会	使用者住所、使用者名、契約年月日及び使用開始日、送付先住所、料金支払方法、閉栓日、休止の有無、料金滞納の有無、契約開始日から契約解除の間における月ごとの使用供給量、その使用料金、引っ越し等の異動転出に伴う継続利用申請の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
19	R2. 8. 18	提供	料金サービス課	沖縄県豊見城警察署	捜査関係事項照会	使用者名、使用者住所、使用開始日、料金請求書送付先、契約解除や休止の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
20	R2. 9. 9	提供	料金サービス課	沖縄県那霸警察署→沖縄県八重山警察署	捜査関係事項照会	水栓住所、使用者名、使用者住所、支払方法、口座振替先、水道使用量及び請求金額、滞納の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
21	R2. 9. 15	提供	料金サービス課	滋賀県大津警察署長	捜査関係事項照会	使用者名、使用者住所、契約年月日、料金支払方法、振替先、請求書送付先、過去1年の水道使用量及び使用料金	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
22	R2. 9. 28	提供	料金サービス課	沖縄県宜野湾警察署	捜査関係事項照会	契約年月日、使用者住所、使用者名、支払方法、送付先住所、滞納状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
23	R2. 9. 29	提供	料金サービス課	沖縄国税事務所	所得調査	使用者名、水栓住所、使用者住所、振替口座、契約日、水道使用量及び請求金額	条例第9条第1項第2号 国税通則法第131条の2
24	R2. 10. 7	提供	料金サービス課	那覇税務署	税務調査	使用者名、水栓住所、閉栓日、水道使用量及び世旧金額	条例第9条第1項第2号 国税通則法第74条の12第6項
25	R2. 10. 22	提供	料金サービス課	警視庁大塚警察署長	捜査関係事項照会	受給契約の有無、支払方法、振替先、使用状況、給水停止の有無、名義変更の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
26	R2. 10. 23	提供	料金サービス課	那覇税務署長	法人税等調査	水道使用の有無、水道使用量	条例第9条第1項第2号 国税通則法第74条の12第6項
27	R2. 10. 29	提供	料金サービス課	沖縄県警察本部 警備部外事課	捜査関係事項照会	水栓住所、使用者名、使用者住所、名義変更日、送付先住所、支払方法、振替先	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
28	R2. 11. 13	提供	料金サービス課	福岡県小倉北警察署	捜査関係事項照会	契約年月日、水栓住所、使用者名、契約時の使用者名、料金支払の方法、上下水道使用量、滞納の有無、支払い状況、上下水道料金	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
29	R2. 11. 17	提供	料金サービス課	大阪国税局	取引の照会	水栓住所、上下水道使用量	条例第9条第1項第2号 国税徴収法第146条の2
30	R2. 11. 25	提供	料金サービス課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	契約年月日、使用者名、水栓住所、使用者住所、料金支払方法、送付先住所、送付先氏名	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
31	R2. 11. 30	提供	料金サービス課	千葉県柏警察署	捜査関係事項照会	開栓年月日、水栓住所、使用者住所、使用者名、請求書送付先、料金支払方法、水道供給状況、契約状況、料金滞納状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
32	R2. 11. 30	提供	料金サービス課	千葉県柏警察署	捜査関係事項照会	開栓年月日、水栓住所、使用者住所、使用者名、請求書送付先、料金支払方法、水道供給状況、契約状況、閉栓予定期定住所	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
33	R2. 12. 7	提供	料金サービス課	東京国税局	税務調査	使用者名、水栓住所、料金の受領方法、納付書送付先、水道番号、契約年月日、使用量及び料金	条例第9条第1項第2号 国税徴収法第146条の2
34	R2. 12. 8	提供	料金サービス課	千葉県柏警察署	捜査関係事項照会	開栓年月日、水栓住所、使用者住所、使用者名、請求書送付先、料金支払方法、水道供給状況、契約状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
35	R2. 12. 9	提供	料金サービス課	沖縄県沖縄警察署	捜査関係事項照会	水栓住所、使用者名、水道供給の有無、使用者住所、料金の支払方法、送付先住所及び氏名、契約状況、名義変更前の会社名と変更日	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
36	R2. 12. 15	提供	料金サービス課	沖縄県沖縄警察署	捜査関係事項照会	契約年月日、使用者名、水栓住所、使用者住所、送付先氏名、料金支払方法、送付先、契約状況、滞納の有無	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
37	R3. 1. 13	提供	料金サービス課	沖縄県那覇警察署	捜査関係事項照会	使用者名、水栓住所、使用者住所、契約内容、用途/料金、料金の支払方法、使用量及び支払状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
38	R3. 2. 1	提供	料金サービス課	多摩中央警察署	捜査関係事項照会	受給契約の有無、使用者名、水栓住所、契約年月日、料金支払方法、口座振替先、支払先名義、支払先住所、受給停止の有無、水道使用量実績	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
39	R3. 2. 24	提供	料金サービス課	群馬県伊勢崎警察署	捜査関係事項照会	使用者名、水栓住所、自宅住所、請求方法、送付先住所、送付先氏名、開栓日、滞納による閉栓の有無、水道使用量、滞納状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項

④市立病院分

届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
1 R2. 4. 24	提供	ドクターエイド室	那覇海上保安部	捜査関係事項照会書	令和元年7月27日以降に関する診断結果（病名及びその具体的な症状等）全治期間又は加療を要した期間実際に上記の傷病名で入院・通院した日数、治療内容後遺症の有無、後遺障害ある場合は、その部位及び具体的な内容転院の有無、転院している場合は、転院日及び転院先その他捜査・公判上の参考となると思われる事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
2 R2. 4. 30	提供	診療情報管理室	中峯総合法律事務所	診療業務	患者に関する診療に関して作成されたすべての診療科のカルテ・看護記録・各種検査記録・その他一切の書類（CDによる送付希望。）	条例第9条第1項第1号
3 R2. 6. 1	提供	診療情報管理室	那覇地方裁判所	送付嘱託書	送付嘱託 患者に関する文書（診療録、医師指示録（表）、処方箋、看護記録、入院療養計画書、診断書、診療情報提供書）	条例第9条第1項第2号 民事訴訟法第226条
4 R2. 6. 5	提供	診療情報管理室	浦添署 刑事第一課	診療業務	令和2年5月14日に救急搬送された際の診療内容についてのカルテの写し	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
5 R2. 6. 18	提供	診療情報管理室	宜野湾市健康推進部 健康増進課	診療業務	患者の予防接種後の症状に関する受信時（2020. 1. 14~2020. 2. 3外来）の診療録の写し	条例第9条第1項第1号
6 R2. 7. 10	提供	診療情報管理室	那覇署 刑事第一課	診療業務	令和2年、7月9日、患者が貴院に受診した際のカルテ及びCT・レントゲン等の資料の写し	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
7 R2. 8. 20	提供	診療情報管理室	ふくぎ法律事務所	診療業務	平成30年12月21日以降のすべての診療録の写し（B型肝炎訴訟のため）	条例第9条第1項第1号
8 R2. 8. 25	提供	診療情報管理室	沖縄県知事	診療業務（全国がん登録届出）	患者氏名、性別、生年月日、現住所、診断名、進行度、悪性新生物の既往、初心年月日、症状初発年月日、診断（疑診）年月日、入院の有無、診断方法、治療方法、現在の状態、紹介した医療機関名、受診動態等 1060件	条例第9条第1項第5号 審議会類型事項 I
9 R2. 9. 11	提供	診療情報管理室	アディーレ法律事務所	診療業務	肝疾患に関するか否かに関わらず、通院又は入院した際の医療記録※診療録、検査結果報告書、検査データ等全て。ただし、看護記録、診療報酬明細書及び紙媒体にすることが容易ではない写真・画像は除く。	条例第9条第1項第1号
10 R2. 9. 15	提供	診療情報管理室	サイオン法律事務所	診療業務	2019年8月2日以降受診したカルテ及び画像一式	条例第9条第1項第1号
11 R2. 10. 1	提供	診療情報管理室	法律事務所 ASCOPE	診療業務	患者に関するすべてのHBs抗原検査結果（B型肝炎訴訟のため）	条例第9条第1項第1号
12 R2. 10. 14	提供	診療情報管理室	那覇地方裁判所	送付嘱託書	送付嘱託 患者に関する診療録、レセプト、諸検査表、レントゲンフィルム、看護日誌、その他治療に関する一切の記録。 送付を求める記録の期間は、平成30年7月9日から現在まで。	条例第9条第1項第2号 民事訴訟法第226条
13 R2. 6. 8	提供	ドクターエイド室	豊見城警察署	捜査関係事項照会書	1. 病名 2. 通院歴（受診年月日と病名） 3. 入院歴（受診年月日と病名） 4. 参考事項（医療費の支払い方法やその状況）	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
14 R2. 6. 10	提供	ドクターエイド室	兵庫県須磨警察署	捜査関係事項照会書	1. 入院歴の有無 2. 入院している場合はその詳細について（入院日、病名、入院理由等） 3. 救急搬送されているのであれば搬送元住所等 4. 治療費の支払者情報 5. 面会者情報（上記の者を訪ねてくる者の住所、氏名、連絡先等） 6. 退院予定 また転院すれば、転院先の病院について 7. その他参考となる事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
15 R2. 6. 15	提供	ドクターエイド室	那覇区検察庁	捜査関係事項照会書	1. 病名及び病状 2. 初診年月日 3. 入院及び通院期間 4. 実際の治療状況（けん引、投薬等具体的に記載願います） 5. 現在（最終診察時）の症状 6. 完治（予定）日 7. その他参考事項（転院先、転院年月日等）	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
16 R2. 6. 18	提供	ドクターエイド室	那覇警察署	捜査関係事項照会書	1. 入退院歴（入院（措置、任意）期間） 2. 通院歴 3. 主治医、病名、病状、治療経過 4. 処方薬（種類と効能） 5. 通院時の責任能力及び是非弁別の有無、程度 6. その他参考事項（治療時における得意な言動等）	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
17	R2. 6. 29	提供	ドクターエイド室	与那原警察署	捜査関係事項照会書	2名の者の本年1月1日から5月末迄の間の 1. 受診年月日 2. 受診・治療理由 3. 診断結果 4. その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
18	R2. 7. 10	提供	ドクターエイド室	那覇警察署	捜査関係事項照会書	令和2年7月9日受診の際の診断書	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
19	R2. 7. 16	提供	ドクターエイド室	那覇警察署	捜査関係事項照会書	①診療年月日 ②病名 ③診療料金等の請求代金及びその支払い状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
20	R2. 7. 29	提供	ドクターエイド室	那覇海上保安部	捜査関係事項照会書	1. 病名 2. 本年1月から現在までの通院状況及び診察(検査、治療の内容) 3. 病状 4. 今後の手術(入院)又は診察(検査)予定の有無 ・手術(入院)予定あれば、手術予定日及び入院見込み日数 ・診察予定あれば、年月日、診察(検査)内容等 5. 治療及び投薬状況 6. 現時点で、懲役刑(刑務所内での軽作業)の執行開始可能か、不可の場合はその理由 (刑務所内で●●検査もしくは●●治療が可能であれば受刑可能等の条件付きの回答でもかまいません。) 7. その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
21	R2. 7. 31	提供	ドクターエイド室	那覇警察署	捜査関係事項照会書	1. 初診年月日 2. 最終診断年月日 3. 通院状況 5. 病名及び病状 6. 弁別能力の有無 7. 通院中における素行、特異な言動 8. 他の病院などの紹介の有無 9. その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
22	R2. 8. 28	提供	ドクターエイド室	宮古島警察署	捜査関係事項照会書	1. 受診日 2. PCR検査実地日 3. PCR検査結果(陽性・陰性の別) 4. 入院期間 5. 入院先(新型コロナ感染者受入れ先宿泊ホテル名) 6. 問診状況	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
23	R2. 8. 28	提供	ドクターエイド室	那覇警察署	捜査関係事項照会書	1. 出生の状態(体重等) 2. その後の経過状態(発育、経過異常等) 3. 傷病名及び同傷病の診断日 4. 前記傷病が発育に与える影響 5. その他参考事項(診療録など)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
24	R2. 9. 18	提供	ドクターエイド室	うるま警察署	捜査関係事項照会書	1. 初診年月日 2. 最終診察年月日 3. 通院歴 4. 病名、病状 5. 処方薬(効能) 6. 是非別の有無 7. その他参考事項	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
25	R2. 10. 20	提供	ドクターエイド室	豊見城警察署	捜査関係事項照会書	1. 初診及び最終受診年月日 2. 入院及び通院履歴、あればその期間 3. 診断結果(病名) 4. 処方薬の種類(分量、副作用、効用等) 5. 肝機能障害の有無、あればアルコール分解の遅延の有無及びその程度 5. 血液検査の検査結果等で、肝機能に関する数値 6. その他参考事項【飲酒中に処方薬を服用した場合の作用(記憶障害の有無、是非分別等)、体調の変化等】	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
26	R2. 10. 26	提供	ドクターエイド室	那覇警察署	捜査関係事項照会書	1. 出生の状態(体重等) 2. その後の経過状態(発育、経過異常等) 3. 傷病名及び同傷病の診断日 4. 前記傷病が発育に与える影響 5. その他参考事項(診療録など)	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
27	R2. 11. 2	提供	診療情報管理室	那覇署 刑事第一課	診療業務	患者の2008.11.1から現在までのカルテ及びレントゲン画像・エコー画像等資料の写し	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
28	R2. 11. 9	提供	診療情報管理室	那覇署 刑事第一課	診療業務	一、患者1の2007.8.9から現在までのカルテ及びレントゲン画像・エコー画像等資料の写し 二、患者2の2010.3.23から現在までのカルテ及びレントゲン画像・エコー画像等資料の写し	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項
29	R2. 11. 13	提供	診療情報管理室	弁護士法人 ALG&Associates	診療業務	・患者に関する平成27(2015)年1月以降の診療記録全て	条例第9条第1項第1号

	届出年月日	区分	所管課	利用課 又は提供先	業務の名称	保有個人情報の内容	利用及び提供の根拠
30	R2. 12. 2	提供	診療情報管理室	那覇地方裁判所	送付嘱託書	送付嘱託 患者の治療行為に関する平成21年11月18日から症状固定日までの診療録、診療報酬明細書、画像その他の医療記録一式	条例第9条第1項第2号 民事訴訟法第226条
31	R2. 12. 9	提供	診療情報管理室	那覇地方裁判所	送付嘱託書	送付嘱託 患者の平成29年10月11日から令和元年9月13日までの診療報酬明細書及び診療記録(診療録、リハビリ記録、看護記録、検査の結果報告書、読影結果報告書、XP画像、MRI画像等その他一切の記録)一式	条例第9条第1項第2号 民事訴訟法第226条
32	2021. 2. 1	提供	診療情報管理室	浦添署 刑事第一課	診療業務	2020年12月14日受診時のカルテ及びレントゲン画像資料の写し	条例第9条第1項第2号 刑事訴訟法第197条第2項

### (3) 通信回線による結合処理状況報告



那農委第5号

令和3年5月18日

通信回線による結合処理状況報告書

那霸市個人情報公開

個人情報保護運営審議会会長 殿

那霸市農業委員会

会長 新垣次

那霸市  
農業委員会  
会長印

那霸市個人情報保護条例第11条第3項の規定により、次のとおり通信回線による結合状況を報告します。

結合により処理する業務名	農地情報公開システム整備事業 農地情報公開システム本格稼働加速化事業
業務目的	① 市町村農業委員会等の農地台帳システムの全国一元化 ② 農地法・農業委員会等に関する法律に定められる都道府県知事、市町村長、農地中間管理機構などの行政および関係機関などに農地情報を提供できるようにすること ③ 農地台帳の項目のうち公表項目をインターネットの利用により一般国民に公開すること
接続先機関名	全国農業会議所（全国農業委員会ネットワーク機構）
結合の理由	農業委員会等に関する法律第51条に基づき、農地情報の提供を行う。
結合年月日	平成29年2月3日
結合期間	期間の定めなし
結合により処理する保有個人情報の内容	農地の所有者氏名、住所、生年月日、性別、世帯員構成及び農地情報全般。
接続先機関が行う保有個人情報漏えい等防止策	① 通信経路・個人情報の暗号化 ② 閲覧可能ユーザの限定 ③ 利用記録の取得 ④ 誤って削除されないような仕組みの準備 ⑤ 削除記録の取得 ※「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠する。
届出担当部課	経済観光部 商工農水課
結合状況	地図情報の閲覧のみ。
備考	



那企情第13号

通信回線による結合処理状況報告書

令和3年5月18日

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 朝崎 崎 殿

那覇市長 城間 幹子



那覇市個人情報保護条例第11条第3項の規定により、通信回線による結合処理状況を報告します。

結合により処理する業務名	コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付業務
業務目的	コンビニエンスストアにおいて住民票等の交付を行う
接続先機関名	地方公共団体情報システム機構証明書交付センター
結合の理由	コンビニエンスストアにおいて住民票等の交付を行うため、証明書交付センターからの申請情報の送信を受けて、証明書情報の送信を行う必要がある。
結合年月日	平成28年8月12日
結合期間	平成28年8月12日以降継続
結合により処理する保有個人情報の内容	別紙1のとおり
接続先機関が行う保有個人情報漏えい等防止策	<ul style="list-style-type: none"><li>・コンビニ店舗のキオスク端末（マルチコピー機）、コンビニ事業者通信事務センター（ECセンター）、証明書交付センターとは、専用回線を利用して接続する。</li><li>・証明書データを含む個人情報は、マルチコピー機、ECセンター証明書交付センターに記録されず削除される。</li></ul>
届出担当部課	企画財務部情報政策課
結合状況	別紙2のとおり
備考	

### 結合により処理する保有個人情報の内容

#### 1. 住民票・住民票記載事項証明書

- ①氏名、②氏名の片仮名表記、③通称名、④生年月日、⑤性別、⑥続柄、  
⑦世帯主、⑧住民となった日、⑨住所、⑩前住所、⑪本籍、⑫筆頭者、  
⑬住民基本台帳法第30条の45に定める外国人住民の区分(中長期在留者、  
特別永住者等)、⑭在留資格、⑮在留期間等、⑯在留期間の満了日、  
⑰在留カード等の番号、⑱国籍・地域、⑲住民票コード

#### 2. 印鑑登録証明書

- ①氏名、②氏名の片仮名表記、③生年月日、④住所、⑤性別、⑥印影

#### 3. 戸籍証明書

- ①戸籍の表示(本籍・筆頭者)、②氏名、③出生の年月日、  
④戸籍に入った原因及び年月日、⑤実父母の氏名及び実父母との続柄、  
⑥養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、  
④夫婦については、夫又は妻である旨、  
⑤他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、  
⑥身分に関する事項(出生、婚姻等)

#### 4. 戸籍附票の写し

- ①戸籍の表示(本籍・筆頭者)、②氏名、③住所、④住所を定めた年月日

#### 5. 所得証明書・課税証明書

- ①氏名、②住所、③生年月日、④所得情報、⑤控除情報、⑥課税情報

#### 6. 資産証明書・公課証明書

- ①氏名、②住所、③所在地、④評価額、⑤課税情報

## 令和2年度証明書コンビニ交付数(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

別紙2

	住民票の写し	住民票記載事項 証明書		印鑑証明		税務証明		戸籍証明書		戸籍の附票の写し		合計
		件数	部数	件数	部数	件数	部数	件数	部数	件数	部数	
	101	102	201			300		400		501		
4月	1,265	1,407	23	24	649	824	163	177	196	208	26	2,322
5月	1,127	1,221	31	34	645	849	124	130	191	210	23	2,141
6月	2,230	2,394	20	20	793	993	1,343	1,414	256	276	39	4,681
7月	1,246	1,356	13	14	704	898	327	365	237	260	23	2,550
8月	1,218	1,337	29	29	662	821	288	297	258	293	26	2,481
9月	1,087	1,176	22	23	643	810	185	196	236	259	32	2,205
10月	1,123	1,209	20	21	668	830	164	171	260	287	29	2,264
11月	1,270	1,364	27	27	639	794	131	138	238	254	31	2,336
12月	1,280	1,386	23	25	670	839	146	151	268	299	34	2,421
1月	1,462	1,603	19	19	803	993	157	159	317	351	39	2,797
2月	1,561	1,692	29	31	856	1,082	150	153	347	372	44	2,987
3月	2,270	2,501	38	40	1,185	1,451	234	245	444	484	59	4,230
合計	17,139	18,646	294	307	8,917	11,184	3,412	3,596	3,248	3,553	405	33,415
												37,714



那市ハ市第90号  
令和3年5月6日

那霸市情報公開・個人情報保護運営審議会会长様

那霸市長 城間 幹子



通信回線による結合処理状況報告書

那霸市個人情報保護条例第11条第3項の規定により、次のとおり通信回線による結合状況を報告します。

結合により処理する業務名	住民基本台帳ネットワークシステム
業務目的	居住関係等を登録し公証する業務
接続先機関名	沖縄県及び地方公共団体が共同して運営する地方公共団体情報システム機構
結合の理由	法律の規定に基づく（住民基本台帳法第30条の6第2項ほか）
結合年月日	平成14年8月5日（改正住民基本台帳法（平成11年法律第133号）の施行日）
結合期間	住民基本台帳法の定めによる
結合により処理する保有個人情報の内容	氏名、旧氏、住所、性別、生年月日、住民票コード、個人番号
届出担当部課	市民文化部ハイサイ市民課
結合状況	別紙のとおり
備考	

(別紙)通信回線による結合処理状況報告書 住民票の写しの広域交付・特例転出入処理件数一覧

年度	住民票の写しの広域交付処理件数			特例転出入処理件数		
	広域交付依頼件数 (那覇市→住所地市町村)	広域交付発行件数 (住所地市町村→那覇市)	広域交付依頼承認件数 (住所地市町村→那覇市)	特例転出 件数	特例転入 件数	特例転入 人数
令和2年度	390	371	387	1,874	2,607	1,656 2,239

※広域交付依頼件数と広域交付発行件数に差があるのは、市民の申請取り消しや、住所地市町村の住基ネットサーバー停止等による。

※特例転出とは、住基カードまたは個人番号カードを使用して転出届を行うこと。転出者の情報は住基ネットで転入地へ送信される。

※特例転入とは、特例転出を行った者が、住基カード又は個人番号カードを使用して転入届を行うこと。転入地は住基ネットから転入者情報を取得する。



那福福第15号  
令和3年4月26日

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 朝崎 啓 様

那覇市長 城間 幹子



通信回線による結合処理状況報告書

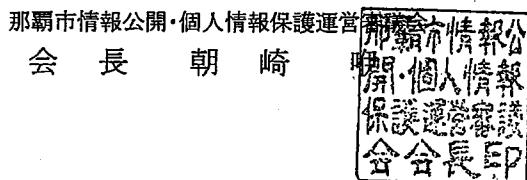
那覇市個人情報保護条例第11条第3項の規定により、通信回線による結合状況を報告します。

結合により処理する業務名	避難行動要支援者対策事業
業務目的	災害対策基本法により、市町村に作成が義務付けられた避難行動要支援者名簿について、平常時より地域の避難行動要支援者の把握を行い、災害時の生命の危機を回避する取り組みを行う。
接続先機関名	那覇市民生委員児童委員連合会
結合の理由	平常時より地域の実態把握のため、行政、消防局、民生員児童委員連合会、那覇市社会福祉協議会とのネットワークを形成し、要支援者や支援希望者、また福祉サービスに繋がっていないが支援が必要な方の実態を把握し、関係者間で情報を共有するため、避難行動要支援者情報管理システムを結合する。
結合年月日	平成27年3月
結合期間	平成27年3月以降継続
結合により処理する保有個人情報の内容	氏名、住所、生年月日、性別、要介護認定区分、障がい名及び等級（程度）、在宅難病患者（児）の病名、その他避難支援等を必要とする事項（視覚障がい、聴覚障がいなどの種類及び程度、避難支援を必要とする理由）
接続先機関が行う保有個人情報漏えい等防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンチウイルスソフトの導入</li> <li>・使用しているVPN通信はインターネットからの接続はできず、限られた拠点間しか通信できない。また仮想専用線のため専用回線と同等の安全性がある。</li> <li>・システムに接続されているパソコン端末ごとにパスワードが設定され、システム操作者は約3名で限られた人が使用している。</li> </ul>
届出担当部課	福祉部 福祉政策課
結合状況	個人情報の閲覧、入力
備考	

### III 審議会の答申

答申第 1 号  
令和2年11月10日

那覇市長 城 間 幹 子 様



### 特定個人情報保護評価書の第三者点検について（答申）

令和2年7月21日付け諮問第1号で、諮問のあつたみだしのことについて、下記のとおり答申いたします。

#### 記

特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）に記載された次の項目について、審議会の意見等があった。それを受けた所管課からの回答を反映させるものとして承認する。

#### II 特定個人情報ファイルの概要 [ (3) 送付先情報ファイル]

##### 6 特定個人情報の保管・消去

※②保管期間のその妥当性の中で、「送付先情報は機関への提供のみに・・」の機関とは何か。具体的に記載したほうがよいのではないか。

回答：機関と記載している複数箇所について、「地方公共団体情報システム 機関」に改める。

#### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

##### 3 特定個人情報の使用について（リスク 3：従業者が事務外で使用するリスク）

※リスクに対する措置の内容の中で、「違反行為を行った場合は、契約上の損害賠償規定により措置を講ずる予定。」とあるが、「措置」について、具体的に

記載したほうがよいのではないか。

回答：他都市の記載状況を調査し必要なら修正する。

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

※委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定の中の規定の内容の中で、「外部委託業者又は外部要員個人が本市の情報セキュリティ保持に関する契約に違反した場合の措置について記載する」とあるが、「措置」について具体的に記載したほうがよいのではないか。

回答：委託契約の特約において、「個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。」と定めているので、具体的にそれを記載する。

#### IV その他のリスク対策

※②監査については、実施されていることから記載内容を検討してはどうか。

回答：令和元年度の監査実績を踏まえ修正する。

諮詢第1号  
令和2年7月21日

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 朝崎 春 様

那覇市長 城間幹子



特定個人情報保護評価書の第三者点検について（諮詢）

みだしのことについて、市民文化部長から那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会への  
諮詢の付議依頼があるため、下記のとおり諮詢いたします。

記

- 1 根拠 那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第2条第1項第3号
- 2 案件名 住民基本台帳に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の第三者点検について
- 3 諒問内容 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第15条に基づき作成された特定個人情報保護評価書（住民基本台帳に関する事務 全項目評価書）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いにつき、審議会の意見を求める。

令和2年7月2日

総務部長様

市民文化部長  
(ハイサイ市民課)

那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会への付議について（依頼）

那覇市では、平成25年度に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入にあたり、同法及び規則の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講ずるため、「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」を策定して平成27年2月24日付けで公表しました。

また、同法に基づき設置された「個人情報保護委員会」の「特定個人情報保護評価指針」において、評価実施機関（那覇市）は、特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする、と定められております。

さらに、「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」は、住民等からの意見を求めた後、第三者点検を受け、その後個人情報保護委員会へ提出し、公表することとなっております。

つきましては、那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則第2条第1項第3号の規定に基づき、第三者点検として審議会の意見を聴く必要があるため、下記案件を付議いただきますようよろしくお願いします。

記

1 案件名：「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書  
(全項目評価書)」の第三者点検について

2 添付文書：「住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書  
(全項目評価書)」

担当 ハイサイ市民課  
住民記録グループ 島袋 真左樹  
ソフトフォン 704631

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項	住民基本台帳事務では、事務の一部を委託する外部業者に対し、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して、契約書への特記事項として記載している。また職員に対しても個人情報保護のための研修を実施するなど必要な措置を行っている。
------	---

## 評価実施機関名

那覇市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

### I 基本情報

・事務の流れ図(フローチャート)

### II 特定個人情報ファイルの概要

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

### IV その他のリスク対策

### V 開示請求、問合せ

## I 基本情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務										
②事務の内容 ※	<p>那覇市(以下「本市」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本市の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、本市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎とともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るために、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同で構築している。</p> <p>本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</li> <li>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正</li> <li>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</li> <li>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</li> <li>⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付</li> <li>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</li> <li>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</li> <li>⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更</li> <li>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</li> <li>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</li> </ul> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の委任が認められているため、機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>										
③対象人数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">[ 30万人以上 ]</td> <td style="width: 30%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>		[ 30万人以上 ]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		5) 30万人以上	
[ 30万人以上 ]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満									
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満									
	5) 30万人以上										
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム											
システム1											
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)										
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能</li> <li>2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能</li> <li>3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能</li> <li>4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能</li> <li>5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する機能</li> <li>6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能</li> <li>7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じ連携する機能。</li> <li>8. 法務省への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う機能。</li> <li>9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じ、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能。</li> </ol>										
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )		
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム										
<input checked="" type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム										
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム										
<input type="checkbox"/> その他 ( )											
システム2											

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット) ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムにおける市町村コミュニケーションサーバ部分について記載する。	
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 :既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村コミュニケーションサーバの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 :特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) :転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 :全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 :本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 :機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報を連携する。</p>	
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
<b>システム3</b>		
①システムの名称	庁内連携システム	
②システムの機能	<p>1. 情報連携テーブル格納機能 :各事務システム間の連携において、各事務システムの連携用テーブルに情報を格納する。</p> <p>2. 情報連携テーブル修正機能 :各事務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その異動情報を連携用テーブルに格納する。</p> <p>3. 情報連携テーブル参照機能 :各事務システムにおいて、他システムの情報が必要な場合に、他システムの連携用テーブルを参照する。</p>	
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ O ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ O ] 宛名システム等 [ ] 税務システム</p> <p>[ O ] その他 ( 各事務システム )</p>	
<b>システム4</b>		
①システムの名称	宛名システム(番号連携サーバー)	
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能 :宛名番号が未登録の個人について、新規に宛名番号を付番する。各事務システムからの宛名番号要求に対し、宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 :宛名システムにおいて宛名情報を宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能 :中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。</p>	

	<p>④。各事務システム連携機能 :各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム  [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム  [ ○ ] その他 ( 中間サーバー )</p>
<b>システム5</b>	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 :情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。  2. 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。  3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。  4. 各事務システム接続機能 :中間サーバーと各事務システム、宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。  5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する。  6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。  7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。  8. セキュリティ管理機能 :セキュリティを管理する。  9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。  10. システム管理機能 :バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム  [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム  [ ○ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム  [ ] その他 ( )</p>

### 3. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

	<p>本市では、以下の3ファイルを下記に記載している理由により取り扱う。</p> <p>(1)住民基本台帳ファイル          ①住基法に定める住民基本台帳の整備、正確な記録及び記録の管理等を行うため。          ②番号法に定める個人番号とすべき番号の生成要求及び個人番号の指定を行うため。</p> <p>(2)本人確認情報ファイル          :本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>①住基ネットを用いて市町村の区域を超えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、          区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。</p> <p>④個人番号カードを利用した転入手続きをを行う。</p> <p>⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。</p> <p>(3)送付先情報ファイル          :市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。</p> <p>また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。</p>

### 5. 個人番号の利用 ※

	<p>1. 番号法          -第7条(指定及び通知)          -第16条(本人確認の措置)          -第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2. 住基法          (平成25年5月31日法律第28号施行時点)          -第5条(住民基本台帳の備付け)          -第6条(住民基本台帳の作成)          -第7条(住民票の記載事項)          -第8条(住民票の記載等)</p> <p>-第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)          -第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)          -第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)          -第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)          -第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)          -第30条の10          (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)          -第30条の12          (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>
法令上の根拠	

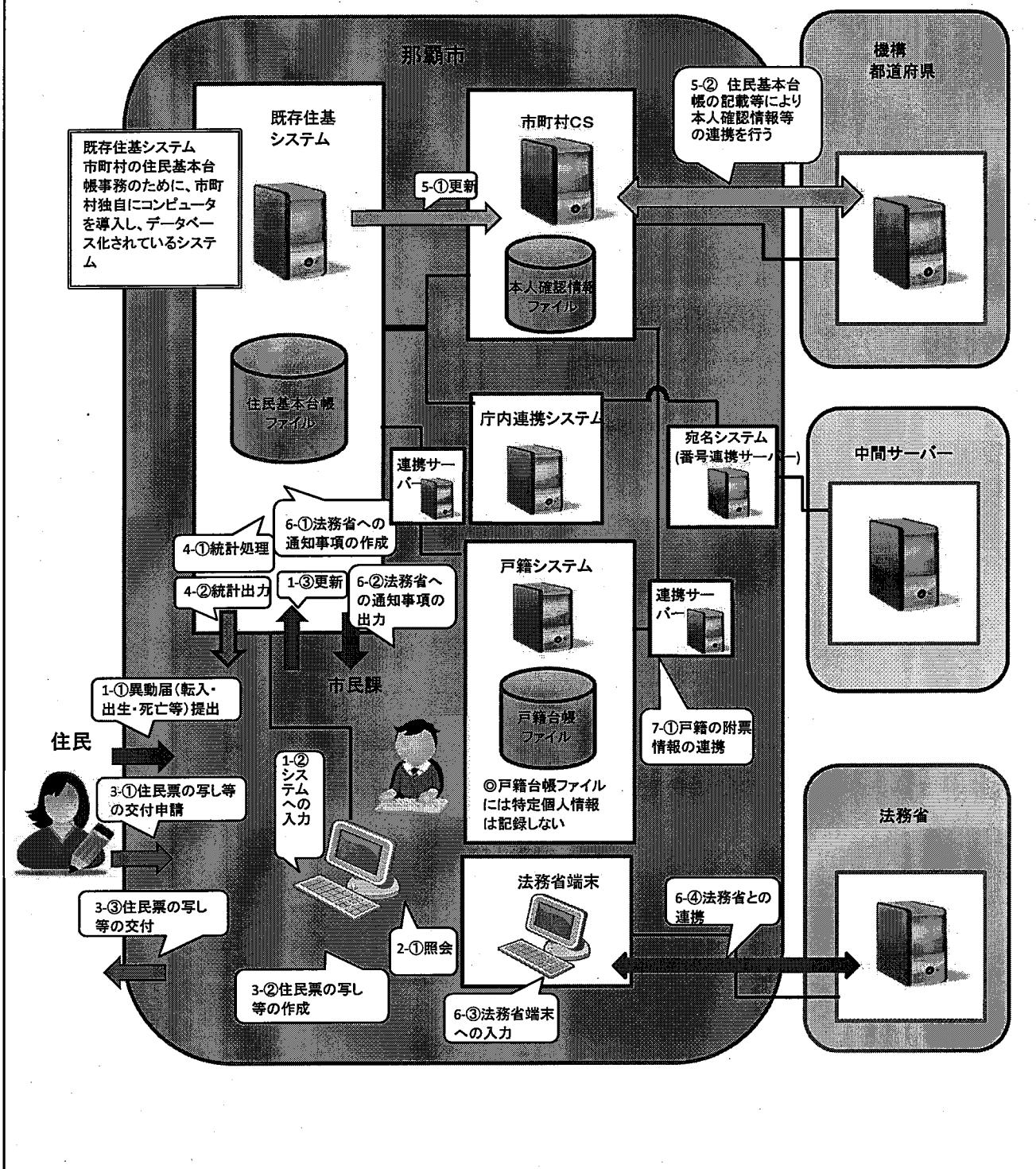
### 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[      实施する      ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>
--------	--------------------	--

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第7号に係る別表第二(特定個人情報を提供できる事項)の各項 (別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第四欄(特定個人情報)が「住民票関係情報」で主務省令で定めるもの) ※ ( )は「番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」(内閣府・総務省令)に規定された項</p> <p>1(第1条第2号ハ)、2(第2条第5号口、第10号ハ、第11号ハ、第17号ハ、第18号)、3(第3条第6号口、第11号ハ、第12号ハ)、4(第4条第2号ハ)、6(第6条第3号、第7号口、第8号口、第16号)、8(第7条第1号口、第2号ハ、第3号ハ、第4号口、第5号口)、9(第8条第1号木、第2号木、第4号)、11(第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ)、16(第12条第1号ハ、第2号口、第4号ハ、第6号口、第8号ハ)、18(第13条第1号口、第2号二)、20(第14条第1号ハ、第2号ハ、第3号二)、23(第16条第2号)、27(第20条第9号口)、31(第22条第1号二)、34(第22条の3第4号口、第5号口、第6号)、35(第22条の4第1項第1号、第2号二、第2項第1号、第2号木、第3項第1号、第2号木、第4項第1号、第2号木)、37(第23条第3号)、38(第24条第3号)、39(第24条の2第4号口、第8号ハ、第9号ハ、第10号)、40(第24条の3第2号)、42(第25条第8号二、第9号、第10号)、48(第26条の3第1号口、第3号口)、53(第27条第1号イ、第2号イ、第3号二)、54(第28条第1号木)、57(第31条第1号木、第2号二、第5号木)、58(第31条の2第5号口、第9号ハ、第10号ハ、第11号)、59(第31条の3第2号)、61(第32条第1号ハ、第2号ハ)、62(第33条第5号)、66(第37条第1号口、第2号イ)、67(第38条第1号口)、70(第39条第4号)、74(第40条第1号口第2号第3号口)、77(第41条第1号、第2号)、80(第43条第1号口、第5号ハ)、84(第43条の3第2号)、85の2(第43条の4第1号二)、91(第44条の2第2号)、92(第45条第2号)、94(第47条第1項第2号二、第3号二、第4号二、第5号二、第6号二、第7号二、第8号二、第9号二、第10号二、第11号二、第12号二、第13号二、第14号二、第15号二、第16号二、第17号ハ、第18号二、第19号二、第22号二、第23号二)、96(第48条)、97(第49条第1号口、第3号口)、101(第49条の2第2号)、102(第50条第1号、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口)、103(第51条第2号、第3号、第4号口、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号)、106(第53条第2号ヘ、第3号木、第5号ハ)、108(第55条第1号ハ、第6号口、第7号口、第9号口、第10号口、第11号口)、111(第56条)、112(第57条)、113(第58条第1号口、第2号口)、114(第59条第2号)、116(第59条の2第1号ハ)、117(第59条の2の2第2号)、120(第59条の3第1号木、第2号木、第4号)</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民文化部 ハイサイ市民課
②所属長の役職名	参事兼課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(既存住基システムを中心とした事務の流れ)

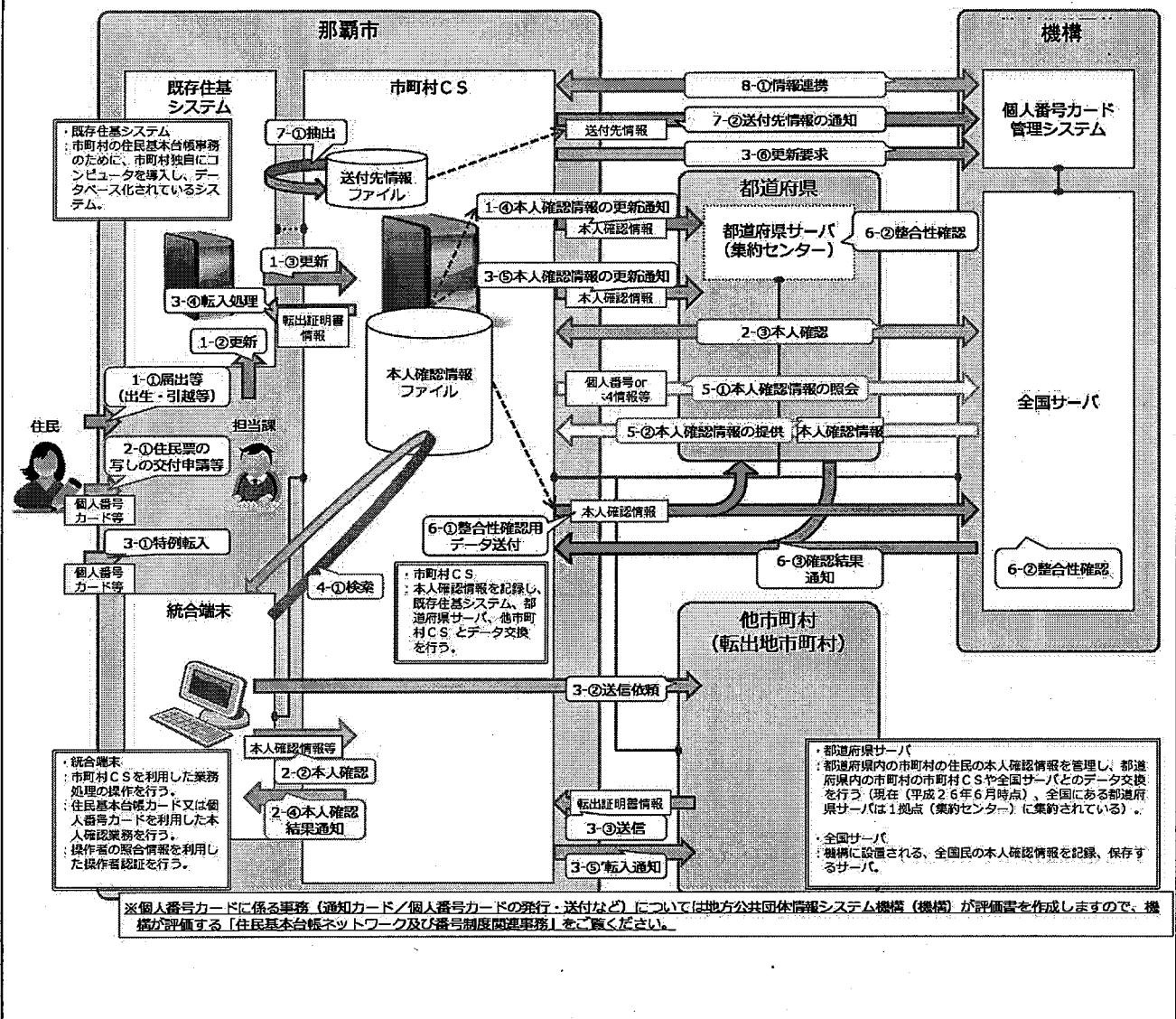


(備考)

1. 住民基本台帳の更新に関する事務
  - 1-①住民より転入、出生、転居、転出、死亡等の届出等を受け付ける。
  - 1-②既存住基システム端末に異動情報の入力をする。
  - 1-③住民基本台帳ファイルを更新する。
2. 住民基本台帳の照会
  - 2-①4情報の組み合わせや個人番号をキーワードとして、既存住基システム端末より住民基本台帳を検索する。
3. 帳票の発行に関する事務
  - 3-①住民より住民票の写し等の交付申請を受け付ける。
  - 3-②既存住基システム端末を操作し、該当証明書を作成、発行する。
  - 3-③発行した住民票の写し等の証明書を住民に交付する。
4. 住民基本台帳の統計
  - 4-①既存住基システムにて各種統計処理を行う。
  - 4-②既存住基システムより各種統計情報を出力する。
5. 住基ネットとの連携
  - 5-①本人確認情報に変更等があった場合、市町村コミュニケーションサーバ内の本人確認情報ファイルを更新する。
  - 5-②更新された本人確認情報ファイルを機構、都道府県、各市町村と連携する。
6. 法務省への通知事項の作成
  - 6-①既存住基システムにて外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を作成する。
  - 6-②既存住基システムより外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を出力する。
  - 6-③法務省端末に外国人住民等の住民票記載情報等の通知情報を入力する。
  - 6-④法務省端末を通じて法務省と連携する。
7. 戸籍システムとの連携
  - 7-①那覇市に本籍を置いている住民の戸籍の附票の情報を連携する。

(別添1) 事務の内容

「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。
- 1-②.本市の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
- 1-③.本市の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村コミュニケーションサーバの本人確認情報を更新する。
- 1-④.市町村コミュニケーションサーバにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-①.住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。
- 2-②.③.統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村コミュニケーションサーバを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④.全国サーバより、市町村コミュニケーションサーバを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-①.転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- 3-②.統合端末から、市町村コミュニケーションサーバを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。
- 3-③.市町村コミュニケーションサーバにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-④.既存住基システムにおいて、市町村コミュニケーションサーバから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤.市町村コミュニケーションサーバより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥.転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4-①.4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村コミュニケーションサーバの本人確認情報を検索する。  
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5. 機構への情報照会に係る事務

- 5-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-①.市町村コミュニケーションサーバより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村コミュニケーションサーバより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③.都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村コミュニケーションサーバに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務

- 7-①.既存住基システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-②.個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-①.個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民基本台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民 ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者を含む。	
その必要性	法令に基づき住民基本台帳を作成し必要に応じて住民票に記載、消除又は修正すべきとされているため	
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満      2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満      4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報  <input type="checkbox"/> 個人番号      [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号      <input type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報  <input type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>・その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報  <input type="checkbox"/> 国税関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報      <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報      <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報  <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報      <input type="checkbox"/> 年金関係情報      <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報  <input type="checkbox"/> 災害関係情報  <input type="checkbox"/> その他 ( 戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報 )       </li> </ul>	
その妥当性	住基法第7条(住民票の記載事項)にて住民票に記載すべきものとなっている。	
全ての記録項目	別添2のとおり	
⑤保有開始日	平成27年7月1日	
⑥事務担当部署	ハイサイ市民課、真和志支所、首里支所、小禄支所	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○]本人又は本人の代理人									
	[ ]評価実施機関内の他部署	( )								
	[○]行政機関・独立行政法人等	( 地方公共団体情報システム機構 )								
	[○]地方公共団体・地方独立行政法人	( 市町村 )								
②入手方法	[ ]民間事業者	( )								
	[ ]その他	( )								
	[○]紙	[ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ								
	[ ]電子メール	[ ]専用線 [ ]庁内連携システム								
③入手の時期・頻度	[ ]情報提供ネットワークシステム									
	[○]その他	( 住基ネット )								
	転入、入国等の住民異動届及び出生、国籍取得等の戸籍届の申請を受けたとき									
	本市住民基本台帳に記載する時点での入手となることから上記方法、時期、頻度となる。									
④入手に係る妥当性	住基法第7条(住民票の記載事項)において明示されている。									
⑤本人への明示	住基法第7条(住民票の記載事項)において明示されている。									
⑥使用目的 ※	住基法に基づき住民基本台帳への記載を行う。									
変更の妥当性	一									
⑦使用の主体	使用部署 ※	ハイサイ市民課、真和志支所、首里支所、小禄支所								
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">[ 100人以上500人未満 ]</td> <td style="width: 33%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	5) 500人以上1,000人未満
[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳へ記載することで、本人からの希望及び使用目的に応じて住民票の写しに記載する。</li> <li>・機構、県、及び他市町村間での通知に使用する。</li> <li>・個人番号の管理を行う。</li> </ul>									
情報の突合 ※	<p>・住民基本台帳の際にハサワードとして個人番号コードとの併用を規定して実行する。</p> <p>・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う。</p>									
情報の統計分析 ※	人口統計等個人番号を用いない統計は行うが、個人番号を用いた統計分析は行わない。									
権利利益に影響を与える得る決定 ※	該当なし									
⑨使用開始日	平成27年10月1日									

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
委託事項1	住民基本台帳システムのデータ入出力業務委託	
①委託内容	既存住基システムにて行う各種処理の実行	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
その妥当性	・住民の異動に係る記載等処理や発行処理を行う場合、既存住基システムに蓄積されている住民基本台帳ファイルの全てのデータが処理の対象となるため。 ・既存住基システムの多岐にわたる入力業務を、専門的な知識を有し業務に精通した民間事業者に委託することによって効率・安定的に実施している。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 既存住基システム端末の直接操作 )	
⑤委託先名の確認方法	確認できる。(問合せがあれば回答する)	
⑥委託先名	(株)那覇データ・センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項2		住民異動届受付事務及び証明書発行等市民課窓口業務委託
①委託内容		法令等により職員に限定される事務以外の郵送請求郵便物(申請書)の仕分け、受付簿への入力、電話照会、発送処理、届書の受付、証明書の交付等市民課窓口業務。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
その妥当性		<p>・住民の異動届けの受付や、交付請求に基づく証明書の検索、発行処理を行う場合、既存住基システムに蓄積されている住民基本台帳ファイルの全てのデータが処理の対象となるため。</p> <p>・法令等により職員に限定される事務以外の事務を民間事業者に委託することで、柔軟性のある運用体制の確立と効率化、作業品質の確保と安定した業務運営の維持を図り、コストの低減と行政サービスの向上を図っている。</p>
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( 既存住基システム端末の直接操作 )</p>
⑤委託先名の確認方法		確認できる。(問合せがあれば回答する)
⑥委託先名		那覇市市民課窓口業務運営連合体 (株式会社 PBコミュニケーションズ ・ 株式会社 沖縄コングレ)
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託しない ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		住民基本台帳システムの運用保守委託
①委託内容		住民基本台帳システムの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 特定個人情報ファイルの全体 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
その妥当性		<ul style="list-style-type: none"> <li>既存住基システムの運用保守において、データバックアップ等を行うにあたり、住民基本台帳 ファイルの全体を取り扱う必要があるため。</li> <li>既存住基システムの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。</li> </ul>
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満                          2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満              4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満            6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[ ] 専用線                         [ ] 電子メール                         [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ                [ ] 紙</p> <p>[○] その他 ( サーバ室内にてシステムの直接操作 )</p>
⑤委託先名の確認方法		確認できる。(問合せがあれば回答する)
⑥委託先名		沖縄行政システム株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 再委託しない ]</p> <p>1) 再委託する    2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている ( 56 ) 件 [○] 移転を行っている ( 14 ) 件 [ ] 行っていない									
提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者									
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2									
②提供先における用途	番号法別表第2に定める各事務									
③提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)であって主務省令で定めるもの									
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>									
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。									
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[○] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ ] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[ ] 電子メール</td> <td>[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[ ] フラッシュメモリ</td> <td>[ ] 紙</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 ( )</td> <td></td> </tr> </table>		[○] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙	[ ] その他 ( )	
[○] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線									
[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)									
[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙									
[ ] その他 ( )										
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があるとき									
提供先2	那覇市教育委員会 学校教育部 学務課									
①法令上の根拠	番号法第19条第9号									
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務に使用									
③提供する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項									
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>									
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様									
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ ] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[ ] 電子メール</td> <td>[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[ ] フラッシュメモリ</td> <td>[ ] 紙</td> </tr> <tr> <td>[○] その他 ( 庁内連携システム )</td> <td></td> </tr> </table>		[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙	[○] その他 ( 庁内連携システム )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線									
[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)									
[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙									
[○] その他 ( 庁内連携システム )										
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のある都度									

移転先1	健康部 国民健康保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	国民健康保険、後期高齢者医療事務
③移転する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の際
移転先2	福祉部 ちゃーがんじゅう課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	介護保険、在宅福祉サービス、施設入所管理
③移転する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の際

①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務	
②移転先における用途	児童手当、児童扶養手当、児童相談、母子寡婦貸付事務	
③移転する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の際	
①法令上の根拠	福祉部 保護管理課・保護第1課・保護第2課・保護第3課	
②移転先における用途	生活保護ケースワーク、支給点検、相談、医療・介護	
③移転する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の際	

移転先5	福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	精神障害者福祉、地域生活支援、障害者福祉給付、障害者福祉サービス
③移転する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の際
移転先6	健康部 健康増進課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	母子支援、成人健診、予防接種
③移転する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の際

移転先7	こどもみらい部 こども政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	幼稚園保育、子育て支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の際
移転先8	企画財務部 市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	市民税の賦課に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]                            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	<p>[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の際

移転先9	企画財務部 納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	市税の徴収に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満     2) 1万人以上10万人未満     3) 10万人以上100万人未満     4) 100万人以上1,000万人未満     5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	<p style="text-align: left;">[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の際
移転先10	企画財務部 市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	税証明発行事務
③移転する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満     2) 1万人以上10万人未満     3) 10万人以上100万人未満     4) 100万人以上1,000万人未満     5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	<p style="text-align: left;">[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p style="text-align: left;">[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: left;">[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p style="text-align: left;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の際

移転先11	企画財務部 資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	土地、家屋、償却資産の課税に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満     2) 1万人以上10万人未満     3) 10万人以上100万人未満     4) 100万人以上1,000万人未満     5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の際
移転先12	まちなみ共創部 市営住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務
②移転先における用途	市営住宅の管理に関する事務
③移転する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">[ 10万人以上100万人未満 ]      1) 1万人未満     2) 1万人以上10万人未満     3) 10万人以上100万人未満     4) 100万人以上1,000万人未満     5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[ ○ ] 庁内連携システム      [ ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の際

移転先13	こどもみらい部 こどもみらい課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務となる予定
②移転先における用途	子ども子育て支援法による保育園業務
③移転する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の際
移転先14	健康部 地域保健課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務となる予定
②移転先における用途	母子保健法による保健業務
③移転する情報	住所、氏名、個人番号等住基法第7条に規定する事項
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	<p style="text-align: center;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙</p> <p style="text-align: center;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の際

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>&lt;本市における措置&gt;      セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。      ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;      ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。      ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
期間	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
②保管期間 その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳に記載されている限り保管が必要</li> <li>・住基法施行令第8条(住民票の消除)、第8条の2(日本の国籍の取得又は喪失による住民票の記載及び消除)、第10条(転居又は世帯変更による住民票の記載及び消除)若しくは第12条第3項(職権による住民票の記載等)の規定により消除された住民票について、住基法施行令第34条(保存)に基づいて5年間保管する。</li> </ul>												
③消去方法	<p>&lt;本市における措置&gt;      住民基本台帳システムに記録されたデータのうち、住民票の削除後5年を経過したデータをシステムにて判別し消去することができる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul>												
7. 備考													

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名 (2)本人確認情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[ <input type="checkbox"/> システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む	
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。	
④記録される項目	[ <input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<p>・識別情報  <input type="checkbox"/> 個人番号      [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号      [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報  <input type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)      [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</p> <p>・その他住民票関係情報  <input type="checkbox"/> </p> <p>・業務関係情報  <input type="checkbox"/> 国税関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報  <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報  <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報  <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報      [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報  <input type="checkbox"/> 災害関係情報  <input type="checkbox"/> その他 ( )</p>	
その妥当性	<p>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報          :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため</p>	
全ての記録項目	別添2のとおり	
⑤保有開始日	平成27年6月	
⑥事務担当部署	ハイサイ市民課、真和志支所、首里支所、小禄支所	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[ ] 本人又は本人の代理人									
	[ ] 評価実施機関内の他部署	( )								
	[ ] 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 )	)								
	[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市町村 )	)								
	[ ] 民間事業者	( )								
②入手方法	[ ] 紙	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ								
	[ ] 電子メール	[ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム								
	[ ] 情報提供ネットワークシステム									
	[ ] その他 ( 既存住基システム )									
③入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。									
④入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため									
⑤本人への明示	市町村コミュニケーションサーバが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録))に記載されている。									
⑥使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。									
変更の妥当性	-									
⑦使用の主体	使用部署 ※	ハイサイ市民課、真和志支所、首里支所、小禄支所								
	使用者数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">[ 100人以上500人未満 ]</td> <td style="width: 33%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満
[ 100人以上500人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村コミュニケーションサーバ)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村コミュニケーションサーバ→都道府県サーバ)。</li> <li>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村コミュニケーションサーバ)。</li> <li>・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</li> <li>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村コミュニケーションサーバ→都道府県サーバ/全国サーバ)。</li> </ul>									
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> <li>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。</li> </ul>									
	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。									
	権利利益に影響を与える得る決定 ※									
	該当なし。									

⑨使用開始日

平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[ 委託する ] ( 1 ) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項	住民基本台帳ネットワーク保守業務委託	
①委託内容	住民基本台帳ネットワーク機器等の運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネットの運用・保守作業を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。</li> <li>・住基ネットコミュニケーションサーバ(市町村コミュニケーションサーバ)の安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。</li> </ul>	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="radio"/> その他 ( サーバ室内にてシステムの直接操作 )	
⑤委託先名の確認方法	確認できる。(問合せがあれば回答する)	
⑥委託先名	沖縄行政システム株式会社	
⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない									
提供先1	都道府県									
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)									
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。</li> <li>・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。</li> </ul>									
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日									
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>									
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。									
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ ] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[ ] 電子メール</td> <td>[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[ ] フラッシュメモリ</td> <td>[ ] 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[○] その他 ( 住基ネット )</td> </tr> </table>		[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙	[○] その他 ( 住基ネット )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線									
[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)									
[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙									
[○] その他 ( 住基ネット )										
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、隨時。									
提供先2	都道府県及び機構									
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)									
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。									
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日									
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul>									
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。									
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;">[ ] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[ ] 電子メール</td> <td>[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[ ] フラッシュメモリ</td> <td>[ ] 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[○] その他 ( 住基ネット )</td> </tr> </table>		[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線	[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙	[○] その他 ( 住基ネット )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 専用線									
[ ] 電子メール	[ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)									
[ ] フラッシュメモリ	[ ] 紙									
[○] その他 ( 住基ネット )										
⑦時期・頻度	必要に応じて随时(1年に1回程度)。									

## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満                  2) 1年                  3) 2年                                          4) 3年                  5) 4年                  6) 5年                                          7) 6年以上10年未満    8) 10年以上20年未満    9) 20年以上                                          10) 定められていない</p>
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間(5年間)保管する。
③消去方法	本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。	
7. 備考		

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p>[ システム用ファイル ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。</p> <p>また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。</p> <p>市町村は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。</p>
④記録される項目	<p>[ 50項目以上100項目未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <p>[○] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号)</p> </li> <li>・連絡先等情報           <p>[○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等)</p> </li> <li>・その他住民票関係情報           <p>[○] その他住民票関係情報</p> </li> <li>・業務関係情報           <p>[ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報</p> <p>[ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報</p> <p>[ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報</p> <p>[ ] 災害関係情報</p> </li> <li>・その他 ( 通知カード及び交付申請書の送付先の情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報、その他住民票関係情報</li> <li>・個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。</li> <li>・その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)</li> <li>・機関に対し、法令に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2のとおり
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	ハイサイ市民課、真和志支所、首里支所、小禄支所

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人		
	<input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署	( )	
	<input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等	( 地方公共団体情報システム機構 )	
	<input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人	( 市町村 )	
	<input type="checkbox"/> 民間事業者	( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ
	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム		
	<input type="checkbox"/> その他 ( 既存住基システム )		
	[ ]		
③入手の時期・頻度	使用開始日(平成27年10月5日)から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手した。(以降は、新たに個人番号の通知対象者が生じた際に入手している)		
④入手に係る妥当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村コミュニケーションサーバにデータを格納する必要がある。 また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村コミュニケーションサーバにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。		
⑤本人への明示	番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第8条(住民票に基づく通知カードの記載)において明示されている。		
⑥使用目的 ※	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機関に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。		
変更の妥当性	-		
⑦使用の主体	使用部署 ※	ハイサイ市民課、真和志支所、首里支所、小禄支所	
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満      [ ] 1) 10人未満      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満      4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満      6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機関に対し提供する(既存住基システム→市町村コミュニケーションサーバ又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。		
情報の突合 ※	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機関(全国サーバ)が保有する「機関保存本人確認情報」との情報の突合を行う。		
情報の統計分析 ※	送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。		
権利利益に影響を与える決定 ※	該当なし。		
⑨使用開始日	平成27年10月5日		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項	住民基本台帳ネットワーク保守業務委託	
①委託内容	住民基本台帳ネットワーク機器等の運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
その妥当性	・住基ネットの運用・保守作業を実施するため、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。 ・市町村コミュニケーションサーバの安定した稼動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 ( サーバ室内にてシステムの直接操作 )	
⑤委託先名の確認方法	確認できる。(問合せがあれば回答する)	
⑥委託先名	沖縄行政システム株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 1 ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない								
提供先1	機構								
①法令上の根拠	番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する総務省令第35条第1項								
②提供先における用途	市町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。								
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同様。								
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 10万人以上100万人未満 ]            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>								
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。								
⑥提供方法	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 専用線</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 電子メール</td> <td><input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> フラッシュメモリ</td> <td><input type="checkbox"/> 紙</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住基ネット )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住基ネット )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 専用線								
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住基ネット )									
⑦時期・頻度	使用開始日(平成27年10月5日)から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供した。(以降は、新たに個人番号の通知対象者が生じた際に提供している)								

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	
②保管期間	期間	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1年未満 ]            1) 1年未満      2) 1年      3) 2年            4) 3年      5) 4年      6) 5年            7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上            10) 定められていない</p>
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。
③消去方法	保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル 1 / 2

住民基本台帳ファイル	項目名	61 通称現住所コード	123 住民票コード届出日
No.		62 通称本番	124 住所履歴数
1 利用団体コード		63 通称枝番	125 住所異動日
2 住民コード		64 通称小枝番	126 住所届出日
3 異動SEQ		65 通称小小枝番	127 履歴数
4 改製SEQ		66 通称住所	128 履歴異動日
5 住民票コード		67 通称方書	129 履歴届出日
6 増異動日		68 管理コード	130 通称名カナ
7 増連携区分		69 世帯主カナ	131 通称名
8 増事由コード		70 世帯主名	132 国籍等
9 増届出日		71 自治会コード	133 外国人住民となった異動日
10 減異動日		72 小学校区コード	134 外国人住民となった届出日
11 減連携区分		73 中学校区コード	135 30条45規定区分
12 減事由コード		74 投票区コード	136 在留資格
13 減届出日		75 世帯内ソートキー	137 在留期間等
14 最新異動日		76 世帯オプション	138 在留期間の満了の日
15 最新連携区分		77 保護者コード	139 在留カード等の番号
16 最新異動事由コード		78 保護者との続柄	140 住居地の届出区分
17 最新一全区分		79 配給	141 住居地の届出日
18 最新異動届出日		80 し尿	142 法務省通知特定キー
19 カナ氏名		81 魔芋	143 国籍等履歴数
20 氏名		82 被保佐人区分	144 国籍等異動日
21 生年月日元号		83 成人被後見人区分	145 国籍等届出日
22 死亡日元号		84 破産人区分	146 外国人住民日履歴数
23 死亡日		85 再転入区分	147 外国人住民日異動日
24 続柄		86 備考非表示フラグ	148 外国人住民日届出日
25 住民となった異動日		87 備考	149 30条45規定区分履歴数
26 住民となった届出日		88 氏名履歴数	150 30条45規定区分異動日
27 改製日		89 氏名異動日	151 30条45規定区分届出日
28 本籍地コード		90 氏名届出日	152 在留資格履歴数
29 本籍地		91 性別履歴数	153 在留資格異動日
30 本籍地郵便番号		92 性別異動日	154 在留資格届出日
31 筆頭者カナ		93 性別届出日	155 在留期間等履歴数
32 筆頭者		94 生年月日履歴数	156 在留期間等異動日
33 転入前住所コード		95 生年月日異動日	157 在留期間等届出日
34 転入前住所		96 生年月日届出日	158 在留期間の満了の日履歴数
35 転入前住所方書		97 続柄履歴数	159 在留期間の満了の日異動日
36 転入前住所郵便番号		98 続柄異動日	160 在留期間の満了の日届出日
37 転入前住所世帯主名		99 続柄届出日	161 在留カード等の番号履歴数
38 未届転入前住所コード		100 住民日履歴数	162 在留カード等の番号異動日
39 未届転入前住所		101 住民日異動日	163 在留カード等の番号届出日
40 未届転入前住所方書		102 住民日届出日	164 連番
41 未届転入前住所郵便番号		103 本籍履歴数	165 表示順
42 未届転入前住所世帯主名		104 本籍異動日	166 記載住所地コード
43 転出先住所コード		105 本籍届出日	167 記載住所地
44 転出先住所		106 筆頭者履歴数	168 判除日
45 転出先住所方書		107 筆頭者異動日	169 削除住所地コード
46 転出先郵便番号		108 筆頭者届出日	170 削除住所地
47 転出先世帯主名		109 従前住所履歴数	171 業務コード
48 大字コード		110 従前住所異動日	172 受付番号
49 本番		111 従前住所届出日	173 受付枝番号
50 枝番		112 削除履歴数	174 受付区分
51 小枝番		113 削除異動日	175 職員番号
52 小小枝番		114 削除届出日	176 一全区分
53 マンションコード		115 世帯主履歴数	177 受付日
54 棟コード		116 世帯主異動日	178 受付時刻
55 部屋コード		117 世帯主届出日	179 届出日
56 住定日		118 備考文履歴数	180 申請者住民コード
57 住定連携区分		119 備考文異動日	181 申請者住民票コード
58 住定事由コード		120 備考文届出日	182 申請者氏名
59 住定届出日		121 住民票コード履歴数	183 本人区分
60 方書		122 住民票コード異動日	184 関係

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル 2 / 2

185 申請者住所	247 停止理由コード	309 消除事由名称
186 申請者方書	248 指消理由コード	310 住所コード
187 申請者市外局番	249 備考履歴SEQ	311 住所漢字
188 申請者局番	250 刻印種類コード	312 住所方書
189 申請者番号	251 刻印文字	313 住所を定めた日
190 申請内線	252 期限	314 記載日
191 申請判定	253 国保区分	315 記載事由名称コード
192 申請備考	254 处理状況	316 記載事由名称
193 申請オプション	255 異動事由詳細	317 エラーフラグ
194 住所郵便番号	256 異動事由詳細事項	318 異動終了フラグ
195 市外局番	257 発生日	319 手処理フラグ
196 局番	258 処理番号(本番)	320 印刷フラグ
197 番号	259 発行停止日	321 更新区分
198 内線	260 ファイルID	322 異動日
199 電話備考	261 通番	323 世帯番号
200 個人受付連番	262 異動事実コード	324 カナ氏
201 連携区分	263 異動事由数	325 カナ名
202 異動届出日	264 事由発生年月日	326 性別
203 改製フラグ	265 LASDECコード	327 世帯主との続柄名称
204 保護者番号	266 住居地	328 世帯主力ナ氏
205 備考記載日	267 備考(タイムスタンプ)	329 世帯主力ナ名
206 国保資格	268 備考(その他)	330 世帯主漢字氏
207 国保加入区分	269 判除フラグ	331 世帯主漢字名
208 国保退職区分	270 区分	332 住民となった日
209 退職番号	271 世帯コード	333 個人番号セットエラー
210 国保退職本人	272 内容	334 住民票参照更新エラー
211 一般統柄	273 端末ID	335 住民票参照異動フラグ
212 退職統柄	274 職員名	336 個人特定異動フラグ
213 国保記号番号	275 有効期限	337 住民区分
214 児童手当	276 更新職員番号	
215 受給者番号	277 更新処理年月日	
216 受給者住民コード	278 更新処理時刻	
217 学年	279 異動SEQ	
218 介護区分	280 カード運用状況	
219 被保険者番号	281 カード有効期限	
220 年金区分	282 カード回収日	
221 基礎年金番号	283 表面記載バージョン	
222 乳幼児	284 カード種別	
223 障害	285 カード番号	
224 ひとり親	286 異動理由	
225 住所	287 届出年月日	
226 郵便番号	288 処理区分	
227 自治会	289 メモ内容	
228 発行停止日	290 登録職員番号	
229 発行停止区分	291 登録処理日	
230 発行停止職員番号	292 更新処理日	
231 履歴SEQ	293 自治体コード	
232 印鑑コードA	294 異動年月日	
233 印鑑コードB	295 異動時刻	
234 印影SEQ	296 異動ID	
235 異動業務区分	297 異動事由	
236 登録日	298 異動事由コード	
237 廃止日	299 個人番号	
238 照会日	300 漢字氏	
239 回答日	301 漢字名	
240 印影登録日	302 生年月日	
241 証明発行フラグ	303 本籍コード	
242 登録状態コード	304 本籍漢字	
243 印影登録フラグ	305 筆頭者漢字氏	
244 印材コード	306 筆頭者漢字名	
245 身元確認方法コード	307 消除日	
246 身元確認住民コード	308 消除事由名称コード	

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

## 「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」

名称	本人確認情報ファイル	名称	送付先情報ファイル
No.	項目名	No.	項目名
1	住民票コード	1	送付先管理番号
2	漢字氏名	2	送付先郵便番号
3	外字数 (氏名)	3	送付先住所 漢字項目長
4	ふりがな氏名	4	送付先住所 漢字
5	清音化かな氏名	5	送付先住所 漢字 外字数
6	生年月日	6	送付先氏名 漢字項目長
7	性別	7	送付先氏名 漱字
8	市町村コード	8	送付先氏名 漱字 外字数
9	大字・字コード	9	市町村コード
10	郵便番号	10	市町村名 項目長
11	住所	11	市町村名
12	外字数 (住所)	12	市町村郵便番号
13	個人番号	13	市町村住所 項目長
14	住民となった日	14	市町村住所
15	住所を定めた日	15	市町村住所 外字数
16	届出の年月日	16	市町村電話番号
17	市町村コード (転入前)	17	交付場所名 項目長
18	転入前住所	18	交付場所名
19	外字数 (転入前住所)	19	交付場所名 外字数
20	統柄	20	交付場所郵便番号
21	異動事由	21	交付場所住所 項目長
22	異動年月日	22	交付場所住所
23	異動事由詳細	23	交付場所住所 外字数
24	旧住民票コード	24	交付場所電話番号
25	住民票コード使用年月日	25	カード送付場所名 項目長
26	依頼管理番号	26	カード送付場所名
27	操作者ID	27	カード送付場所名 外字数
28	操作端末ID	28	カード送付場所郵便番号
29	更新順番号	29	カード送付場所住所 項目長
30	異動事更新順番号	30	カード送付場所住所
31	更新禁止フラグ	31	カード送付場所住所 外字数
32	予定者フラグ	32	カード送付場所電話番号
33	排他フラグ	33	対象となる人数
34	外字フラグ	34	処理年月日
35	レコード状況フラグ	35	操作者ID
36	タイムスタンプ	36	操作端末ID
		37	印刷区分
		38	住民票コード
		39	氏名 漢字項目長
		40	氏名 漱字
		41	氏名 漱字 外字数
		42	氏名 かな項目長
		43	氏名 かな
		44	郵便番号
		45	住所 項目長
		46	住所
		47	住所 外字数
		48	生年月日
		49	性別
		50	個人番号
		51	第30条の45に規定する区分
		52	在留期間満了の日
		53	代替文字変換結果
		54	代替文字氏名 項目長
		55	代替文字氏名
		56	代替文字住所 項目長
		57	代替文字住所
		58	代替文字氏名位置情報
		59	代替文字氏名住所位置情報
		60	外字フラグ
		61	外字パターン

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出の窓口において届出内容や本人確認書類として写真付きの書類(運転免許証や住民基本台帳カードなど)、または複数点の書類(保険証など)の提示を求めて確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。</li> <li>住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。</li> </ul>
必要な情報以外を入手するごとを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出書に記載された情報以外は入力できない仕組みとなっている。</li> <li>届出書をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。</li> <li>住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民異動届出においては住基法第27条の規定に基づき、書面にて本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認(本人確認書類として写真付きの書類(運転免許証や住民基本台帳カードなど)、または複数点の書類(保険証など)の提示を求めて確認)及び委任状の確認を行うこととしている。</li> <li>親権者や法定代理人については、戸籍謄抄本等の提示または本籍地の市町村へ照会して確認する。</li> <li>任意代理人の持参した委任状の内容(委任の範囲、権限等)に不明瞭な点がある場合には委任者へ電話等で確認する。その場合、委任者の住民票または戸籍の記録をもとに本籍地・世帯構成・前住所等を聞き取る方法で本人確認を行う。</li> <li>システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(同第17条)の提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。</li> <li>写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)と住基情報等の聞き取りを行う。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際には個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行なった者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。</li> <li>入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。</li> <li>特定個人情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、特定個人情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められた期間保管する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの届出書については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。</li> <li>・既存住基システムは住基ネット以外とは外部接続できない仕組みである</li> <li>・住基ネットワークでの通信は全て専用回線及び専用交換装置で構成されたネットワークを介して行い、また、通信を行うごとに、意図した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
一			

### 3. 特定個人情報の使用

#### リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。</li> <li>・統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。</li> </ul>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住基システムと住基ネット市町村コミュニケーションサーバ間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。</li> <li>・戸籍システムでは個人番号を用いた連携を行えないよう仕組みとして担保する。また、戸籍システムには特定個人情報を保有しない。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>

#### リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> </ul>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>① ID/パスワードの発行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限と業務の対応表を作成する。</li> <li>・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。</li> </ul> <p>② 失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。</li> </ul>
アクセス権限の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。
特定個人情報の使用の記録	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、必要に応じて操作履歴を解析する。</li> <li>・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>

#### リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、その旨を職員及び受託者へ周知することで不正な使用の防止を図る。</li> <li>・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っていく。</li> <li>・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・違反行為を行った場合は、契約上の損害賠償規定により措置を講じる予定。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課設置の端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。</li> <li>・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っていく。</li> <li>・違反行為を行った場合は、契約上の損害賠償規定により措置を講じる予定。</li> </ul>			
リスクへの対策は十分か		<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</li> <li>・スクリーンセーバの解除は再度ID/パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のハードコピー（特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際に正確性を確保するため、異動届受付担当と審査担当で二重にチェックする目的で使用）は、事務処理に必要となる範囲にとどめ、使用後はシュレッダーにて廃棄する。</li> </ul>					

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p>委託契約を締結するときは、「那覇市情報セキュリティポリシー」に基づき作成された「外部委託時の契約に関する手順」において、委託に関する責任を有する部署を明確にするとともに、セキュリティ要件を記載した契約書の締結を定めている。また、「那覇市情報セキュリティポリシー」において、管理体制についても報告を求めている。</p>			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[ 制限している ] &lt;選択肢&gt; 1) 制限している      2) 制限していない</p>			
<b>具体的な制限方法</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。</li> <li>・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えている。</li> </ul>		
特定個人情報ファイルの取り扱いの記録	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している      2) 記録を残していない</p>			
<b>具体的な方法</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスログによる記録を残している。</li> </ul>		
特定個人情報の提供ルール	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている      2) 定めていない</p>			
<b>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供の禁止を契約書に明記している</li> </ul>		
<b>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を本市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。</li> <li>・住民異動届関係受付事務及び郵送請求証明書発行等業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を本市庁舎内に限定し、適切な取扱を行うよう規定している。</li> <li>・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>		
特定個人情報の消去ルール	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt; 1) 定めている      2) 定めていない</p>			
<b>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、委託実施場所を本市庁舎内ののみとしており、かつ直接のシステム操作であるため、特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託はない。</li> <li>・住民異動届関係受付事務及び郵送請求証明書発行等業務委託に関しては、特定個人情報が記載された紙媒体については、シュレッダーもしくは溶解処理を行うことを契約書に記載。</li> <li>・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 定めている      2) 定めていない</p>			
<b>規定の内容</b>		<p>「那覇市情報セキュリティポリシー」に基づき作成された「外部委託時の契約に関する手順」及び「那覇市個人情報保護条例第22条」、「那覇市個人情報保護条例施行規則第14条」に基づき、特定個人情報を含む、すべてのデータに対して以下のことを規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者及び受託者の従業員は、本市の業務で知り得た情報を、本市の許可なく第三者に開示しない。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。</li> <li>・本市が貸与する情報、成果品(作成途中を含む。以下同じ)を当該業務以外で使用しない。</li> <li>・特に認める場合を除き、本市が貸与する情報、成果品を指定場所以外で使用しない。</li> <li>・本市が貸与する情報、成果品の破壊、滅失、改ざん、盗難、又は漏洩等がないよう十分に管理し、取り扱う。</li> <li>・本市が貸与する情報、成果品を使用する必要がなくなった時は、速やかに返却、納品、又は破棄する。</li> <li>・本市が貸与する情報、成果品の破壊、滅失、改ざん、盗難、又は漏洩等が起きたとき、又は起きた懸念があるときは、速やかに本市に報告する。</li> <li>・本市が情報セキュリティに関する検査を行うときは、外部委託事業者又は外部要員個人は、関係書類の提出等、検査への積極的な協力をねらう。</li> <li>・外部委託業者又は外部要員個人が本市の情報セキュリティ保持に関する契約に違反した場合の措置について記載する。</li> </ul>		

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	一	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
一		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		<input type="checkbox"/> 提供・移転しない
<b>リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク</b>		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・府内連携システムを利用した情報の移転は全て記録を残しており、どのシステムから移転の要求があつたかまで記録される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・データ移転先からの「データ利用申請」を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを「那覇市情報セキュリティポリシー」に定めている。	
その他の措置の内容	・府内連携システムはデータの移転が認められた移転先からのみアクセスを許可された連携システムへデータを移転している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</b>		
リスクに対する措置の内容	・情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した府内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</b>		
リスクに対する措置の内容	・府内連携システムでは本業務で保有する情報を全て連携することはできず、移転元から承認された情報しか移転できないよう、仕組みとして担保されている。また、決められた提供・移転先のみにしか情報の提供・移転ができない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・特定個人情報をフラッシュメモリ等の媒体を用いて移転する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、かつ、データの暗号化の措置を施したうえで移転を行う。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<input type="radio"/> 接続しない(入手)	<input type="checkbox"/> 接続しない(提供)	
<b>リスク1：目的外の入手が行われるリスク</b>				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か				
	[	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
<b>リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</b>				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
<b>リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク</b>				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
<b>リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</b>				
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
<b>リスク5：不正な提供が行われるリスク</b>				
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;既存住基システムにおける措置&gt;</p> <p>①番号法によって認められている機関等、番号法によって認められている理由をシステム的又は職員による検査にて判断し、提供できる仕組みを構築する予定。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>			
リスクへの対策は十分か	[	十分である	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			<p>＜既存基システムにおける措置＞</p> <p>①提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</p>
			<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
			(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。
リスクへの対策は十分か			
			<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			<p>＜既存基システムにおける措置＞</p> <p>①中間サーバへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。また、情報提供の際は相手先との妥当性について検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止することが担保されたシステムを国が構築する予定である。</p>
			<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p>
			(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か			<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### <本市における措置>

情報提供ネットワークシステムにおいてのリスク及びそのリスクに対する措置については、今後国が作成、公表を行う情報提供ネットワークシステムの特定個人情報保護評価において明示される予定である。

### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<本市における措置> ①電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。 ②停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ③火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ④新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内にサーバ室を設置している。	
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<本市における措置> ①ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ②コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 ③OSには随時パッチ適用を実施している。	
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	住基法第8条(住民票の記載等)の規定により削除された住民票について、住基法施行令第34条(保存)において定める期間(5年間)、システム上にて保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ファイルに記録されたデータのうち、住民票の消除後5年を経過したデータをシステムにて判別し消去ができる。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。</li> <li>・帳票については、規定に基づき、帳簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・廃棄時には、規定に基づき、廃棄を行うとともに、廃棄文書目録を残す。</li> </ul>		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名 (2)本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類(写真付の公的機関発行証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村コミュニケーションサーバにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。</li> <li>正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</li> </ul>
その他の措置の内容	一
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システム((1)住民基本台帳ファイル)に限定される。また、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出の窓口において本人確認書類の確認を厳格に行なった情報が自動的に市町村コミュニケーションサーバの本人確認情報ファイルに連携されることから、本人確認情報ファイルにおける入手の際の本人確認は行わない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認情報の既存住基システムからの取得が適切に行われることをシステムにより担保する。</li> <li>出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際には個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存住基システムへの登録の際に正確性確保の措置がされた住民基本台帳ファイルと本人確認情報ファイルとの整合性の確認を定期的に行なうことで、特定個人情報の正確性確保を図る。</li> <li>本人確認情報に誤りがあった際に統合端末上で直接訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。</li> </ul>
その他の措置の内容	一
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。</li> <li>・操作者の認証を行う。</li> </ul> <p>※市町村コミュニケーションサーバのサーバ上で稼動するアプリケーション、市町村コミュニケーションサーバで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

### 3. 特定個人情報の使用

#### リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	市町村コミュニケーションサーバと宛名管理システム間の接続は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>府内システムにおける市町村コミュニケーションサーバへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村コミュニケーションサーバ間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。</p> <p>なお、市町村コミュニケーションサーバには住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村コミュニケーションサーバが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したマシンルーム内にあり、さらに、施錠を施したラック内に設置している。なお、ラックの鍵も厳重に入退室管理を施された別の部屋に管理されている。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>		

#### リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> <p>生体認証による操作者認証を行つ。</p>		
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する必要がある職員を特定し、その者に対し照合IDと生体認証登録を行い、それによるアクセス管理を実施する。</li> <li>・そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</li> </ul>		
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>		
具体的な管理方法	<p>① ID/生体認証登録管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限と業務の対応表を作成する。</li> <li>・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。</li> <li>・申請に対して、操作者照合情報認証管理責任者が対応表を確認の上、アクセス権限を付与する仕組みである。</li> </ul> <p>② 失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限を有していた職員の異動や退職によりその都度アクセス権限の失効管理を行っている。</li> </ul>		
アクセス権限の管理	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>		
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDやアクセス権限を操作者照合情報認証管理責任者が定期的に確認し、業務上アクセスが必要となつたIDやアクセス権限を変更または削除する。</li> <li>・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーション操作履歴の記録を取得し、保管する</li> </ul>		
特定個人情報の使用の記録	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>		
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム管理者はシステムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、情報保護管理者から操作履歴の内容について提供の要請があれば速やかに対応する。</li> <li>・業務上やむを得ず本人確認情報が表示された画面のハードコピーを保管する場合には、本人確認情報表示画面のハードコピー管理簿に記入する。</li> <li>・バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。</li> </ul>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>		

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っていく。</li> <li>・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・違反行為を行った場合は、契約上の損害賠償規定により措置を講じる予定。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製はできない仕組みとなっている。</li> <li>・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っていく。</li> <li>・違反行為を行った場合は、契約上の損害賠償規定により措置を講じる予定。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>・スクリーンセーバの解除は再度ID/パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。</li> <li>・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピー(特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際に正確性を確保するため、異動届受付担当と審査担当で二重にチェックする目的で使用)は、事務処理に必要となる範囲にとどめ、使用後はシュレッダーにて廃棄する。</li> </ul>			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="checkbox"/> ] 委託しない									
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク											
情報保護管理体制の確認											
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限											
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">具体的な制限方法</td> <td style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/> 制限している]</td> <td style="text-align: center;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1) 制限している</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2) 制限していない</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。</li> <li>・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えていている。</li> </ul>			具体的な制限方法	[ <input type="checkbox"/> 制限している]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>			1) 制限している			2) 制限していない
具体的な制限方法	[ <input type="checkbox"/> 制限している]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>									
		1) 制限している									
		2) 制限していない									
特定個人情報ファイルの取り扱いの記録											
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">具体的な方法</td> <td style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/> 記録を残している]</td> <td style="text-align: center;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1) 記録を残している</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2) 記録を残していない</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスログによる記録を残している。</li> </ul>			具体的な方法	[ <input type="checkbox"/> 記録を残している]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>			1) 記録を残している			2) 記録を残していない
具体的な方法	[ <input type="checkbox"/> 記録を残している]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>									
		1) 記録を残している									
		2) 記録を残していない									
特定個人情報の提供ルール											
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</td> <td style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/> 定めている]</td> <td style="text-align: center;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1) 定めている</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2) 定めていない</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供を禁止している</li> </ul>			委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	[ <input type="checkbox"/> 定めている]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>			1) 定めている			2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	[ <input type="checkbox"/> 定めている]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>									
		1) 定めている									
		2) 定めていない									
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</td> <td style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/> 定めている]</td> <td style="text-align: center;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1) 定めている</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2) 定めていない</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を本市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。</li> <li>・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>			委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	[ <input type="checkbox"/> 定めている]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>			1) 定めている			2) 定めていない
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	[ <input type="checkbox"/> 定めている]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>									
		1) 定めている									
		2) 定めていない									
特定個人情報の消去ルール											
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">ルールの内容及びルール遵守の確認方法</td> <td style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/> 定めていない]</td> <td style="text-align: center;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1) 定めている</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2) 定めていない</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、委託実施場所を本市庁舎内のみとしており、かつ直接のシステム操作であるため、特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。</li> </ul>			ルールの内容及びルール遵守の確認方法	[ <input type="checkbox"/> 定めていない]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>			1) 定めている			2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	[ <input type="checkbox"/> 定めていない]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>									
		1) 定めている									
		2) 定めていない									
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定											
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">規定の内容</td> <td style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/> 定めている]</td> <td style="text-align: center;"><b>&lt;選択肢&gt;</b></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1) 定めている</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2) 定めていない</td> </tr> </table> <p>「那覇市情報セキュリティポリシー」に基づき作成された「外部委託時の契約に関する手順」及び「那覇市個人情報保護条例第22条」、「那覇市個人情報保護条例施行規則第14条」に基づき、特定個人情報を含む、すべてのデータに対して以下のことを規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者及び受託者の従業員は、本市の業務で知り得た情報を、本市の許可なく第三者に開示しない。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。</li> <li>・本市が貸与する情報、成果品(作成途中を含む。以下同じ)を当該業務以外で使用しない。</li> <li>・特に認める場合を除き、本市が貸与する情報、成果品を指定場所以外で使用しない。</li> <li>・本市が貸与する情報、成果品の破壊、滅失、改ざん、盗難、又は漏洩等がないよう十分に管理し、取り扱う。</li> <li>・本市が貸与する情報、成果品を使用する必要がなくなった時は、速やかに返却、納品、又は破棄する。</li> <li>・本市が貸与する情報、成果品の破壊、滅失、改ざん、盗難、又は漏洩等が起きたとき、又は起きる懸念があるときは、速やかに本市に報告する。</li> <li>・本市が情報セキュリティに関する検査を行うときは、外部委託事業者又は外部要員個人は、関係書類の提出等、検査への積極的な協力をねらう。</li> <li>・外部委託業者又は外部要員個人が本市の情報セキュリティ保持に関する契約に違反した場合の措置について記載する。</li> </ul>			規定の内容	[ <input type="checkbox"/> 定めている]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>			1) 定めている			2) 定めていない
規定の内容	[ <input type="checkbox"/> 定めている]	<b>&lt;選択肢&gt;</b>									
		1) 定めている									
		2) 定めていない									

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	一	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
一		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[ ] 提供・移転しない
<b>リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク</b>			
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、5年分保存する。 なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・相手方(都道府県サーバ)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
<b>リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</b>			
リスクに対する措置の内容	相手方(都道府県サーバ)と市町村コミュニケーションサーバとの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
<b>リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク</b>			
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村コミュニケーションサーバへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。</li> <li>・新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内にサーバ室を設置している。</li> </ul>	
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。</li> <li>・OSには隨時パッチ適用を実施している。</li> </ul>	
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める期間保管する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	既存住基システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。		
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[      定めている      ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-8(1)市町村長における本人確認情報の消去)に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。</li> <li>・帳票については、規定に基づき、帳簿等を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・廃棄時には、規定に基づき、廃棄を行うとともに、廃棄文書目録を残す。</li> </ul>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
-			

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名 (3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出の窓口において届出内容や本人確認書類(写真付の公的機関発行証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。</li> <li>正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	送付先情報の入手元は既存住基システム((1)住民基本台帳ファイル)に限定される。また、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出の窓口において本人確認書類の確認を厳格に行った情報が自動的に市町村コミュニケーションサーバの送付先情報ファイルに連携されることから、送付先情報ファイルにおける入手の際の本人確認は行わない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、送付後速やかに市町村コミュニケーションサーバから削除する。 そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。</li> <li>・操作者の認証を行う。</li> </ul> <p>※市町村コミュニケーションサーバで稼動するアプリケーション。市町村コミュニケーションサーバで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村コミュニケーションサーバは、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	市町村コミュニケーションサーバと宛名管理システム間の接続は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>市内システムにおける市町村コミュニケーションサーバへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。</p> <p>なお、市町村コミュニケーションサーバにおいて住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村コミュニケーションサーバが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<p>生体認証による操作者認証を行つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムを利用する必要がある職員を特定し、その者に対し照合IDと生体認証登録を行い、それによるアクセス管理を実施する。</li> <li>そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</li> </ul>		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<p>① ID/生体認証登録管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アクセス権限と業務の対応表を作成する。</li> <li>業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。</li> <li>申請に対して、操作者照合情報認証管理責任者が対応表を確認の上、アクセス権限を付与する仕組みである。</li> </ul> <p>② 失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>権限を有していた職員の異動や退職によりその都度アクセス権限の失効管理を行っている。</li> </ul>		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザIDやアクセス権限を操作者照合情報認証管理責任者が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。</li> <li>不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーション操作履歴の記録を取得し、保管する</li> </ul>		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム管理者はシステムを操作した履歴を磁気ディスクに記録し、情報保護管理者から操作履歴の内容について提供の要請があれば速やかに対応する。</li> <li>バックアップされた操作履歴は定められた期間、保管する。</li> </ul>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っていく。</li> <li>・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・違反行為を行った場合は、契約上の損害賠償規定により措置を講じる予定。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製はできない仕組みとなっている。</li> <li>・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っていく。</li> <li>・違反行為を行った場合は、契約上の損害賠償規定により措置を講じる予定。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>・スクリーンセーバの解除は再度ID/パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。</li> <li>・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のハードコピー(特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際に正確性を確保するため、異動届受付担当と審査担当で二重にチェックする目的で使用)は、事務処理に必要となる範囲にとどめ、使用後はシュレッダーにて廃棄する。</li> </ul>			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク		
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク		
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク		
委託契約終了後の不正な使用等のリスク		
再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託契約を締結するときは、「那覇市情報セキュリティポリシー」に基づき作成された「外部委託時の契約に関する手順」において、委託に関する責任を有する部署を明確にするとともに、セキュリティ要件を記載した契約書の締結を定めている。また、「那覇市情報セキュリティポリシー」において、管理体制についても報告を求めている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。</li> <li>・委託事業者に対し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。</li> <li>・誓約書の提出があった要員に対してのみシステム操作の権限を与えていている。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスログによる記録を残している。</li> </ul>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供を禁止している</li> </ul>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を本市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。</li> <li>・委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めていない ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、委託実施場所を本市庁舎内のみとしており、かつ直接のシステム操作であるため、特定個人情報を含むデータの受け渡しは発生しないため、消去の委託はしない。</li> </ul>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>「那覇市情報セキュリティポリシー」に基づき作成された「外部委託時の契約に関する手順」及び「那覇市個人情報保護条例第22条」、「那覇市個人情報保護条例施行規則第14条」に基づき、特定個人情報を含む、すべてのデータに対して以下のことを規定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者及び受託者の従業員は、本市の業務で知り得た情報を、本市の許可なく第三者に開示しない。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。</li> <li>・本市が貸与する情報、成果品（作成途中を含む。以下同じ）を当該業務以外で使用しない。</li> <li>・特に認める場合を除き、本市が貸与する情報、成果品を指定場所以外で使用しない。</li> <li>・本市が貸与する情報、成果品の破壊、滅失、改ざん、盗難、又は漏洩等がないよう十分に管理し、取り扱う。</li> <li>・本市が貸与する情報、成果品を使用する必要がなくなった時は、速やかに返却、納品、又は破棄する。</li> <li>・本市が貸与する情報、成果品の破壊、滅失、改ざん、盗難、又は漏洩等が起きたとき、又は起きる懸念があるときは、速やかに本市に報告する。</li> <li>・本市が情報セキュリティに関する検査を行うときは、外部委託事業者又は外部要員個人は、関係書類の提出等、検査への積極的な協力をねらう。</li> <li>・外部委託業者又は外部要員個人が本市の情報セキュリティ保持に関する契約に違反した場合の措置について記載する。</li> </ul>	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	一	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
一		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）																				
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		[ ] 提供・移転しない																		
<table border="1"> <tr> <td>特定個人情報の提供・移転の記録</td> <td>[ 記録を残している ]</td> <td>&lt;選択肢&gt; 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</td> </tr> <tr> <td>具体的な方法</td> <td colspan="2">特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、5年分保存する。 なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。</td> </tr> <tr> <td>特定個人情報の提供・移転に関するルール</td> <td>[ 定めている ]</td> <td>&lt;選択肢&gt; 1) 定めている 2) 定めていない</td> </tr> <tr> <td>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</td> <td colspan="2">・相手方(都道府県サーバ)と市町村コミュニケーションサーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</td> </tr> <tr> <td>その他の措置の内容</td> <td colspan="2">「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。</td> </tr> <tr> <td>リスクへの対策は十分か</td> <td>[ 十分である ]</td> <td>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</td> </tr> </table>			特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、5年分保存する。 なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。		特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・相手方(都道府県サーバ)と市町村コミュニケーションサーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。		リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない																		
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、5年分保存する。 なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。																			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない																		
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・相手方(都道府県サーバ)と市町村コミュニケーションサーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。																			
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。																			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている																		
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク																				
リスクに対する措置の内容	相手方(都道府県サーバ)と市町村コミュニケーションサーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。																			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている																		
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク																				
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。</li> <li>・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSとの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> </ul>																			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている																		
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置																				
-																				

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<input type="checkbox"/> 接続しない(入手)	<input type="checkbox"/> 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/>	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/>	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/>	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/>	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/>	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/>	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/>	〔選択肢〕 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

#### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ <input type="checkbox"/> 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ <input type="checkbox"/> 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ <input type="checkbox"/> 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ <input type="checkbox"/> 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。</li> <li>・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している。</li> <li>・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。</li> <li>・新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内にサーバ室を設置している。</li> </ul>	
⑥技術的対策	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。</li> <li>・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。</li> <li>・OSには随時パッチ適用を実施している。</li> </ul>	
⑦バックアップ	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ <input type="checkbox"/> 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[ <input type="checkbox"/> 保管していない ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。</p> <p>そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村コミュニケーションサーバから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない予定である。</p>			

## IV その他のリスク対策 \*

1. 監査				
①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的なチェック方法	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <p>①年に1回担当部署内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>			
2. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っていない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な方法	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <p>①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ③違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>			
3. その他のリスク対策				
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>				

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	那覇市役所 総務部 法制契約課(市政情報センター) 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-869-8191	
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	
特記事項		
③手数料等	[ 有料 ]	<選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付を受ける場合には、那覇市個人情報保護条例施行規則に規定する写しの作成に要する費用(例:A4一枚10円)、郵送により写しの交付を受ける場合は郵送料の負担が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—	
公表場所	—	
⑤法令による特別の手続	—	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先	那覇市役所 市民文化部 ハイサイ市民課 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話:098-862-3274	
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。	

## IV 審査会の答申

## 答申第1号

# 答 申 書

### 第1 審査会の結論

那覇市長(以下「実施機関」という。)が、令和元年12月25日付け那福保管第289号で行った保有個人情報開示決定処分(以下「本件処分」という。)は妥当である。

### 第2 諮問に至る経緯

#### 1 保有個人情報開示請求

審査請求人は、令和元年12月3日付けで、那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号。以下「条例」という。)第16条の規定により、実施機関に対し、7医療機関(●●●)に係る平成24年1月から平成28年3月までの期間におけるレセプト(以下「本件対象文書」という。)の開示請求を行った。

#### 2 本件処分

実施機関は、令和元年12月25日、条例第18条第1項の規定により、本市が保有する情報(公文書)は●●●の平成27年10月分及び●●●の平成26年8月分並びに●●●の平成26年8月分から同年10月分及び平成27年5月分の合計6件であると特定して、その全部を開示することを決定し、本件処分を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年1月30日付けで、条例第20条第1項の規定により、審査請求を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、令和2年4月7日付けで、条例第21条第1項の規定により、当審査会に対して審査請求に係る諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

全開示する裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書によって述べている審査請求の主たる理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成21年に勤めていた事業所内事故により複数骨折損傷を負っている。労災事故について、係争中である。

- (2) 那覇市保護課に医療報酬請求は沖縄労働局に請求すべきものです。(原文ママ)
- (3) ●●●、●●●(「●●●」の誤記かと思われる。[所管課注])、●●●、●●●のレセプトが開示されておりません、受診をしました診療分は全て開示されるべきである。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

##### 1 開示決定とした要旨

実施機関が、弁明書によって述べている主張は、次のとおりである。

審査請求人により開示請求されたレセプトのうち、本市が保有するものについてはすべて開示しております。

##### 2 審査会における説明等の要旨

審査会において、実施機関が行った説明等の概要は、次のとおりである。

- (1) 生活保護の医療費扶助に係るレセプトは、平成18年度から導入したレセプト管理システムにおいて管理しており、審査請求人の開示請求に係るレセプトについて、審査請求人の氏名で検索した結果、実施機関が保有しているレセプトは、審査請求人に開示した3医療機関の6件のみであった。なお、レセプトの保存年限は5年となっている。
- (2) 医療費扶助は、現物給付となっており、その手続きとしては、通常、被受給者からの申し出により医療機関ごと、月ごとに、保護管理課(生活保護に係る医療費扶助の所管課)が発行する医療券を被受給者が医療機関に持参したうえで、受診するものとなっている。
- (3) 今回の審査請求を受けて、本件対象文書に係る医療券の発行記録を検索したところ、本件処分で開示した6件に係るものを見れば、●●●の平成27年6・7月分、●●●の平成25年9・10月分及び平成26年1月分並びに●●●の平成25年8月分の6件のみの記録があつただけである。なお、医療券の発行があつても、生活保護費受給者が医療機関を受診していない場合もあることから、その6件も同様であったと思われるものである。
- (4) 以上のとおり実施機関が保有する本件対象文書については全て開示しているため、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、条例第21条第1項に規定する諮問に応じ、審査請求人の主張及び実施機関の処分理由説明等の内容を踏まえ、本件処分の妥当性について審査をした結果、以下のとおり判断する。

##### 1 実施機関の説明等、審査請求人の主張及び条例の関係規定について

- (1) 審査会は、実施機関の担当職員からの説明等により、審査請求人が開示請求した本件対象文書のうち、実施機関が保有する公文書(レセプト)は開示決定した6件のみであり、その余については保有していないことを確認した。
- (2) 実施機関が開示請求に係る保有個人情報を全部開示した本件処分に対し、審査請求人が如何なる理由により「全開示する裁決を求める。」とする審査請求を提起したのか、当該審査請求書及び反論書からは、必ずしも明らかにはなっていない。
- (3) 保有個人情報とは、条例第2条第9号において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(「略」)に記録されているものに限る。」と規定されている。

## 2 本件処分について

実施機関は、開示請求に係る実施機関が保有する個人情報の全部を開示しており、実施機関が行った本件処分は、妥当である。

## 3 まとめ

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

令和2年4月7日	・審査会への諮問書を受領
令和2年6月25日	・令和2年度第1回審査会 実施機関職員からの説明及び聴取、案件審議
令和2年7月30日	・令和2年度第2回審査会 答申書の確定

## 那覇市情報公開・個人情報保護審査会

会長 上原義信  
副会長 当山恵子  
委員 林千賀子  
委員 渡名喜庸安

# V 会議公開制度

## 1 会議公開制度の目的

情報公開制度の目的が実効的に保障されるためには、市政に関する情報が広く公開される必要があり、そのためには公文書の公開だけではなく、会議の公開についてもその充実を図らなければなりません。このような観点にたち、市政に関する意思形成に重要な役割、機能を有する市の会議について、会議運営の公正性を確保するとともに、市政への市民参加を一層推進するため「公開原則」のもとに会議の公開を行っています。

### 会議公開制度の主な内容

#### (1) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防局長、上下水道事業管理者、議会及び市が設立した地方独立行政法人（市立病院）をいう。

#### (2) 公開の対象となる会議

- ① 条例で設置された審議会、審査会等の会議
- ② 行政委員会の会議

#### (3) 会議公開の基準

原則公開ですが、①情報公開条例により非公開とすることができます。情報に関する審議する場合、  
②公開することにより公正、円滑な審議が著しく阻害される場合は、公開しないことができます。

#### (4) 公開の内容

公開される会議の主な内容は、①開催日時、議題等の事前公表、②傍聴の可否、③意見書の提出、  
④会議録等の公開となっています。

## 2 会議公開制度の運用状況

- (1) 会議の開催について市政情報センターに報告があったのは140件となっています。
- (2) 報告のあった会議について傍聴できたものは41件、傍聴できなかったものは99件となっています。

## 会議の開催状況（次項もあります）

部名	課名	会議の名称	開催数	公開	非公開	傍聴 人数	意見 提出
総務部	防災危機管理課	防災会議委員会	1	1	0	0	0
		防災会議幹事会	1	1	0	0	0
	秘書広報課	那覇市市政功労者表彰審査委員会	1	0	1	0	0
	管財課	那覇市財産評価委員会	3	0	3	0	0
	法制契約課	那覇市建設工事等入札監視委員会	2	0	2	0	0
		那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会	1	1	0	0	0
		那覇市行政不服審査会	2	0	2	0	0
		那覇市情報公開・個人情報保護審査会	2	0	2	0	0
企画財務部	企画調整課	那覇市真和志複合施設建設委員会	5	5	0	1	0
経済観光部	商工農水課	那覇市中小企業振興審議会	1	1	0	0	0
	観光課	那覇市観光審議会	1	1	0	0	0
市民文化部	市民生活安全課	那覇市安全で住みよいまちづくり推進協議会	2	2	0	0	0
	文化振興課	那覇市文化行政審議会	3	1	2	0	0
	文化財課	那覇市立壺屋焼物博物館協議会	2	2	0	0	0
	まちづくり協働推進課	那覇市協働によるまちづくり推進審議会	2	0	2	0	0
こどもみらい部	こども政策課	那覇市こども政策審議会（書面開催）	1	0	1	0	0
		保育所等認可・利用定員設定等部会	2	0	2	0	0
	こども政策課・子育て応援課	那覇市こども政策審議会指定管理予定候補者選定部会	1	0	1	0	0
福祉部	福祉政策課	那覇市社会福祉審議会（書面）	1	0	1	0	0
		那覇市民生委員推薦会	3	0	3	0	0
		那覇市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	1	1	0	0	0
		那覇市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	1	1	0	0	0
	障がい福祉課	那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者予定候補者審査部会	1	0	1	0	0
		那覇市社会福祉審議会障がい者専門分科会（非公開2件は書面開催）	3	1	2	0	0
		那覇市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会審査部会	4	0	4	0	0
	ちゃーがんじゅう課	那覇市社会福祉協議会高齢者福祉介護専門分科会	5	4	1	0	0
		那覇市老人ホーム入所判定委員会	3	0	3	0	0

## 会議の開催状況

部名	課名	会議の名称	開催数	公開	非公開	傍聴 人数	意見 提出
健康部	国民健康保険課	那覇市国民健康保険運営協議会	1	1	0	0	0
	地域保健課	那覇市小児慢性特定疾病審査会	12	0	12	0	0
都市みらい部	都市計画課	那覇市都市景観審議会	1	1	0	3	0
		那覇市都市計画審議会	1	1	0	0	0
		那覇市都市みらい部及びまちなみ共創部指定管理者選定委員会	2	0	2	0	0
まちなみ共創部	建築指導課	那覇市建築審査会	3	3	0	13	0
	まちなみ整備課	那覇市住宅政策等審議会	1	1	0	0	0
		那覇市空家等対策審議会	2	0	2	0	0
生涯学習部	総務課	那覇市教育事務点検評価委員会	5	5	0	0	0
	生涯学習課	那覇市奨学生選考委員会	3	0	3	0	0
		那覇市生涯学習推進協議会	1	1	0	0	0
	市民スポーツ課	那覇市スポーツ推進審議会	2	2	0	0	0
学校教育部	学校教育課	那覇市就学支援委員会	10	0	10	0	0
		那覇市いじめ問題専門委員会 ※各会議2時間のうち前半25分間を公開とし、以降は非公開とした。	35	0	35	0	0
	教育研究所	那覇市立教育研究所運営審議会	1	1	0	0	0
	学校給食課	学校給食運営審議会（部会含む）	5	3	2	0	0
合 計		※前頁と本頁の合計	140	41	99	17	0